

(4) 評価に当たっての意見等

2 市立病院として担うべき医療

・2-(1) 総論

大阪府医療計画で推進が求められている5疾病（がん、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、4事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）については、地域の医療機関との情報共有システムを活用し、紹介率の向上に努めるとともに逆紹介を推進することにより地域で切れ目ない医療の提供体制に貢献し、市立病院として必要とされる医療サービスが概ね適切に提供されたと評価する。

また、感染症医療については、前年度に引き続き、市及び関係機関と連携・協力して患者を受け入れ、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後は診療体制の整備、感染対策の見直し等を行い、10月以降、確保病床のない中でもコロナ患者を受け入れ、市立病院としての役割を果たした。

在宅医療については、主治医・看護師・リハビリ医療従事者・介護支援事業所等、院内外の多職種が連携し、患者や家族の意向に沿った退院支援を行うとともに、退院後、在宅療養者が急変した際には、地域のかかりつけ医と連携して円滑な受入れを行うことで、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に貢献した。

以上の実績から、法人自己評価のとおり、評価「3」（年度計画を順調に実施している。）が妥当であると判断した。

・2-(2) 救急医療

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、段階的に一般診療体制を整備し、積極的な受入の実施に努めたことから、時間外救急車搬送受入率、救急車搬送受入件数ともに目標値には至らなかったものの、時間外救急車搬送受入率が前年度比121%、救急車搬送受入件数が前年度比146%となり、目標値に大きく近づけたことは評価できる。

よって、法人自己評価のとおり、評価「3」（年度計画を順調に実施している。）が妥当であると判断した。

今年度の実績を定着させ、引き続き二次救急医療機関として適切に救急応需体制を維持、確保できるよう努められたい。

【目標指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間外救急車搬送 受入率 【中期計画目標(※)】 80.0%	年度計画目標	90.0%	80.0%	80.0%
	実績	54.8%	59.4%	71.9%

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
救急車搬送受入件数 【中期計画目標】 4,280件	年度計画目標	4,320件	4,280件	4,280件
	実績	2,544件	2,852件	4,180件
うち時間内 【中期計画目標】 1,400件	年度計画目標	1,440件	1,400件	1,400件
	実績	950件	960件	1,427件
うち時間外 【中期計画目標】 2,880件	年度計画目標	2,880件	2,880件	2,880件
	実績	1,594件	1,892件	2,753件

(※) 令和4年度から令和7年度までの第3期中期計画期間の目標値（以下同様）

※令和5年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】P5-8

・2－（5）感染症医療

新型コロナウイルス感染症については、昨年度に引き続き、関係機関と連携・協力して患者を受け入れ、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後は診療体制の整備等を行い、確保病床のない中でもコロナ患者を受け入れ、感染症医療における市立病院としての役割を適切に果たした。

新興感染症等の発生及びまん延時における大阪府との医療措置協定に基づき、有事に備える体制を整えたことや、地域の感染対策推進について、予防講座の開催、高齢者施設等への感染防止研修やクラスター支援、医療機関等との訓練や合同カンファレンス等を実施した点については年度計画を上回る実績として評価できる。

以上から、法人自己評価のとおり、「4」（年度計画を上回って実施している。）が妥当であると判断した。

・2－（6）がん医療

チーム医療による集学的治療を推進した結果、がん入院患者数、外来化学療法件数、放射線治療患者数について、実績は前年度に比べ減少しているものの、目標を達成している。

がん手術件数及びがん診療地域連携パス実施件数については目標の達成には至らなかったものの、新規開業医訪問時やかかりつけ医への逆紹介の機会を活用することで、がん診療地域連携パスの連携医療機関数を増やしていることを評価し、法人自己評価のとおり「3」（年度計画を順調に実施している。）が妥当であると判断した。

引き続き、地域の医療機関等への働きかけを継続し、改めてがん診療地域連携パス実施件数の増加に向けた課題の洗い出しを行うことで、地域で支えるがん治療の促進に努められたい。

【目標指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
がん入院患者件数 【中期計画目標】 2,630件	年度計画目標	2,120件	2,540件	2,570件
	実績	2,772件	2,722件	2,575件
外来化学療法件数 【中期計画目標】 3,520件	年度計画目標	2,650件	3,400件	3,440件
	実績	3,771件	4,173件	3,811件
放射線治療患者数 【中期計画目標】 250人	年度計画目標	—	241人	244人
	実績	254人	264人	256人
がん手術件数 【中期計画目標】 860件	年度計画目標	700件	830件	840件
	実績	890件	875件	795件
がん診療地域連携 パス実施件数 【中期計画目標】 40件	年度計画目標	40件	40件	40件
	実績	23件	13件	13件

【関連指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
がん患者リハビリテーション 単位数（※）	実績	2,709 単位	2,125 単位	1,817 単位
がん相談件数	実績	759件	840件	817件
緩和ケアチーム介入件数	実績	158件	151件	47件
がん検診受診者数	実績	1,473人	1,479人	1,584人

（※）単位数とは、20分を1単位とするリハビリテーションの実施数

※令和5年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】P13-16

5 健都における総合病院としての役割

・5-（1）国立循環器病研究センターとの機能分担・連携

国立循環器病研究センターとの医療連携会議の開催により、患者の受入等の連携強化が図られており、同センターからの紹介件数が前年度比で104%、同センターへの紹介件数は前年度比で115%という結果となった。同センターとの診療における連携が進んでいる点を評価し法人自己評価のとおり、「4」（年度計画を上回って実施している。）が妥当であると判断した。両病院の一層の連携強化に努められたい。

【関連指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
国立循環器病研究センターからの紹介件数	実績	832 件	761 件	798 件
国立循環器病研究センターへの紹介件数	実績	697 件	840 件	967 件

※令和5年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】P36-39

2 「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」

(1) 評価結果

A：年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。

(2) 判断理由及び考慮した事項、内容

小項目評価の集計結果について、評価4「年度計画を上回って実施している」が2項目、評価3「年度計画を順調に実施している」が8項目であったことにより、評価A「年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。」と判断した。

(3) 小項目評価の集計結果

該当ページについて、令和5年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】におけるページ。		該当ページ	小項目評価				
			評価5	評価4	評価3	評価2	評価1
1 効果的・効率的な業務運営	ア 重点方針の共有及び目標達成に向けた取組	P41-43			○		
	イ 目標管理の徹底				○		
	ウ 経営改善に向けた取組				◎		
	小 計				4		
2 働きやすい職場環境の整備	(1) 働き方改革の推進	P43-44		◎			
	(2) 人材の確保・養成 ア 人材の確保	P44			○		
	イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実	-46			○		

		該当 ページ	小項目評価				
			評価 5	評価 4	評価 3	評価 2	評価 1
2 働きやすい 職場環境の 整備	(3) 人事給与制度 ア 職員給与の設定・運用	P46 -47			○		
	イ 人事評価制度の運用				○		
	小 計			2	4		
項目数合計				2	8		
評価5～3の構成比率 (%)			100%				

(4) 評価に当たっての意見等

2 働きやすい職場環境の整備

・2－(1) 働き方改革の推進

医師の時間外労働に係る上限規制が適用開始となる令和6年度に向けて、長時間労働の医師に指導等を行ったことにより意識付けが図られ、平均時間外労働時間数（医師）が前年度の47時間からほぼ半減となる22時間へ大幅に縮小できた点を評価し、法人自己評価のとおりに、「4」（年度計画を上回って実施している。）が妥当であると判断した。

【関連指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
平均時間外労働時間数（医師）	実績	46時間/ 月	47時間/ 月	22時間/ 月

※令和5年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】P43-44

3 「第4 財務内容の改善に関する事項」

(1) 評価結果

C：年度計画を実施したが、中期計画の実現のためにはやや遅れている。

(2) 判断理由及び考慮した事項、内容

小項目評価の集計結果について、評価3「年度計画を順調に実施している」が5項目、評価2「年度計画を十分に実施できていない」は4項目であった。評価3以上の小項目の割合が9割未満のため、評価C「年度計画を実施したが、中期計画の実現のためにはやや遅れている。」と判断した。

(3) 小項目評価の集計結果

該当ページについて、令和5年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】におけるページ。		該当ページ	小項目評価				
			評価5	評価4	評価3	評価2	評価1
1	経営基盤の確立	P47-49				◎	
2	(1) 収益の確保 ア 収益の確保	P49-51				◎	
	イ 未収金の発生予防・早期回収				○		
	(2) 費用の節減 ア 主要な費用の数値目標の設定	P51-54			○		
	イ 人件費・経費の適正化				◎		
	ウ 材料費の適正化				○		
項目数合計					5	4	
評価5～3の構成比率（％）			55.5％				

(4) 評価に当たっての意見等

・1 経営基盤の確立

令和5年度は、新病院移転後の減価償却費や光熱費高騰により、当初より多額の赤字を見込んでいたが、新型コロナウイルス感染症の5類移行後において、病床稼働率が回復しなかった影響により医業収益が減収し、当初の計画を上回る赤字額となっている。

そのため、目標指標とする経常収支比率及び医業収支比率は目標を下回る結果となっており、法人の評価と同様に評価「2」（年度計画を十分に実施できていない。）が妥当であると判断した。

【目標指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収支比率 【中期計画目標】 101.3%	年度計画目標	98.6%	99.8%	99.4%
	実績	110.4%	112.1%	95.5%
医業収支比率 【中期計画目標】 96.9%	年度計画目標	92.0%	93.7%	94.1%
	実績	87.7%	91.0%	87.6%

※令和5年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】P47-49

2 収益の確保と費用の節減

・2－（１）収益の確保

入院・外来診療単価や手術件数については目標値を上回ったものの、入院・外来患者数、新入院患者数及び病床利用率は目標値を下回る結果となった。入院・外来診療単価の増加によって患者数減による減収を抑えている点については考慮できるものの、収益の確保の根幹となる医業収益が昨年度より減少しており、年度計画を順調に実施しているとは判断できないことから、「ア 収益の確保」について、法人評価「3」（年度計画を順調に実施している。）のところを、評価「2」（年度計画を十分に実施できていない。）とした。

市立病院として質の高い医療を提供しながらも、経営改善の取組等により、収益力の向上に努められたい。

【目標指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
病床利用率 【中期計画目標】 90.0%	年度計画目標	90.0%	90.0%	90.0%
	実績	72.1%	68.7%	72.7%
入院患者数（1日当たり） 【中期計画目標】 387.7人	年度計画目標	387.7人	387.7人	387.7人
	実績	310.9人	296.1人	313.3人
外来患者数（1日当たり） 【中期計画目標】 900.0人	年度計画目標	1,000人	900人	900人
	実績	883.9人	896.1人	833.1人
入院診療単価 【中期計画目標】 65,800円	年度計画目標	61,000円	64,600円	65,600円
	実績	69,855円	75,591円	72,119円

項目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
外来診療単価 【中期計画目標】 18,600 円	年度計画目標	16,061 円	18,000 円	18,200 円
	実績	19,809 円	20,772 円	21,680 円
新入院患者数 【中期計画目標】 10,970 人	年度計画目標	9,435 人	10,800 人	10,860 人
	実績	9,140 人	9,060 人	9,615 人
手術件数 【中期計画目標】 4,000 件	年度計画目標	—	3,600 件	3,730 件
	実績	3,602 件	3,617 件	3,843 件

※令和 5 年度の業務実績に関する評価結果報告書【小項目評価】 P 49-51

4 「第5 その他業務運営に関する重要事項」

(1) 評価結果

A：年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。

(2) 判断理由及び考慮した事項、内容

小項目評価の集計結果が、全て評価3「年度計画を順調に実施している」であったことにより、評価A「年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。」と判断した。

(3) 小項目評価の集計結果

該当ページ		小項目評価				
		評価5	評価4	評価3	評価2	評価1
1 情報の提供	ア 特色ある診療内容の周知	P55 -57		○		
	イ 市民や患者に対する啓発・情報発信			○		
	ウ 市民公開講座等の積極的な開催			○		
	エ 法人の経営状況の公表			○		
2 環境に 配慮した 病院運営	ア 環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制	P57 -58		○		
	イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発			○		
項目数合計				6		
評価5～3の構成比率（％）			100％			

地方独立行政法人市立吹田市民病院
令和5年度の業務実績に関する評価結果報告書
【小項目評価】

令和6年8月

吹田市

目次

1	地方独立行政法人市立吹田市民病院の概要	1
2	小項目評価結果	2
第2	市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
1	大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割	2
2	市立病院として担うべき医療	4
3	安心安全で患者満足度の高い医療の提供	20
4	本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり	28
5	健都における総合病院としての役割	36
第3	業務運営の改善及び効率化に関する事項	41
1	効果的・効率的な業務運営	41
2	働きやすい職場環境の整備	43
第4	財務内容の改善に関する事項	47
1	経営基盤の確立	47
2	収益の確保と費用の節減	49
第5	その他業務運営に関する重要事項	55
1	情報の提供	55
2	環境に配慮した病院運営	57

1 地方独立行政法人市立吹田市民病院の概要

(1) 現況

①法人名 地方独立行政法人市立吹田市民病院

②所在地 吹田市岸部新町5番7号

③設立年月日 平成26年(2014年)4月1日

④役員の状況

役職	氏名	備考
理事長	矢野 雅彦	—
副理事長	内藤 雅文	病院長
理事	戎井 力	副院長
理事	四宮 眞男	吹田市医師会裁定委員
理事	鈴木 省三	副院長
理事	前田 哲生	副院長
理事	中筋 知美	副院長
理事	木田 利明	事務局長
監事	児玉 憲夫	弁護士
監事	吉永 徳好	公認会計士

⑤設置・運営する病院 市立吹田市民病院

⑥職員数(正規職員)

職種	人数	備考
医師	96名	—
看護師	366名	—
医療技術員	117名	—
事務職	57名	うち派遣職員8名

(2) 基本的な目標等

吹田市内には当院のほか、国立循環器病研究センター、大阪大学医学部附属病院といった特定機能病院や、済生会吹田病院、済生会千里病院などの急性期病院が整備されており、多くの医療機関が集積している。

その中でも当院は、「市民とともに心ある医療を」の基本理念に基づき、急性期医療、高度医療及び救急医療の提供を中心に、地域の中核病院としての機能を発揮することがこれからも期待される。

今後更に公立病院としての役割を果たしていくためには、患者ニーズの変化を的確に捉え、それに応じた良質な医療を提供するとともに、経営の効率化や経営基盤の安定化を図る必要が

ある。

市民の生命と健康を守るという目的を達成するため、当院は地方独立行政法人としての強みを発揮しながら、引き続き公立病院としての役割を果たすこと、医師をはじめ全職員の経営に対する意識改革を図り、目標達成に向け一丸となった協力体制の構築に取り組むこと、そしてサービスの向上と効率的な運営を行うことに取り組むものとする。

2 小項目評価結果

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割

評価対象外

中期目標	高齢化の進展等に伴う疾病構造の多様化に対応し、患者の状態像に応じて適切な医療が提供できるよう、様々な医療機関との機能分担・連携を推進すること。 大阪府地域医療構想に係る豊能医療・病床懇話会などでの協議の内容や、他の医療機関の病床転換の状況等を踏まえつつ、将来の医療需要に対して不足が見込まれている医療機能のニーズへの対応を検討すること。 これにあたっては、数多くの病院が近接するとともに、今後も人口が増加するという本市及び豊能医療圏の特殊性も踏まえながら、病院機能の在り方などについて検討すること。
中期計画	(1) 大阪府地域医療構想の概要 当院が位置する豊能構想区域は、国立循環器病研究センター、大阪大学医学部附属病院、市立病院4施設など、国公立及び公的な大規模病院が多く存在するという特徴を有する。 本構想区域内の各病院及び有床診療所から報告された病床機能報告制度の報告数と、2025年の必要病床数を比較すると、急性期機能は需給が均衡しているが、依然、回復期機能は不足している。地域の限られた医療資源を有効活用し、必要なサービスを引き続き確保できるよう、病床機能の分化及び連携を推進していく必要がある。 また、豊能構想区域における在宅医療等医療需要についても今後増加が見込まれている。その需要に対応するため、吹田市（以下「市」という。）が構築する地域包括ケアシステムの一翼を担うことで、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに寄与することが求められている。 (2) 当院が果たすべき役割 ア 基本的な考え方 当院は、これまで地域の中核病院として、急性期医療の提供を中心に役割を果たしてきた。また、隣接する国立循環器病研究センターとの連携を図る中で、複合的疾患及び合併症を持った患者を受け入れるなど、総合病院として急性期医療への需要がより高まっている。 そうした状況のもと、当院は地域の医療機関との機能分担・連携を図りつつ、地域の診療所や民間病院等では対応できない入院・手術を中心とした急性期医

	療を提供し、総合病院としてより多様な医療需要に対応していく。それに加えて、数多くの病院が近接するとともに、今後も人口が増加するという本市及び豊能医療圏の特殊性も踏まえ、不足する回復期機能への対応を図るとともに、高齢化の進展に伴い求められる在宅医療への支援を積極的に行っていく。 イ 不足する病床機能への対応 今後見込まれる医療機能のニーズや大阪府地域医療構想に係る豊能医療・病床懇話会等における議論の内容、民間の医療機関における転換の状況、当院の経営状況などを踏まえ、病床機能の転換について検討し、医療機能の見直しにあたっては市民の理解が得られるよう取組を行う。 ウ 在宅医療への支援 在宅医療の充実に向けた支援として、在宅医療に係る関係機関との円滑な連携による退院支援を行う。また、在宅療養者の病状が急変した際の一時的な受入れを行うなどの在宅医療の後方支援を積極的に行うとともに、在宅療養後方支援病院の施設基準取得などの検討を行う。あわせて、医療・介護・福祉のサービスが切れ目なく提供されるよう、地域医療ネットワークの連携を強化する。
年度計画	(1) 大阪府地域医療構想の概要 当院が位置する豊能構想区域は、国立循環器病研究センター、大阪大学医学部附属病院、市立病院4施設など、国公立及び公的な大規模病院が多く存在するという特徴を有する。 本構想区域内の各病院及び有床診療所から報告された令和3年度（2021年度）の病床機能報告制度の報告数と、2025年の必要病床数を比較すると、急性期機能は需給が均衡しているが、依然、回復期機能は不足している。地域の限られた医療資源を有効活用し、必要なサービスを引き続き確保できるよう、病床機能の分化及び連携を推進していく必要がある。 また、本構想区域における在宅医療等医療需要についても今後増加が見込まれている。その需要に対応するため、吹田市（以下「市」という。）が構築する地域包括ケアシステムの一翼を担うことで、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに寄与することが求められている。 (2) 当院が果たすべき役割 ア 基本的な考え方 当院は、これまで地域の中核病院として、急性期医療の提供を中心に役割を果たしてきた。また、国立循環器病研究センターとの連携を図る中で、複合的疾患及び合併症を持った患者を受け入れる必要があることなど、総合病院として急性期医療への需要がより高まっている。 そうした状況のもと、当院は地域の医療機関との機能分担・連携を図りつつ、地域の診療所や民間病院等では対応できない入院・手術を中心とした急性期医療を提供し、総合病院としてより多様な医療需要に対応していく。それに加えて、数多くの病院が近接するとともに、今後も人口が増加するという本市及び豊能医療圏の特殊性も踏まえ、不足する回復期機能への対応を図るとともに、高齢化の進展に伴い求められる在宅医療への支援を積極的に行っていく。 イ 不足する病床機能への対応 大阪府地域医療構想において不足するとされている回復期病床については、回復期リハビリテーション病床の活用により、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを引き続き提供する。

	また、今後見込まれる医療機能のニーズや大阪府地域医療構想に係る豊能医療・病床懇話会等における議論の内容、民間の医療機関における転換の状況、当院の経営状況などを踏まえ、病床機能の転換について検討し、医療機能の見直しにあたっては市民の理解が得られるよう取組を行う。 ウ 在宅医療への支援 在宅医療の充実に向けた支援として、患者支援センターの活用により、在宅医療に係る関係機関との円滑な連携による入退院支援を行う。また、在宅療養者の病状が急変した際の一時的な受入れを行うなどの在宅医療の後方支援を積極的に行うとともに、在宅療養後方支援病院の施設基準を取得する。あわせて、医療・看護、介護・福祉のサービスが切れ目なく提供されるよう、地域医療ネットワークの連携を強化する。
--	--

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 市立病院として担うべき医療

(1) 総論

中期目標	地域医療の中核であるべき市立病院として、地域で不足する医療を補い、必要とされる医療を切れ目なく提供できるよう、地域の医療機関との機能分担・連携を推進すること。また、地域包括ケアシステムの充実に向け、地域の関係機関との連携を強化すること。
中期計画	当院は地域医療の中核的な役割を果たすために、地域の医療機関だけでは対応が困難な症例に対して、良質かつ高度な医療を提供する。特に、高齢化の進展に伴い今後増加が想定される疾患のうち、がん疾患、整形外科系疾患及び呼吸器系疾患への対応については重点的に取り組む。 また、大阪府医療計画においては5疾病（がん、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）4事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の推進が求められている。地域医療支援病院として他の医療機関との連携の下、質の高い医療を提供するとともに、次期医療計画での「新興感染症等の感染拡大時における医療」の追加が予定されている感染症医療も含めて、不採算医療をはじめとした政策医療についても市立病院として実施することでその役割を果たす。 さらに、在宅医療の充実に向けて、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるよう、吹田市が構築する地域包括ケアシステムの一翼を担い、介護・福祉関係機関との情報共有や調整を十分に図ることで、適切な退院支援や在宅療養者の急変時の受入れ等を行う。
年度計画	当院は地域医療の中核的な役割を果たすために、地域の医療機関だけでは対応が困難な症例に対して、良質かつ高度な医療を提供する。特に、高齢化の進展に伴い今後増加が想定される疾患のうち、がん疾患、整形外科系疾患及び呼吸器系疾患への対応については重点的に取り組む。 また、大阪府医療計画においては5疾病（がん、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）4事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の推進が求められている。地域医療支援病院として他の医療機関との連携

	の下、質の高い医療を提供するとともに、次期医療計画での「新興感染症等の感染拡大時における医療」の追加が予定されている感染症医療も含めて、不採算医療をはじめとした政策医療についても市立病院として実施することでその役割を果たす。 さらに、在宅医療の充実に向けて、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるよう、吹田市が構築する地域包括ケアシステムの一翼を担い、介護・福祉関係機関との情報共有や調整を十分に図ることで、適切な退院支援や在宅療養者の急変時の受入れ等を行う。
--	---

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】 がん疾患については、外来化学療法及び放射線治療の実施など、集学的治療を推進し効果的な治療に努めた。また、低侵襲の手術を積極的に行なっており、7月より膀胱がん、10月より結腸がんに対して手術支援ロボットを使用した手術を開始した。 大阪府医療計画で推進が求められている5疾病（がん、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、4事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）については、公立病院として必要とされる医療サービスを他の医療機関との機能分担・連携の下に適切に実施するとともに、質の高い医療の提供に努めた。 地域医療支援病院として、地域の医療機関との情報共有システムの活用や、当日の受入依頼についての運用の改善を図り、よりスムーズな診療所等からの受入体制を図るなど紹介率の向上に努めた。また、逆紹介を推進することにより、地域で切れ目ない医療の提供に努めた。 新型コロナウイルス感染症については、引き続き市及び関係機関と連携・協力して患者を受け入れ、5類感染症移行後は診療体制の整備、感染対策の見直し等を行い、10月以降、確保病床のない中でもコロナ患者を受け入れ、市立病院としての役割を果たした。 在宅医療については、介護・福祉関係機関との情報共有や調整を十分に図り、適切な退院支援や在宅療養者の急変時の受入れ等を行った。	

【評価結果】

	参考	第3期中期目標期間				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
法人自己評価	3	3	3			
最終評価	3	3	3			
評価の判断理由						
法人自己評価のとおり						

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 市立病院として担うべき医療

（2）救急医療

中期目標	ア 二次救急医療機関として、地域の医療機関との機能分担・連携の下、24時間365日、円滑な受入れが行えるよう、救急応需体制の維持・確保を図るこ
------	---

	と。 イ 初期救急医療については、かかりつけ医定着を促進するなど地域の医療環境を踏まえた機能分担・連携を推進すること。
中期計画	ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の維持・確保 (ア) 二次救急医療機関として、地域の医療機関及び三次救急医療機関との連携及び役割分担の下、24時間365日の受入体制を引き続き確保することにより、地域で必要とされる救急医療を提供する。 (イ) 救急病床を含め必要な病床を常時確保し、二次救急病院として入院の受入れを適切に行う。 (ウ) 受け入れた救急患者について迅速に適切な診療科で対応するため、救急科部長を中心に円滑な受入れを進める。
年度計画	ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の維持・確保 (ア) 二次救急医療機関として、地域の医療機関及び三次救急医療機関との連携及び役割分担の下、24時間365日の受入体制を引き続き確保することにより、地域で必要とされる救急医療を提供する。 (イ) 救急病床を含め必要な病床を常時確保し、消防と連携を取りながら二次救急病院として入院の受入れを適切に行う。 (ウ) 受け入れた救急患者について迅速に適切な診療科で対応するため、救急科部長を中心に円滑な受入れを進める。 イ 初期救急医療における機能分担・連携 地域の医療機関との連携推進やかかりつけ医定着の促進について、ホームページや広報誌等での情報発信を通じ啓発を行うことで、初期救急医療における機能分担を図る。

【目標指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間外救急車搬送受入率	年度計画目標	90.0%	80.0%	80.0%
【中期計画目標※】 80.0%	実績	54.8%	59.4%	71.9%

※令和4年度から令和7年度までの第3期中期計画期間の目標値。(以下同様)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
救急車搬送受入件数	年度計画目標	4,320件	4,280件	4,280件
【中期計画目標】 4,280件	実績	2,544件	2,852件	4,180件
うち時間内	年度計画目標	1,440件	1,400件	1,400件
【中期計画目標】 1,400件	実績	950件	960件	1,427件
うち時間外	年度計画目標	2,880件	2,880件	2,880件
【中期計画目標】 2,880件	実績	1,594件	1,892件	2,753件

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
救急搬送入院件数	実績	896 件	879 件	1,195 件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】 ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の維持・確保 (ア) 感染症患者やその疑いがある患者の診療対応と並行して 24 時間 365 日の医療体制を引き続き確保し、地域の医療機関及び三次救急医療機関との連携・役割分担の下、地域における救急医療提供の中心的役割を果たせるよう努めた。 コロナ禍による病床制限から通常の体制に戻しつつある中、積極的に受入れを実施し、受入率、救急車搬送受入件数ともに目標値には至らなかったものの、前年度に比べ大幅に増加した。 (イ) 救急病床を含め必要な病床を常時確保し、消防と連携を取りながら二次救急病院として入院の受入れを適切に行い、入院受入件数は対前年度 36% 増の 1,195 件となった。 (ウ) 時間内の救急搬送患者対応について、救急科部長を中心に救急隊からの受入要請に対し、迅速に受入可否の判断をするとともに適切な診療科で対応するなどのスムーズな受入体制で運用した。 イ 初期救急医療における機能分担・連携 地域の医療機関との連携推進やかかりつけ医定着について、ホームページや病院だより、市民公開講座において啓発を行ったほか、患者が自宅や外出先での急病時でも対応可能な医療機関を診療科・所在エリア等の項目で絞り込み、見つけることができる「かかりつけ医検索システム」をホームページ上に掲載し、初期救急医療における機能分担を図った。	

【評価結果】

ア 二次救急医療機関としての円滑な救急応需体制の維持・確保

	参考	第3期中期目標期間				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
法人自己評価	2	2	3			
最終評価	2	2	3			
評価の判断理由						
新型コロナウイルス感染症の5類移行後、段階的に一般診療体制を整備し、積極的な受入の実施に努めたことから、時間外救急車搬送受入率、救急車搬送受入件数ともに目標値には至らなかったものの、時間外救急車搬送受入率が前年度比121%、救急車搬送受入件数が前年度比146%となり、目標値に大きく近づけたことは評価できる。 よって、法人自己評価のとおり、評価「3」（年度計画を順調に実施している）が妥当であると判断した。 今年度の実績を定着させ、引き続き二次救急医療機関として適切に救急応需体制を維持、確保できるよう努められたい。						

イ 初期救急医療における機能分担・連携

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 市立病院として担うべき医療

(3) 小児医療・周産期医療

中期目標	ア 小児救急医療について、豊能広域こども急病センターや地域の診療所と連携しながら、二次救急医療機関としての役割を果たすこと。 イ 産科医等の人材確保に努め、より安全な周産期医療を提供すること。また、大阪府周産期緊急医療体制の参加病院として、二次救急医療機関としての役割を果たすこと。
中期計画	ア 小児医療 小児救急医療については、他の公立病院等とともに、豊能広域こども急病センターの後送病院として、輪番制による豊能医療圏全体の二次救急受入れの役割を担うほか、地域の診療所と連携し、入院機能など地域に必要とされる役割を果たす。 イ 周産期医療 産科医等の人材確保に努め、周産期緊急医療体制の参加病院として通常分娩に加え、合併症をもった妊婦など中程度のリスクのある分娩までを対応し、安心安全な周産期医療体制を確保する。
年度計画	ア 小児医療 小児救急医療については、豊能広域こども急病センターの後送病院として、輪番制による豊能医療圏全体の二次救急受入れの役割を担うほか、地域の診療所と連携し、入院機能など必要とされる役割を果たす。 イ 周産期医療 通常分娩においては、安全・快適な環境での分娩を進めるとともに、産後ケアや育児相談など、出産後のケアも引き続き行っていく。また、周産期緊急医療体制の参加病院として、合併症をもった妊婦など中程度のリスクのある分娩までを対応する。また、高度機能が必要なハイリスク分娩等は、地域の周産期母子医療センターと連携を推進し、安心安全な周産期医療体制を引き続き確保する。

【関連指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
小児科患者数（入院）	実績	4,140 人	5,076 人	5,492 人

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
小児科患者数（外来）	実績	9,265人	8,614人	8,360人

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
小児救急搬送患者数	実績	442人	697人	890人
うち 小児救急入院患者数	実績	198人	293人	445人

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
分娩件数	実績	312件	339件	277件
うち産科合併症や既往をもった妊婦分娩件数	実績	89件	57件	39件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 小児医療

二次医療圏内の小児救急診療について、豊能広域こども急病センターの後送病院として週4回の二次救急輪番を努め、地域に必要とされる役割を果たした。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
小児時間外救急搬送応需率	実績	92.2%	84.8%	95.2%

イ 周産期医療

陣痛から分娩後まで、部屋移動による負担が少なく安全なLDR（特別室）の活用に加え、多職種から専門的なサポートを受けることが出来る助産師外来や、ははとこ健診（産後2週間健診）、産後のアロマセラピーなど妊娠から産後まで幅広い支援を行い、安心してお産できる環境を継続して提供したが、分娩件数は前年度より減少した。

糖尿病等の合併症をもった妊婦、中程度のリスクのある分娩や開業医では対応の難しい妊娠管理や分娩管理が必要な妊婦の受入体制を維持した。

分娩においてハイリスクを有する妊婦については、健診の段階で高次医療対応が可能な周産期母子医療センターへ紹介するなどし、安心安全な周産期医療体制を確保した。

【評価結果】

ア 小児医療

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

イ 周産期医療

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 市立病院として担うべき医療

(4) 災害医療

中期目標	ア 吹田市地域防災計画に基づき、市の災害医療センターとして大規模な災害や事故の発生に備え、災害時の医療体制や医薬品等の確保体制を整備すること。 イ 災害時には、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに市と連携し、市の災害医療センターとして、市域の医療機関の中心的役割を果たすこと。
中期計画	ア 災害時の医療体制の整備 (ア) 災害時の医療活動を迅速かつ適切に対応できるよう、災害対策訓練を実施するとともに、院外で開催される災害対策訓練及び災害医療研修へ積極的に参加する。 (イ) 災害発生時に備え、設備の点検や物資の確保を進めるとともに市の防災計画の見直しに合わせるなど、必要に応じて当院の業務継続計画（BCP）やマニュアルの見直しを行う。 イ 市及び地域の医療機関との連携体制 災害時には、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに、災害状況により可能である場合は、現地医療救護班の派遣等の医療救護活動を実施する。
年度計画	ア 災害時の医療体制の整備 (ア) 災害時の医療体制を確保するために、大地震などの大規模な自然災害に対する訓練を実施し、院外で開催される災害対策訓練及び災害医療研修へ積極的に参加する。また、当院の重要インフラである電子カルテへのサイバー攻撃に対しては、定期的に保存したバックアップデータを遠隔地に保管する。 (イ) 災害発生時に備え、設備の点検や物資の確保を進める。また、当院の業務継続計画（BCP）やマニュアルを訓練及び研修で得た改良点を反映して見直しを図るとともに、情報システム運用継続計画（IT-BCP）の作成に向けて情報収集を行う。 イ 市及び地域の医療機関との連携体制 災害時には、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに、災害状況により可能である場合は、現地医療救護班の派遣等の医療救護活動を実施する。

【関連指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
災害訓練回数	実績	1回	3回	3回

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
災害訓練参加人数	実績	85人	171人	218人

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
災害医療院外研修参加回数	実績	2回	1回	3回

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 災害時の医療体制の整備

(ア) 10月に地震を想定し、災害対策本部立ち上げ、被災者のトリアージから診察までの時間経過、行動確認等を評価する内容で大規模災害訓練を行った（106人参加）。2月の防火訓練では、初期消火・通報伝達訓練、またあらゆる患者に対応するため、エアーストレッチャーでの避難訓練（80人参加）を行ったほか、10月には院内保育所で保育士、園児を中心に防火訓練を行った（32人参加）。また、9月に吹田市総合防災訓練に医師・看護師等5人が参加するとともに、1月には吹田市水道部と応急給水訓練を行った。さらに7月・3月の2回にわたり大阪府災害医療研修に、10月には豊能2次医療圏大規模災害時医療連携強化プロジェクト研修にそれぞれ医師・看護師等4人が参加した。また、5月には、当院の重要インフラである電子カルテへのサイバー攻撃に対応するため、定期的に保存したバックアップデータを遠隔地に保管する運用を開始した。

(イ) 災害発生時の停電に備え非常用発電機及びその燃料の備蓄である地下タンクの点検等を定期的に行っている。また非常食等についても点検し更新をしている。災害及び防火訓練を反映して当院の業務継続計画（BCP）やマニュアルの見直しを行い、情報システム運用継続計画（IT-BCP）の作成に向けて情報収集を行った。

イ 市及び地域の医療機関との連携体制

災害拠点病院である大阪大学医学部附属病院の災害研修に参加し、情報交換を行った。また、災害時の医療機関との連携・協力において重要なことは、正確な情報共有をすることであるため、大阪府救急・災害医療情報システムによる情報入力訓練に参加した（16回）。

【評価結果】

ア 災害時の医療体制の整備

	参考	第3期中期目標期間				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
法人自己評価	3	3	3			
最終評価	3	3	3			
評価の判断理由						
法人自己評価のとおり						

イ 市及び地域の医療機関との連携体制

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	4	3	3		
最終評価	4	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 市立病院として担うべき医療

(5) 感染症医療

中期目標	新興感染症等の感染拡大に備え、平時から関係機関との連携体制の確保等を図るとともに、職員や地域に対して予防講座を行うなど啓発活動を行うこと。また、新興感染症等の発生時には、市の求めに応じつつ、関係機関と連携・協力し、一般の医療提供体制への影響を最小限にしながら、感染症医療における中心的な役割を果たすこと。
中期計画	新興感染症等の感染拡大に備え、平時から関係機関との連携体制の確保等を図るとともに、職員や地域に対して予防講座を実施する。また、院内感染対策マニュアルの改定、感染症患者の受入にに必要な院内環境の整備及び感染対策に必要な医療材料の備蓄を図る。 新興感染症等の発生時には、新型コロナウイルス感染症拡大時に重点拠点医療機関として対応した経験を生かし、関係機関と連携・協力し、一般の医療提供体制を確保しながら感染症医療に適切に対応する。
年度計画	感染症法等の改正により、公立医療機関等に対して感染症発生・まん延時に担うべき医療提供が義務づけられることをふまえ、平時から関係機関と連携を図るとともに、感染症患者の受入にに必要な院内環境の整備及び感染対策に必要な医療材料の備蓄を図る。また、職員や地域に対して予防講座を実施するとともに適宜院内感染対策マニュアルの改定を行う。 新型コロナウイルス感染症については、5類感染症に見直す国の方針をふまえ、関係機関と連携・協力し、引き続き一般の医療提供体制を確保しながら患者の受入れ等ができる診療体制の整備を行う。

【関連指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
職員や施設等に対する予防講座開催回数	実績	19回	19回	19回

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

感染症医療

感染症法等の改正により、新興感染症等の発生及びまん延時には、病床の確保、発熱外来の

実施、医療人材の派遣等について、必要な措置を講じるため大阪府との医療措置協定を締結した。

平時から関係機関と連携を図るとともに、重点医療機関として感染症患者の受入れに必要な院内環境の整備及び感染対策に必要な医療材料の備蓄を図った。また、職員や地域に対して予防講座を19回実施するとともに適宜院内感染対策マニュアルの改定を行った。

院内クラスターが1回発生したが、感染拡大させることなく短期間で終息させることができた。

感染管理認定看護師が高齢者施設等に対して感染防止対策研修やクラスター支援、地域の診療所へ訪問し感染対策に関する助言を行うなど、地域の感染対策推進に努めた。

また、医療機関や医師会および保健所と共に、新型コロナウイルス感染症等の発生を想定した訓練や合同カンファレンスを計6回実施した。

新型コロナウイルス感染症については、引き続き市及び関係機関と連携・協力して患者を受け入れ、5類感染症移行後は診療体制の整備、感染対策の見直し等を行い、10月以降、確保病床のない中でもコロナ患者を受け入れ、市立病院としての役割を果たした。

【評価結果】

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	—	4	4		
最終評価	—	4	4		
評価の判断理由					
新型コロナウイルス感染症については、昨年度に引き続き、関係機関と連携・協力して患者を受け入れ、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後は診療体制の整備等を行い、確保病床のない中でもコロナ患者を受け入れ、感染症医療における市立病院としての役割を適切に果たした。 新興感染症等の発生及びまん延時における大阪府との医療措置協定に基づき、有事に備える体制を整えたことや、地域の感染対策推進について、予防講座の開催、高齢者施設等への感染防止研修やクラスター支援、医療機関等との訓練や合同カンファレンス等を実施した点については年度計画を上回る実績として評価できる。 以上から、法人自己評価のとおり、「4」（年度計画を上回って実施している。）が妥当であると判断した。					

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 市立病院として担うべき医療

(6) がん医療

中期目標	ア 大阪府がん診療拠点病院として、集学的治療や地域連携パスを推進するとともに、相談支援を充実し、積極的な情報提供に努めること。 イ 本市が実施する各種がん検診に積極的に協力するなど、がん予防医療の取組に努めること。
中期計画	ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備 (ア) 大阪府がん診療拠点病院として、検査によるがん診断から手術、放射線治

	療、化学療法などを組み合わせた集学的治療を推進する。 (イ) 地域連携パスの連携医療機関を拡充し、パスの推進に取り組むことで、がん診療の質の向上に貢献する。 (ウ) 多職種からなる体制の下、がんのリハビリテーションの推進、がん患者に対する相談支援、症状緩和に向けた緩和ケアの介入及び情報提供などを積極的に実施し、緩和ケアの充実を図る。 イ がん予防医療の取組 (ア) 市が実施する各種がん検診に積極的に協力し、がん予防医療に取り組む。 (イ) 病院だよりにがん検診の案内を定期的に掲載する。また、ホームページ上に当院のがん診療に関する情報を掲載することなどにより、市民向けのがん予防の啓発に取り組む。
年度計画	ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備 (ア) 大阪府がん診療拠点病院として、がんの診断検査から手術、化学療法等の薬物療法、放射線治療を組み合わせた集学的治療を推進する。また、腹腔鏡や手術支援ロボットを使用した低侵襲の手術を推進する。 (イ) 開業医訪問を行う等してがん診療地域連携パスの連携医療機関数を増やすことに加え、院内での周知機会を設けることでパスの活用を進めていく。 (ウ) 多職種からなる体制の下、がんのリハビリテーションの推進、がん相談支援センターでのがん患者に対する相談支援、がんに関する情報提供、症状緩和に向けた緩和ケアの介入を積極的に実施するとともに、緩和ケア研修会を開催することで緩和ケアの充実を図る。 イ がん予防医療の取組 (ア) 市が実施する各種がん検診に積極的に協力し、がん予防医療に取り組む。 (イ) がん予防の啓発の取り組みとして、当院が発行する病院だより等の広報誌及びホームページ上にがん検診やがん診療に関する情報を定期的に掲載する。

【目標指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
がん入院患者件数	年度計画目標	2,120 件	2,540 件	2,570 件
【中期計画目標】 2,630 件	実績	2,772 件	2,772 件	2,575 件

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
外来化学療法件数	年度計画目標	2,650 件	3,400 件	3,440 件
【中期計画目標】 3,520 件	実績	3,771 件	4,173 件	3,811 件

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
放射線治療患者数	年度計画目標	—	241 人	244 人
【中期計画目標】 250 人	実績	254 人	264 人	256 人

項目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
がん手術件数	年度計画目標	700 件	830 件	840 件
【中期計画目標】 860 件	実績	890 件	875 件	795 件

項目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
がん診療地域連携パス 実施件数	年度計画目標	40 件	40 件	40 件
【中期計画目標】 40 件	実績	23 件	13 件	13 件

【関連指標】

項目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
がん患者リハビリテーション 単位数 (※)	実績	2,709 単位	2,125 単位	1,817 単位

(※) 単位数とは、20 分を 1 単位とするリハビリテーションの実施数（以下同様）

項目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
がん相談件数	実績	759 件	840 件	817 件

項目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
緩和ケアチーム介入件数	実績	158 件	151 件	47 件

項目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
がん検診受診者数	実績	1,473 人	1,479 人	1,584 人

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備

(ア) 医師、看護師、コメディカル等がチームとして症例検討会を行い、他科と連携協力し、患者にとって最良な治療方法となるよう集学的治療を推進した結果、がん入院患者件数、外来化学療法件数、放射線治療患者数については目標を達成した。がん手術件数については専門医の体制変更があり目標を達成できなかった。

また、低侵襲の手術を積極的に行っており、7 月より膀胱がん、10 月より結腸がんに対して手術支援ロボットを使用した手術を開始した。

(イ) 新規開業医への訪問時での案内や患者のかかりつけ医への逆紹介を行う際の機会等を活用してがん診療地域連携パスの連携医療機関数を増やしつつ、院内でも会議等の周知機会を設けることでパスの活用促進に取り組んだものの、パスの対象となる患者や機会が少なく、年度目標の 40 件に対して 13 件に留まった。

(ウ) がんのリハビリテーションについては、がんの専門知識を有する技師が療養生活の質向上を目的とするリハビリテーションを実施した。

がん相談支援センターでは、がんに関する情報を整備し、案内ポスターの掲示、リーフレ

ットの設置、リーフレットの配布等の周知に努め相談支援に繋げた。

緩和ケアについては人員体制に変更があったものの、週1回のラウンドを継続した。

9月に日本緩和医療学会 PEACE プロジェクトに基づき、緩和ケア研修会を実施した。(参加者：24人)

イ がん予防医療の取組

(ア) 地域の医療機関との機能分化の観点から、実施している医療機関の数が比較的少ない子宮がん検診、胃がん内視鏡検診及び乳がん検診を継続して実施した。肺がん、大腸がん検診はかかりつけ医で実施し、当院は二次検診を実施することにより急性期病院としての役割を果たした。

(イ) 年4回発行している病院だより全号に当院のがん診療についての紹介、ホームページ上の「覚えておきたい「がん」のこと」へリンクするQRコードを掲載してがん予防の啓発に取り組んだ

【評価結果】

ア 大阪府がん診療拠点病院としてのがん診療体制の整備

	参考	第3期中期目標期間				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
法人自己評価	3	3	3			
最終評価	4	4	3			
評価の判断理由						
チーム医療による集学的治療を推進した結果、がん入院患者数、外来化学療法件数、放射線治療患者数について、実績は前年度に比べ減少しているものの、目標を達成している。 がん手術件数及びがん診療地域連携パス実施件数については目標の達成には至らなかったものの、新規開業医訪問時やかかりつけ医への逆紹介の機会を活用することで、がん診療地域連携パスの連携医療機関数を増やしていることを評価し、法人自己評価のとおり「3」（年度計画を順調に実施している）が妥当であると判断した。 引き続き、地域の医療機関等への働きかけを継続し、改めてがん診療地域連携パス実施件数の増加に向けた課題の洗い出しを行うことで、地域で支えるがん治療の促進に努められたい。						

イ がん予防医療の取組

	参考	第3期中期目標期間				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
法人自己評価	3	3	3			
最終評価	3	3	3			
評価の判断理由						
法人自己評価のとおり						

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 市立病院として担うべき医療

(7) リハビリテーション医療

中期目標	急性期から回復期までの患者の状態像に応じたリハビリテーションを手厚く行い、早期の在宅復帰を支援すること。
中期計画	ア 回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援 整形外科術後早期や脳出血、脳梗塞発症早期といった急性期のリハビリテーション医療とともに、回復期リハビリテーション病棟（45床）を活用した回復期のリハビリテーション医療を実施することで、ADL（日常生活動作）の向上により、在宅復帰を支援する。 イ 高齢者の増加に伴う疾患への対応 高齢化に伴い増加することが想定される、がん患者へのリハビリテーション医療や呼吸器系疾患のリハビリテーション医療に取り組む。
年度計画	ア 回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援 整形外科疾患や脳出血、脳梗塞発症早期といった急性期のリハビリテーション医療を実施するとともに、回復期リハビリテーション病床においては365日のリハビリテーション実施体制の下、ADL向上に効果的なリハビリテーションを提供し、在宅復帰の支援を行う。 イ 高齢者の増加に伴う疾患への対応 今後増加することが想定される、がん患者や呼吸器疾患患者の運動機能低下を予防・改善するリハビリテーションの提供に取り組む。

【目標指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
回復期リハビリテーション病棟 病床利用率 【中期計画目標】 95.0%	年度計画目標	95.0%	95.0%	95.0%
	実績	84.0%	76.0%	72.9%

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
回復期リハビリテーション病棟 在宅復帰率 【中期計画目標】 80.0%	年度計画目標	80.0%	80.0%	80.0%
	実績	94.7%	91.7%	92.4%

【関連指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
早期リハビリテーション単位数	実績	55,029 単位	53,161 単位	56,085 単位

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総リハビリテーション実施単位数	実績	136,538 単位	133,946 単位	140,319 単位

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
がん患者リハビリテーション単位数 (再掲)	実績	2,709 単位	2,125 単位	1,817 単位

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
呼吸器リハビリテーション単位数	実績	2,710 単位	2,913 単位	2,992 単位

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
脳血管疾患等リハビリテーション単位数	実績	63,786 単位	67,939 単位	71,646 単位

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
運動器リハビリテーション単位数	実績	59,558 単位	52,975 単位	53,789 単位

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
廃用症候群リハビリテーション単位数	実績	7,775 単位	7,994 単位	10,075 単位

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）				
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】				
ア 回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援 365 日のリハビリテーション実施体制の下、急性期患者については、引き続き術後や発症後の早期リハビリテーション、また廃用症候群の予防や早期離床を目的としたリハビリテーションを実施した。回復期リハビリテーション患者については、ADL 向上に効果的なリハビリテーションを提供した。病床利用率は目標値には届かなかったが、リハビリテーション実施単位数は前年度実績とほぼ同等であった。				
イ 高齢者の増加に伴う疾患への対応 がん患者や呼吸器疾患患者に対し早期にリハビリテーションの介入を実施し、患者の状態等を勘案して、最も適切なリハビリテーションを提供することで、患者の自立度向上に取り組んだ。				

【評価結果】

ア 回復期リハビリテーション病棟を活用した在宅復帰への支援

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

イ 高齢者の増加に伴う疾患への対応

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		

評価の判断理由
法人自己評価のとおり

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 市立病院として担うべき医療

(8) 難病に関する医療

中期目標	難病指定医療機関として、難病患者に対する医療を行い、患者・家族を支援すること。
中期計画	難病指定医療機関及び大阪府難病医療協力病院として、患者が安心して療養を継続できるよう、難病に関する専門的治療を提供するとともに、保健所等の関係機関と連携・協力し、難病患者への支援に取り組む。
年度計画	難病指定医療機関及び大阪府難病医療協力病院として、患者が安心して療養を継続できるよう、難病に関する専門的治療を提供する。また、他の医療機関や保健所等の関係機関と連携・協力し、「働き方相談会」を開催するとともに、相談員の就労支援に関するスキルアップ研修を受ける等、難病患者への支援に取り組む。

【関連指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
臨床調査個人票作成数	実績	622件	725件	770件

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健所等が開催する相談会等への協力・参加件数	実績	1件	3件	3件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

患者が安心して療養を継続出来るよう、難病に関する専門的治療を提供するとともに保健所や難病患者就労サポーターと連携し、「働き方相談」を実施した。保健所が実施する難病に関する講演会「パーキンソン病患者さんが安心して過ごせる地域づくりに向けて～関係者の皆さんに伝えたいこと～」 「全身性エリテマトーデス」に講師派遣を行った。

また、保健所、在宅の関係機関と難病患者の災害時の外部バッテリー充電訓練を実施した。

【評価結果】

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	—	3	3		
最終評価	—	3	3		

評価の判断理由
法人自己評価のとおり

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供

(1) 安心安全な医療の提供

中期目標	ア 安心安全な医療を提供するため、医療の安全管理を確保する体制を整備すること。 イ 医療事故や院内感染の発生防止に取り組むなど、医療安全対策を徹底し、定期的に関連する研修等を行い、安全管理の意識向上を図ること。
中期計画	ア 医療の安全管理体制の確保 (ア) 医療安全管理委員会において、インシデント発生状況の分析とアクシデント発生予防を検討し、医療安全対策に取り組む。 (イ) 院内感染対策委員会において、院内感染発生状況の分析や感染予防対策に取り組む。 イ 医療安全対策の徹底 (ア) 公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価結果を活用し、安心安全で質の高い医療を効率的に提供するための業務改善を継続的に取り組む。 (イ) 全職員を対象に医療安全に関する情報の提供を行うほか、医療安全・感染管理に関する研修の実施や院外での研修への積極的な参加により、医療事故や感染症に対する意識の向上を図り、医療安全対策を徹底する。
年度計画	ア 医療の安全管理体制の確保 (ア) 医療安全管理委員会等を毎月開催し、インシデント・アクシデント事例の報告を行い、再発防止策について検討するとともに、患者への影響度が高い事案については症例検討会を開催し、今後の事故防止に努める。また、医療安全に関する研修を行うことで安全に対する意識の向上を図る。 (イ) ICT ラウンド及び抗菌薬適正使用ラウンドを毎週実施し、感染症治療、抗菌薬適正使用状況及び感染防止策を評価する。また、評価結果をフィードバックし、感染対策の推進及び薬剤耐性菌出現の抑止に努める。 イ 医療安全対策の徹底 (ア) 昨年度の病院機能評価認定更新時に、患者の安全確保に向けて助言された内容について検討し、安心安全な医療の提供と業務改善に取り組む。 (イ) 医療安全に関する情報を提供するため、院内ネットワークに定期的に「医療安全新聞」を掲載し、意識向上に努める。また、患者に安心安全な医療を提供できるよう、職員に対して医療安全・院内感染防止対策に関する研修やeラーニングを実施するとともに、院外での研修に積極的に参加し、意識の向上を図る。

【関連指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療安全管理委員会開催回数	実績	12回	12回	12回

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
インシデント・アクシデント報告のうち医師が行った割合	実績	7.5%	6.5%	6.1%

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
症例検討会開催回数	実績	2回	4回	2回

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療安全・感染管理に関する研修開催回数	実績	26回	31回	31回

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療安全関係院外研修参加件数	実績	19件	18件	21件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 医療の安全管理体制の確保

（ア）医療安全管理委員会等を毎月開催し、インシデント・アクシデントの発生要因を分析し、再発防止策の検討結果を毎月の部長会を通じ、職員へ周知を図るとともに全職員を対象に医療安全研修を2回行った。また、今後の事故防止につなげるため、患者への影響度が高かった事案について症例検討会を2例開催した。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
インシデント件数	実績	1,194件	1,354件	1,384件
アクシデント件数	実績	48件	38件	38件

（イ）ICT ラウンド及び抗菌薬適正使用ラウンドを毎週行い、感染症治療、抗菌薬適正使用状況及び感染防止策を評価し、結果のフィードバックを行った。その結果、薬剤耐性菌感染症感染率は1.24%と低い数値を維持することができ、昨年の感染率2.11%より更に低減した。薬剤耐性菌の発生数が1病棟で6例と増大した案件があったが、感染対策の確認と改善を行い、ICT介入後早い段階で感染拡大を抑止できた。

広域抗菌薬（カルバペネム）の使用密度は平均して（24.44→15.79）と前年度より低減し使用量を抑制することができた。

イ 医療安全対策の徹底

（ア）病院機能評価認定更新時に、マニュアル改訂時の改訂箇所や改正日の記載が一部に無いとの指摘があり、適切に医療事故防止マニュアルの改正を行った。

（イ）院内ネットワーク内にある医療安全室ホームページの「医療安全新聞」「医療安全情報」等を7回更新し、医療安全に関する情報提供に努め、意識向上に取り組んだ。また、医療の安全管理研修について、全職員を対象に2回、職種別に14回実施した。院外においても医

療安全室の職員を中心に 21 回の研修に参加した。院内感染防止対策として、全職員を対象に 4 回、職種別に 11 回の研修を実施し、職員の感染防止対策への意識向上に取り組んだ。

【評価結果】

ア 医療の安全管理体制の確保

	参考	第 3 期中期目標期間			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

イ 医療安全対策の徹底

	参考	第 3 期中期目標期間				
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
法人自己評価	3	3	3			
最終評価	3	3	3			
評価の判断理由						
法人自己評価のとおり						

第 2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供

(2) チーム医療の充実

中期目標	医療の質と安全性を高めるため、医師、看護師及びコメディカルスタッフなど多職種・多診療科間で編成したチーム医療の更なる充実を図ること。
中期計画	ア チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供 医療の質と安全性を高めるため、認知症ケアチームや栄養サポートチームをはじめとした各専門チームの介入など、多職種協働による円滑で質の高い診療・ケアを提供する。 イ チーム医療の質の向上 多職種からなる専門性の高いスタッフによるミーティングやラウンド等を通じて、課題の把握及び解決に努め、チーム医療の質の向上を図る。
年度計画	ア チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供 医療の質と安全性を高めるため、認知症ケアチームや栄養サポートチームをはじめとした各専門チームの介入など、多職種協働によるアプローチから円滑で質の高い診療・ケアを提供する。 イ チーム医療の質の向上 多職種からなる専門性の高いスタッフによるミーティングやラウンド等を通じて、課題の把握及び共有に努め、チーム医療の質の向上を図る。

【関連指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症ケアチーム 介入件数	実績	408件	291件	319件

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
栄養サポートチーム 介入件数	実績	656件	731件	854件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供

医療の質と安全性を高めるため、多職種がそれぞれの専門スキルを活用し、チームで患者の療養生活のサポートを行うことで質の高い診療・ケアを提供した。

認知症ケアチームにおいては、認知症を有する患者の担当看護師と共にカンファレンスを実施し、認知症状の悪化の予防やケアなど症状改善に向けた介入を行った。

栄養サポートチームにおいては、低栄養の患者の把握や栄養管理の提案を行い、病状の早期回復に努めた。

イ チーム医療の質の向上

多職種によるミーティングやラウンド等を通じて、課題の把握及び解決に努め、チーム医療の質の向上を図った。

認知症ケアチームにおいては、研修会や委員会等を通じて、認知症に関する知識やケアの目的の共有やスキルアップを図った。

栄養サポートチームにおいては、個々の症例に関して治療効果の促進や合併症の回避を目的として、病棟スタッフに対して、栄養療法や、栄養管理について助言を行い、チーム医療の質の向上を図った。

【評価結果】

ア チーム医療の仕組みを活用した質の高い診療・ケアの提供

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

イ チーム医療の質の向上

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		

評価の判断理由
法人自己評価のとおり

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供

(3) コンプライアンスの徹底

中期目標	ア 医療法をはじめとする関係法令を遵守のうえ、行動規範と倫理に基づく適正な病院運営を行うこと。 イ 全ての職員が個人情報を保護することの重要性を認識し、その管理を徹底すること。また、情報セキュリティ対策を確実に実施すること。
中期計画	ア 内部統制体制の整備 関係法令遵守について周知し職員の意識向上に努めるとともに、監事や会計監査人による監査結果等を活用し、業務の適正化を図る。 イ 個人情報管理の徹底 個人情報の取扱いや漏洩防止を目的とした研修や、マイナンバーカードの取扱いに関する研修の実施などにより、職員の意識向上を図る。また、情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ対策を行うなど、個人情報保護の徹底を図る。
年度計画	ア 内部統制体制の整備 関係法令遵守について周知し職員の意識向上に努めるとともに、内部統制については、業務実施の障害となる要因を事前に分析及び評価したリスクへの適切な対応を行う。また、監事や会計監査人による監査結果を踏まえ、業務の適正化を図る。 イ 個人情報管理の徹底 個人情報保護に関する研修やマイナンバーカードの取扱いに関する研修を実施するとともにセルフチェックシートによる自己点検を行い、個人情報取扱いについて職員の意識向上を図る。また、セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ対策について、全職員を対象に定期的に注意喚起を行う。

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】 ア 内部統制体制の整備 リスクへの適切な対応を行うため、令和4年度に実施したリスク評価をもとに業務におけるリスクを再確認し、適宜見直しを行った。また、市の財政援助団体等監査、市が選任した会計監査人による監査業務（会計実務指導や内部統制等）に係る指摘についても適切に対応を行った。 イ 個人情報管理の徹底 漏洩防止やマイナンバーカードの取り扱いを含めた個人情報保護に関する研修を実施し、当日に参加できなかった職員向けに 院内ポータルサイトに研修動画を掲載し、個人情報保護に対する意識向上に努めたうえで、院内ポータルサイトによる個人情報に関する

自己点検を行った。

また、セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ対策について、全職員を対象に定期的に注意喚起を行った。

【評価結果】

ア 内部統制体制の整備

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

イ 個人情報管理の徹底

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	—	3	3		
最終評価	—	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供

(4) 患者サービスの向上

中期目標	ア 患者が利用しやすい病院を目指すため、職員の接遇向上、院内の快適性向上及び待ち時間の短縮など、患者の視点に立ったサービスの向上に取り組むとともに、その結果を定量的に把握するよう努めること。 イ インフォームド・コンセント、セカンド・オピニオンの充実など患者に寄り添った良質な医療を提供することにより市民に信頼され、選ばれる病院を目指すこと。 ウ ボランティアの受入れを推進し、病棟など多様な分野へのボランティア活動の拡充を図ること。
中期計画	ア 患者の視点に立ったサービスの提供 (ア) 患者アンケートや声の箱などに寄せられた意見を活用し患者ニーズの的確な把握に努め、患者サービスの向上に取り組む。 (イ) 障がいの有無など患者や家族の事情に寄り添った丁寧な接遇を心掛けるとともに、接遇に関する研修を実施し、質の向上を図る。 (ウ) かかりつけ医との機能分担・連携の推進の観点から外来診療の紹介制の拡大を検討するとともに引き続きかかりつけ医への逆紹介を推進することで待

	ち時間の短縮に繋げる。 イ 患者に寄り添ったサービスの提供 説明手順に沿った標準的でわかりやすく質の高いインフォームド・コンセントを実施するとともに、セカンド・オピニオンを積極的に推進し、患者に選ばれる病院を目指す。 ウ 院内ボランティア活動への支援 ボランティアの積極的な受入れに引き続き努めるとともに、ボランティアが活動しやすい環境の整備などにより、患者の療養環境の向上を図る。
年度計画	ア 患者の視点に立ったサービスの提供 (ア) 患者満足度調査や声の箱などに寄せられた意見を活用し患者ニーズの的確な把握に努め、患者サービスを改善する。 (イ) 障がいの有無など患者や家族の事情に寄り添った対応をするため、接遇研修を実施し、状況に応じた丁寧な接遇を行うよう、職員の意識向上を図る。 (ウ) かかりつけ医との機能分担・連携の推進の観点から、かかりつけ医への逆紹介や外来予約を推進するなどして待ち時間の短縮に努める。 イ 患者に寄り添ったサービスの提供 説明手順に沿った標準的で分かりやすく質の高いインフォームド・コンセントを実施するとともに、セカンド・オピニオンについては積極的に推進し、当院への依頼だけでなく他院への希望についても丁寧に対応することで、患者に選ばれる病院を目指す。 ウ 院内ボランティア活動への支援 ボランティアが活動しやすい環境を引き続き維持するとともに、積極的な受け入れに努め、患者サービスの向上を図る。

【関連指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
声の箱投書件数	実績	116 件	113 件	67 件

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
患者満足度調査結果	実績	【外来】1 回実施 回答数 337 件 【入院】－	【外来】1 回実施 回答数 754 件 【入院】－	【外来】2 回実施 回答数 1,024 件 【入院】2 回実施 回答数 537 件

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
セカンド・オピニオン対応件数	実績	4 件	4 件	4 件

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ボランティア登録人数	実績	61 人	62 人	37 人

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）				
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】				

ア 患者の視点に立ったサービスの提供

(ア) 声の箱に寄せられた様々な要望・意見を医療改善委員会で検討し、患者サービスの向上・改善を図った。

外来患者満足度調査について 10 日間実施し、1,024 人からの回答があった。「看護師の対応」、「医師との対話」に係る満足度が高く、「診療時間までの待ち時間」に係る満足度が最も低かったが、全体として全国の傾向（ベンチマーク）と比較して大きな乖離はなく良好な結果であった。

入院患者満足度調査について 2 ヶ月間実施し、537 人からの回答があった。「医師による診療・治療内容」、「看護師の対応」に係る満足度が高く、「食事の内容」に係る満足度が最も低かったが、全国の傾向（ベンチマーク）と比較して全体的に満足度が高い結果であった。

(イ) 4 月に新規採用者 25 名を対象に接遇研修を実施した。また、3 月に全職員を対象とした接遇研修を実施し、56 名が参加し、当日に参加できなかった職員向けにも院内ポータルサイトに研修動画を掲載した。これらの研修において、患者や家族の事情に応じた丁寧な接遇を行うよう、職員の意識向上を図った。

(ウ) 8 月から新たに小児科について紹介制を導入したほか、かかりつけ医への逆紹介を推進することで、待ち時間の短縮に努めた。

イ 患者に寄り添ったサービスの提供

インフォームド・コンセントについては、当院のマニュアルに従い、分かりやすく丁寧な説明を実施した。

他院へのセカンド・オピニオンについては、29 件であり、患者の希望の際には速やかに対応した。当院へのセカンド・オピニオンについてはホームページや院内掲示等で周知を図っており、4 件であった。

ウ 院内ボランティア活動への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、院内のボランティア活動は自粛していたが、屋上庭園の花の手入れ、車椅子の点検については新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら実施した。また、病院がボランティア保険に加入し、安心して活動が行える環境を整えた。

【評価結果】

ア 患者の視点に立ったサービスの提供

	参考	第 3 期中期目標期間			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

イ 患者に寄り添ったサービスの提供

	参考	第 3 期中期目標期間			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		

評価の判断理由
法人自己評価のとおり

ウ 院内ボランティア活動への支援

	参考	第3 期中期目標期間				
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	
法人自己評価	3	3	3			
最終評価	3	3	3			
評価の判断理由						
法人自己評価のとおり						

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり

(1) 地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携

中期目標	ア 地域医療支援病院として、患者の状態像に応じた医療を効果的・効率的に提供するため、紹介・逆紹介の徹底や在宅医療の支援など、地域の医療機関との機能分担を図りつつ、連携を更に推進すること。 イ かかりつけ医の役割や、その必要性について啓発を行うなど、かかりつけ医定着に向けた取組を継続すること。
中期計画	ア 紹介・逆紹介の徹底及び在宅医療の支援 (ア) 地域医療支援病院として、登録医制度、地域の医療機関との情報共有システムや地域連携パスの活用により、病病・病診連携をより一層活性化させ、紹介患者をスムーズに受け入れるとともに、急性期を脱した患者については早期に逆紹介を行う。 (イ) 在宅療養者が急変し入院が必要となった際にはスムーズな受入れを行い、治療後はすみやかに在宅へ移行するよう地域の関係機関と連携を図る。 イ かかりつけ医定着に関する啓発 市民公開講座の開催やホームページ、広報誌など、様々な機会をとらえてかかりつけ医の役割やその必要性に関する啓発を行い、また、院内に設置しているかかりつけ医マップや、診療時間等を記した「かかりつけ医パンフレット」を活用し、かかりつけ医定着に向けた取組を継続する。
年度計画	ア 紹介・逆紹介の徹底及び在宅医療の支援 (ア) 地域医療支援病院として、地域の医療機関との情報共有システムを活用した連携を拡大させるとともに、登録医制度や地域連携パスの活用により、病病・病診連携をより一層活性化させる。また、紹介患者の当日受入れにおいて、直接医師に確認する運用をさらに進めることで紹介患者をスムーズに受け入れるとともに、かかりつけ医マップや地域連携パスを活用する等、早期に逆紹介を行う。 (イ) 在宅療養者が急変した際には積極的に受け入れ、急性期治療が終われば在

	宅へ移行するよう地域の関係機関と連携を図る。 イ かかりつけ医定着に関する啓発 市民公開講座、ホームページ、広報紙等、様々な機会を捉えてかかりつけ医の役割やその必要性に関する啓発を行う。また、啓発ポスターや登録医マップを院内各所に掲示することで、病院を訪れた方が気軽にかかりつけ医を探しやすいように工夫する。
--	---

【目標指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
紹介件数	年度計画目標	17,000件	20,190件	20,330件
【中期計画目標】 20,610件	実績	17,181件	18,272件	19,383件

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
逆紹介件数	年度計画目標	11,500件	15,700件	15,820件
【中期計画目標】 16,060件	実績	12,005件	12,863件	15,242件

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
紹介率	年度計画目標	64.0%	71.5%	72.0%
【中期計画目標】 73.0%	実績	72.1%	81.3%	87.1%

紹介率=初診紹介件数/初診患者数

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
逆紹介率	年度計画目標	84.0%	65.5%	66.0%
【中期計画目標】 67.0%	実績	70.0%	77.1%	104.1%

逆紹介率=逆紹介件数/初診患者数

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域連携パス実施件数	年度計画目標	100件	125件	125件
【中期計画目標】 125件	実績	120件	92件	117件

【関連指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録医数	実績	427件	457件	485件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 紹介・逆紹介の徹底及び在宅医療の支援

(ア) 地域の医療機関との情報共有システムが本格稼働となり、累計 696 人の患者を地域の医療機関と連携することができ、円滑な病病・病診連携の一助となっている。登録医数は 485 件で、前年度末から 28 件増加した。

当日の受入依頼については、返答までの時間を短縮するよう直接医師に受入れの可否を確認する診療科を増やすほか、専門領域が細分化されている整形外科については各専門の医師に確認できるように調整した。

逆紹介については登録医マップやかかりつけ医検索システム、その他随時医師からの要望を基に作成したマップ等を活用することで推進を図った。また、大腿骨頸部骨折等の地域連携パスを活用し、引き続き推進することにより地域で切れ目なく医療の提供に努め、地域連携パス実施件数は昨年度より増加して 117 件であったが、目標達成に至らなかった。

満床や病棟の制限により紹介を断ることもあったため、紹介件数は 19,383 件、逆紹介件数は 15,242 件といずれも昨年度を上回ったものの、目標達成に至らなかった。紹介率は 87.1%、逆紹介率は 104.1%と目標値をクリアした。

(イ) 地域で切れ目なく医療の提供に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中でも地域の関係医療機関との情報共有と調整を図り、在宅療養者が急変した際には可能な限り受入に努めた。また、急性期治療が終われば在宅へ移行するよう地域の関係機関と連携を図った。

イ かかりつけ医定着に関する啓発

かかりつけ医の役割等について、ホームページや病院だより、市民公開講座等で啓発するとともに、啓発ポスターや登録医マップを院内各所に掲示した。また、誰でもアクセス可能な「かかりつけ医検索システム」をホームページ上に公開しており、かかりつけ医定着の促進を図った。

【評価結果】

ア 紹介・逆紹介の徹底及び在宅医療の支援

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
紹介率は前年度比 107%、逆紹介率は前年度比 135%と、目標値を大幅に上回った。 紹介件数、逆紹介件数、地域連携パス実施件数については、目標値に至らなかったものの、前年度比で、紹介件数が 106%、逆紹介件数 118%、地域連携パス実施件数が 127%の結果を評価し、法人自己評価のとおり、評価「3」（年度計画を順調に実施している）が妥当であると判断した。					

イ かかりつけ医定着に関する啓発

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		

評価の判断理由
法人自己評価のとおり

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり
(2) 在宅医療の充実に向けた支援

中期目標	ア 地域医療支援病院として、在宅医療に係る関係機関との連携を強化し、入院患者が円滑に在宅療養に移行できるような退院支援を行うこと。 イ 在宅療養者の病状が急変した際には、関係機関等の求めに応じて一時的な受入れを行うなど、在宅医療の後方支援を積極的に担うこと。また、在宅療養後方支援病院の施設基準取得に向けて検討を進めること。 ウ 地域医療ネットワークの連携を強化し、切れ目のない医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、地域の医療水準の向上に努めること。
中期計画	ア 退院支援 (ア) 在宅医療の充実に向けて、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるよう、診療所や訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などの在宅医療及び介護・福祉関係機関と情報共有や調整を十分に図り、円滑な退院支援を行う。 (イ) 主治医、看護師、リハビリ医療従事者など、患者に関わる全ての職種の役割分担の下、退院時に入院患者の在宅医療への移行が円滑に進むよう入院前から面談を実施し、多職種カンファレンスなどを行いながら、チーム医療として患者・家族の意向に沿った退院支援を行う。 イ 在宅療養者の急変時の受入れ 今後さらに増加することが見込まれる在宅医療ニーズに対応するため、在宅療養者の病状が急変した際には、積極的に円滑な受入れを実施することで、在宅医療の後方支援を図るとともに、在宅療養後方支援病院の施設基準取得の検討を行う。 ウ 地域医療ネットワークの連携強化 切れ目のない医療・介護・福祉サービスが提供できるよう地域の診療所や訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などと専門領域での症例検討や意見交換を行うことで地域医療ネットワークの連携強化を図り、地域の医療水準の向上に努める。
年度計画	ア 退院支援 (ア) 在宅医療の充実に向けて、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるよう、診療所や訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などの在宅医療及び介護・福祉関係機関と情報共有や調整を十分に図り、円滑な退院支援を行う。 (イ) 主治医、看護師、リハビリ医療従事者など、患者に関わる全ての職種の役割分担の下、退院時に入院患者の在宅医療への移行が円滑に進むよう入院前から面談を実施し、多職種カンファレンスなどを行いながら、チーム医療と

	して患者・家族の意向に沿った退院支援を行う。 イ 在宅療養者の急変時の受入れ 今後増加することが見込まれる在宅医療ニーズに対応するため、在宅療養者の病状が急変した際には、円滑な受入れを実施することで、在宅医療の後方支援を図るとともに、在宅療養後方支援病院の施設基準を取得する。 ウ 地域医療ネットワークの連携強化 在宅ケアネットや吹田呼吸ケアを考える会をはじめとした取組を主体的に実施するとともに、切れ目のない医療・介護・福祉サービスが提供できるよう地域の診療所や訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などと専門領域での症例検討や意見交換を行うことで地域医療ネットワークの連携強化を図り、地域の医療水準の向上に努める。
--	---

【関連指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
退院支援件数	実績	2,995件	3,049件	3,700件

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療相談件数	実績	11,256件	10,389件	12,363件

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護支援連携件数	実績	59件	59件	84件

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
当日入院件数（紹介）	実績	1,062件	1,160件	1,581件

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域医療ネットワーク会合開催数	実績	1回	1回	1回

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 退院支援

（ア）在宅医療の充実に向けて、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるよう、市が開催した「吹田市在宅医療介護多職種連携研修会」等に参加し、診療所や訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等の介護・福祉関係機関と情報共有や調整を十分に図った。また、入院前から退院困難な患者を把握し、居宅介護支援事業所などの在宅医療及び介護・福祉関係機関と連携を図り、退院支援を行った。

（イ）主治医、看護師、リハビリ医療従事者など、患者に関わる全ての職種と共に、入院患者の退院支援が円滑に進むように、入院前から面談を実施し、多職種カンファレンスなどを行いながら患者、家族の意向に沿った退院支援を行った。

イ 在宅療養者の急変時の受入れ

在宅療養者が急変した場合、通常時間内では患者支援センターの病床管理担当と地域医療連携担当が連携して円滑に受入れられるように対応し、時間外では救急病棟を活用するなど、

救急科による受入れを実施した。在宅療養後方支援病院については、院外調査や院内調整を経て、施設基準を取得した。

ウ 地域医療ネットワークの連携強化

吹田在宅ケアネットでは、地域の連携についての現状、要望についての会を開催し次年度の開催の準備を行った。

吹田呼吸ケアを考える会では、院内スタッフ向けに呼吸器疾患についての基礎知識の動画を配信し啓発に努めた。

また、地域の訪問看護師、ケアマネージャー対象に、退院支援における看看連携、ケアマネージャーとの連携についての研修会を行った。

【評価結果】

ア 退院支援

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

イ 在宅療養者の急変時の受入れ

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

ウ 地域医療ネットワークの連携強化

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり
 - (3) 地域医療への貢献等

中期目標	地域の医療従事者を対象に研修会を開催するなど、地域医療に携わる医療従事者を支援すること。
中期計画	地域の医療従事者を対象とした研修を開催するとともに、地域の診療所等を支援するために施設や設備等の共同利用を推進することで、地域医療の質の向上を図る。
年度計画	地域の医療従事者を対象とした研修を開催するとともに、地域の診療所等を支援するために施設や設備等の共同利用を推進することで、地域医療の質の向上を図る。

【目標指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の医療従事者へ向けた研修会開催回数 【中期計画目標】 24回	年度計画目標	36回	24回	24回
	実績	7回	12回	14回

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の医療従事者へ向けた研修会外部参加人数 【中期計画目標】 360人	年度計画目標	900人	360人	360人
	実績	239人	237人	157人

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同利用を行った件数 【中期計画目標】 3,900件	年度計画目標	3,700件	3,810件	3,840件
	実績	2,945件	3,144件	3,209件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

地域の医療従事者を対象とした研修について、主にWEB配信形式で昨年度を上回る計14回実施したものの、いまだ対面方式での実施が難しいこともあり、目標回数を下回った。参加者数は計157人であった。

臨床セミナーは「医薬品副作用被害救済制度」「インバウンドと輸入感染症」等の演題でWEB配信を行い、登録医総会では「脊椎手術成績改善のための工夫」、「当院での非侵襲的画像診断技術を利用した今後の展望について」、「外科領域における腹腔鏡下手術」といった演題の講演や意見交換を集合形式で実施した。

共同利用件数は昨年度よりも多い3,209件だったが、検査が可能な診療所が増えてきたこともあり、目標を下回った。（内訳は全て検査件数）

【評価結果】

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり

(4) 福祉保健施策への協力・連携

中期目標	本市が実施する高齢者や障がい者（児）などへの福祉保健施策の実施に協力し、連携すること。
中期計画	ア 障がい者（児）歯科診療の実施 一般歯科医院に受診できない障がい者（児）に対しての歯科診療を引き続き行う。 イ 小児科診療における協力・連携 小児科（小児神経専門医）医師による吹田市立こども発達支援センター（わかたけ園）への往診や装具の更新、また児童発達支援事業の療育相談や会議への参加を引き続き行う。
年度計画	ア 障がい者（児）歯科診療の実施 一般歯科医院に受診できない障がい者（児）に対しての歯科診療を引き続き行う。 イ 小児科診療における協力・連携 小児科（小児神経専門医）医師によるこども発達支援センター（わかたけ園）への往診や装具の更新、また児童発達支援事業の療育相談や会議への参加を引き続き行う。

【関連指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者歯科患者数	実績	1,669人	1,541人	1,559人

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 障がい者（児）歯科診療の実施

特別な配慮を必要とし、一般歯科医院では対応が困難な患者の歯科診療について、新型コロナウイルス感染症対策を講じる等、安全な体制のもと実施した。

イ 小児科診療における協力・連携

小児科医師（小児神経専門医）が、毎週1回吹田市立こども発達支援センター（わかたけ園）に出向き診察を行った。また、療養相談や関係者会議などに出席するなど、市の実施する療育

事業への協力を行った。

【評価結果】

ア 障がい者（児）歯科診療の実施

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

イ 小児科診療における協力・連携

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

5 健都における総合病院としての役割

（1）国立循環器病研究センターとの機能分担・連携

中期目標	国立循環器病研究センターと隣接した立地を生かした機能分担・連携を進め、相乗的な価値向上を図るとともに、医療の質の向上に努めること。また、機能分担・連携内容について市民や地域の医療関係者などの理解が進むよう取り組むこと。 健都で進んでいるデータヘルスの取組（本人同意のもとでの、地域関係者による、健康情報の健康増進等への活用をいう。）等に対して、健都の一員として積極的に協力すること。
中期計画	ア 診療における連携 （ア）循環器系疾患に係る高度急性期の患者は国立循環器病研究センターにて受け入れ、高度急性期を脱した患者や複合的な疾患を有する患者については当院の総合病院としての機能を活かして受け入れるという役割分担を引き続き行う。 （イ）総合病院としての機能を活かし、当院から国立循環器病研究センターへ往診を行うとともに、当院での手術時に専門の医療を要する場合等には国立循環器病研究センターから往診してもらうといった、医師の連携を進める。 （ウ）リハビリテーションにおける同センターとの連携として、急性期脳血管障害患者の回復期リハビリテーション医療については、回復期リハビリテーション病棟において、リハビリテーションが必要な患者の当院への受入れを円

	滑に行う。 イ その他の連携 (ア) 医療従事者のスキルアップや連携推進のため、研修やカンファレンスへの相互出席等、交流を図る。 (イ) RI 検査、PET 検査、内視鏡検査など、医療機器の共同利用を行い、医療の効率化を図る。 (ウ) 電子カルテの相互閲覧等、情報通信技術 (ICT) を活用した連携を推進する。 (エ) 国立循環器病研究センターが進めるデータヘルスの取組に対し、健都の一員として協力していく。 ウ 連携体制の周知 円滑な診療が図られるよう、総合病院としての当院の役割とともに、同センターとの機能分担や医療連携内容についても、ホームページ、広報誌等で市民や地域の診療所等に対して情報発信を行う。
年度計画	ア 診療における連携 (ア) 循環器系疾患に係る高度急性期の患者は国立循環器病研究センターにて受け入れ、高度急性期を脱した患者や消化管出血等の複合的な疾患を有する患者については当院の総合病院としての機能を活かして受け入れる。 (イ) 総合病院としての機能を活かし、国立循環器病研究センターからの依頼に基づいて往診やコンサルを行うとともに、手術時等、必要に応じて国立循環器病研究センターからの往診を求め、医師の連携を進めていく。 (ウ) リハビリテーション医療における連携として、特定機能病院である国立循環器病研究センターから、地域の医療機関では受入が困難な複合的な疾患を有する脳血管障害患者を回復期リハビリテーション病棟で積極的に受け入れる。 イ その他の連携 (ア) 医療従事者のスキルアップや連携推進のため、国立循環器病研究センターとの連携会議を実施するとともに、両施設がそれぞれ主催するセミナーや勉強会、カンファレンスへの出席により、相互交流を推進する。 (イ) RI 検査、PET 検査、心筋負荷シンチ、内視鏡検査など、相互に医療検査機器の共同利用を行い、医療の効率化を図る。 (ウ) 電子カルテの相互閲覧等、情報通信技術 (ICT) を活用した連携を推進する。 (エ) 国立循環器病研究センターが進めるデータヘルスの取組に対し、健都の一員として協力していく。 ウ 連携体制の周知 円滑な診療が図られるよう、総合病院としての当院の役割とともに、同センターとの機能分担や医療連携体制についても、ホームページ、広報紙等で市民や地域の診療所等に対して情報発信を行う。

【関連指標】

項目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
国立循環器病研究センターからの紹介件数	実績	832 件	761 件	798 件

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
国立循環器病研究センターへの紹介件数	実績	697 件	840 件	967 件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 診療における連携

（ア）診療科ごとに役割分担を整理し、国立循環器病研究センターからの高度急性期を脱した患者や消化管出血等の複合的な疾患を有する患者については当院の総合病院としての機能を活かして受け入れた。当院への紹介患者数は 798 件、国立循環器病研究センターへの紹介件数は 967 件であり、いずれも前年度を上回った。

（イ）総合病院としての機能を活かし、国立循環器病研究センターからの依頼に基づいて耳鼻咽喉科や小児外科、内視鏡検査等の往診や消化器内科、血液内科等のコンサルを行うとともに手術時等、必要に応じて国立循環器病研究センターからの往診を求め、医師の連携を進めた。

（ウ）急性期脳血管障害患者の回復期リハビリテーション医療については、リハビリテーションが必要な患者の当院への受入れを可能な限り行った。

イ その他の連携

（ア）相互交流推進のための「国循－吹田市民病院 医療連携会議」を2回開催し、受入疾患や応援時の使用機器に関する課題を共有するなど、両施設間の連携強化について協議した。また、国立循環器病研究センター開催の「経済安全保障情報セキュリティ講演会」に当院から出席した。

（イ）相互の医療検査機器の共同利用については、担当部署間等で依頼書や運用の調整を行うことにより、円滑な運用を図った。

（ウ）電子カルテの相互閲覧について、継続して連携が円滑に進むよう取り組み、連携患者数は 122 件増加して累計で 395 件となった。

（エ）国立循環器病研究センターが進めるデータヘルスの取組に対し、引き続き健都の一員として連携を図り、協力していく。

ウ 連携体制の周知

特定機能病院としての国立循環器病研究センターと総合病院としての市民病院がそれぞれの役割を担い、よりよい医療提供ができるよう連携状況をホームページ等で周知を行った。

【評価結果】

ア 診療における連携

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	4	3	4		
最終評価	4	3	4		
評価の判断理由					
国立循環器病研究センターとの医療連携会議の開催により、患者の受入等の連携強化が図られており、同センターからの紹介件数が前年度比 104%、同センターへの紹介件数は前年度比 115% という結果となった。同センターとの診療における連携が進んでいる点を評価し法人自己評価のとおり、「4」（年度計画を上回って実施している。）が妥当であると判断した。両病院の一層の連					

携強化に努められたい。

イ その他の連携

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

ウ 連携体制の周知

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

5 健都における総合病院としての役割

(2) 他の健都内事業者等との連携した予防医療等に関する取組

中期目標	ア 健都2街区高齢者向けウェルネス住宅、健都イノベーションパーク進出企業及び駅前複合施設等と連携し、それぞれが実施する市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を支援すること。また、健都レールサイド公園や健都ライブラリーで取り組まれる事業への支援を行うこと。 イ 各種健（検）診、健康づくり、介護予防に関する講座の開催を行うとともに、健都で構築が進む産学官民連携プラットフォームにおいて、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を実施すること。
中期計画	ア 他の健都内事業者等との連携 健都に立地する市立病院として、健都2街区高齢者向けウェルネス住宅、健都イノベーションパーク進出企業、駅前複合施設など、健都内事業者や市が進める事業に医療や健康づくりの観点から助言を行うなどの支援及び協力を行う。また、こうした「健康・医療のまちづくり」への支援・協力のノウハウを活かし、健都内のみならず市民の健康寿命の延伸に向けた取組に寄与することで、市民全体の福祉と健康の増進に貢献する。 イ 予防医療等に関する取組 当院主催の公開講座などで健康啓発や検診、介護予防、生活習慣病・循環器病予防をはじめとした疾病予防に関する講演会を開催するとともに、健都で構築が進む産学官民連携プラットフォームにおいて、市民の健康寿命の延伸に寄

	与する取組を実施する。
年度計画	ア 他の健都内事業者等との連携 健都2街区高齢者向けウェルネス住宅、健都イノベーションパーク進出企業、駅前複合施設など、健都内事業者や市が進める事業に医療や健康づくりの観点から助言を行うなどの支援及び協力を行う。また、こうした「健康・医療のまちづくり」への支援・協力のノウハウを活かし、健都内のみならず市民の健康寿命の延伸に向けた取組に寄与することで、市民全体の福祉と健康の増進に貢献する。 イ 予防医療等に関する取組 当院主催の公開講座などで健康啓発や検診、介護予防、生活習慣病・循環器病予防をはじめとした疾病予防に関する講演会を開催するとともに、健都で構築が進む産学官民連携プラットフォームにおいて、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を実施する。

【関連指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民公開講座開催回数	実績	1回	2回	2回

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 他の健都内事業者等との連携

健都ライブラリーが主催する健康医療情報講座に当院薬剤師が参加し、職業紹介に関する講演を行った。また、山手地区公民館が主催する健康講座に当院医師、看護師及び理学療法士が参加し、嚥下の仕組みと誤嚥の予防に関する講演を行った。

イ 予防医療等に関する取組

健都ライブラリーと共催で脳神経内科及び人間ドックをテーマに、疾病予防や検診の内容に関する当院医師による講演及び健都ライブラリーの健康運動指導士によるストレッチ指導を市民公開講座として開催した。

【評価結果】

ア 他の健都内事業者等との連携

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

イ 予防医療等に関する取組

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	—	3	3		
最終評価	—	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効果的・効率的な業務運営

中期目標	地方独立行政法人制度の特徴を十分に生かして組織マネジメントを強化し、より一層効果的かつ効率的な業務運営を行うこと。組織マネジメントにあたっては、PDCAサイクルによる目標管理の徹底により、法人の目標を全職員が共有するとともに、職員が一丸となって、目標達成に向けて取り組むこと。また、業務効率化に寄与するデジタル技術の積極的な導入を検討すること。
中期計画	ア 重点方針の共有及び目標達成に向けた取組 病院として目指すべきビジョンを明確化し、的確な病院運営及び効果的な医療を行うとともに、理事会や経営戦略会議において、毎月の収支報告、病院の経営分析、計画の進捗状況管理などにより、業務運営の改善を継続的に行う。また、進捗に遅れが出ている場合は、原因の分析と解決方法の検討を行い、改めて目標達成の取組を行う。 イ 目標管理の徹底 各診療科で達成すべき目標を設定し、理事長以下幹部職員自らが診療科別ヒアリングを実施し、その達成に向けて取組を進める。また、取組の中で生じた複数診療科にまたがるような課題等については、各種院内委員会のほか必要に応じてプロジェクトチームを設置し原因の分析と解決方法の検討を行う。 ウ 経営改善に向けた取組 中期計画の達成に向けた取組への意識付けを図るために目標の進捗状況や経営状況について広く周知し、職員が一丸となって経営改善に取り組む。また、第3期中期計画期間の早期に人工知能（AI）ツールを導入し、診療報酬請求業務の効率化を図ることに加え、情報通信技術（ICT）を活用した業務改善ツールの積極的な導入の検討を行う。
年度計画	ア 重点方針の共有及び目標達成に向けた取組 中期計画及び年度計画に基づき、病院としての重点方針を明確化したうえで、職員に取組の徹底を周知する。また、理事会や経営戦略会議において、毎月の収支及び資金状況の報告、病院の経営分析、計画の進捗状況管理を行うことなどにより、業務運営の改善を継続的に行う。さらに、診療科及び部門別ヒアリングにより、院内の課題の抽出とその解決策を協議し、目標達成に向けた取組を推進する。 イ 目標管理の徹底

	診療科ごとに達成すべき目標値及びその達成に向けた方策について、理事長以下幹部職員自らが診療科及び部門別ヒアリングを実施する。進捗状況については、毎月の実績を経営戦略会議等で確認し、達成に向けた取組の実現を図る。また、複数診療科又は多職種にまたがるような案件については、各種院内委員会のほか、必要に応じてプロジェクトチームを設置し、課題の解決を図る。 ウ 経営改善に向けた取組 年度計画の目標の達成状況や毎月の経営指標については、電子カルテ上で職員が閲覧できるよう適宜公表する。また、事業報告書についても、できるだけ具体的な数値による報告に努め、職員に周知する。そうした取組により、中期目標及び中期計画の達成に向けた取組への意識付けを図り、職員が一丸となって経営改善に取り組む風土を醸成する。また、診療報酬請求業務において人工知能（AI）ツールの導入検討を行うとともに業務効率化を目的としたシステムの導入に向けて、事例収集を行い、導入するシステムの選定をする。
--	--

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】 ア 重点方針の共有及び目標達成に向けた取組 中期計画や年度計画、重点方針を全職員に通知するとともに、経営改善のための診療科及び部門別ヒアリングを実施した。経営戦略会議において、抽出された課題に対する解決策を協議し、各課題に責任者を設定して進捗管理を行った。重点方針に掲げたもののうち、診療単価、手術件数、紹介率、逆紹介率については目標を達成することができた。 イ 目標管理の徹底 診療科及び部門別ヒアリングを実施し、新規入院患者の確保等、経営改善のための方策を確認し、経営戦略会議等で進捗管理を行った。また、診療科及び部門別ヒアリング時に確認された複数診療科または多職種にまたがるような案件については、各種院内委員会のほか、プロジェクトチームにおいて、関係診療科とともに引き続き課題の解決を図った。 ウ 経営改善に向けた取組 毎月の業務状況や年度計画の進捗状況、収支状況を電子カルテ端末上で全職員が容易に閲覧できるようにしているほか、入院患者数などの状況を電子カルテトップページ上で毎日更新し、引き続き職員の経営参画意識の向上に努めた。 部長会において定期的に経営状況の報告を行うとともに、院内ポータルサイトでは、病院長メッセージにより職員が一丸となって経営改善へ取り組むよう、意識付けを図った。 経営改善に向けた取組として、全職員を対象に当院の財務状況が把握できるように他病院の経営管理指標を比較した財務分析研修を実施した。 また、診療報酬請求業務における人工知能（AI）ツールについて導入を検討したが、発売されて間もないシステムであり利用している病院が少なく、精度が低いことが懸念されるため導入を見送った。業務効率化を目的としたシステムの導入に向けては、システムの選定を行った。	

【評価結果】

ア 重点方針の共有及び目標達成に向けた取組

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

イ 目標管理の徹底

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

ウ 経営改善に向けた取組

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

2 働きやすい職場環境の整備

(1) 働き方改革の推進

中期目標	医師の時間外労働規制導入への対応を行うなど、職員の健康を守り一人一人が能力を最大限に発揮できるよう働き方改革を推進すること。
中期計画	医師の時間外労働規制に向けて、時間外労働時間の短縮の意識付けや宿日直の許可の取得などの業務見直しを行い、医師労働時間短縮の取組を進め、職員が健康で働き続けることのできる環境を整備する。
年度計画	医師の時間外労働の短縮に向けて、定期的に時間外労働時間数を幹部職員に報告し、長時間の時間外労働の職員に幹部職員から指導を行い、意識付けを図る。

【関連指標】

項目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
平均時間外労働時間数（医師）	実績	46 時間/月	47 時間/月	22 時間/月

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

働き方改革の推進

定期的に医師の時間外労働時間について分析し、運営幹部会等で報告を行い、副院長から長時間労働の医師に指導等を行うことで意識付けを図った。長時間労働医師に対して面接指導や就業上の措置を行う運用体制を構築した。

【評価結果】

	参考	第 3 期中期目標期間			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
法人自己評価	—	4	4		
最終評価	—	4	4		
評価の判断理由					
医師の時間外労働に係る上限規制が適用開始となる令和 6 年度に向けて、長時間労働の医師に指導等を行ったことにより意識付けが図られ、平均時間外労働時間数（医師）が前年度の 47 時間からほぼ半減となる 22 時間へ大幅に縮小できた点を評価し、法人自己評価のとおり、「4」（年度計画を上回って実施している。）が妥当であると判断した。					

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

2 働きやすい職場環境の整備

（2）人材の確保・養成

中期目標	ア 働きやすい環境の整備を図ることなどにより医療職の人材確保に努めること。また、安定した病院運営にも資するよう、専門性の高い職員の確保・養成に努めること。 イ 医師をはじめとした医療従事者の知識と技術等の質の向上に努め、研修や指導体制の充実を図ること。
中期計画	ア 人材の確保 院内保育の実施やワークライフバランス委員会の開催等、職員が働きやすい職場環境の整備に努める。また、安定した病院運営に資するために診療情報管理士等の専門性の高い職員の確保・育成に努める。 イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実 （ア）職員の研修参加の支援を行うとともに、各種学会等の専門資格取得への支援を引き続き行う。 （イ）医師臨床研修に係る協力施設等の拡充や第三者評価の活用等により研修プログラムの充実を図り、研修医にとって魅力ある病院を目指す。
年度計画	ア 人材の確保 院内保育やワークライフバランス委員会を継続実施し、職員が働きやすい環境

	を整備する。また、安定した病院運営に資するために診療情報管理士等の専門性の高い職員の人材確保・育成に努める。 職員が安定的に継続して勤務できる環境を整備すべく定年引上げ制度を導入する。 イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実 (ア) 職員の研修等参加に係る費用や各種学会等の認定資格取得及び更新に係る費用の支援を引き続き行い、医療従事者の質の向上に努める。 (イ) 研修プログラムの充実のため、精神科の医師臨床研修に係る協力施設を3医療機関に拡充する。併せて、第三者評価の活用等により研修プログラムの充実を図り、研修医にとって魅力ある病院を目指す。
--	---

【目標指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
助産師看護師離職率	年度計画目標	11.6%	11.8%	全国平均以下
【中期計画目標】 全国平均以下	実績	8.6%	8.7%	6.9%

【関連指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定看護師数	実績	12人	11人	12人

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
専門看護師数	実績	1人	1人	1人

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定医等資格更新支援件数	実績	110件	127件	159件

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医学生実習受入数	実績	30人	62人	53人

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 人材の確保

院内保育を継続実施するとともに、ワークライフバランス委員会では看護師等について年次休暇取得促進する取り組みとして誕生月等の休暇取得を年一回から年二回に拡大し、働きやすい環境の整備を行った。

診療情報管理士等の専門性の高い職員の育成のため、資格取得支援を行った。

定年引上げ制度を導入し、職員が安定的に継続して勤務できる環境を整えた。

イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実

(ア) 医療従事者等に対して、認定医や認定看護師等の資格取得や研修参加に係る費用への支援を行うことで引き続き医療の質の向上を図った。

(イ) 精神科の医師臨床研修に係る協力施設を3医療機関に拡充した。整形外科と皮膚科の医

師各 1 名が臨床研修指導医講習会を受講し、研修医の指導体制を強化した。

【評価結果】

ア 人材の確保

	参考	第 3 期中期目標期間			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
法人自己評価	—	3	3		
最終評価	—	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

イ 医療従事者の質の向上と研修・指導体制の充実

	参考	第 3 期中期目標期間			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

2 働きやすい職場環境の整備

(3) 人事給与制度

中期目標	ア 職員の給与は、地方独立行政法人法に基づき、当該職員の勤務成績や法人の業務実績などを考慮したものとする。 イ 職員の業績や能力を正當に評価し、職員の意欲を引き出す人事給与制度の運用を行うこと。
中期計画	ア 職員給与の設定・運用 地方独立行政法人法に基づき、職員の給与は、当該職員の勤務成績、同一又は類似職種の職員給与、法人の業務実績などを考慮したうえで設定し、適切に運用する。 イ 人事評価制度の運用 職員の勤務成績や法人の業務実績に応じた、働きがいを実感でき、公平感のある人事給与制度とするため、職員のモチベーション向上により、質の高い医療サービスの提供につなげていく観点から、人事評価制度を令和 4 年度に試行、令和 5 年度に導入する。
年度計画	ア 職員給与の設定・運用 地方独立行政法人法に基づき、職員の給与は、当該職員の勤務成績、同一又は類似職種の職員給与、法人の業務実績などを考慮したうえで設定し、適切に運用する。

	イ 人事評価制度の運用 職員の勤務成績や法人の業務実績に応じた、働きがいを実感でき、公平感のある人事給与制度とするため、令和4年度の試行をふまえ人事評価制度を導入する。
--	--

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】	
ア 職員給与の設定・運用 令和5年度の人事院勧告は若年層に重点を置いた給料表、期末勤勉手当を上げる内容であったが、当院では、期末勤勉手当は人事院勧告に準じて実施したものの、給料表については業務実績を考慮し、令和6年4月の改定とした。 イ 人事評価制度の運用 令和4年度の試行を踏まえ人事評価制度を導入した。また、評価者を対象に適切な評価を実施するよう、研修を行った。	

【評価結果】

ア 職員給与の設定・運用

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

イ 人事評価制度の運用

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立

中期目標	政策医療をはじめとした市立病院の役割を将来にわたって継続的に担うためには、安定した経営基盤を確立することが不可欠である。今後、少子高齢化をはじめとして、医療提供体制の変化や、感染症の流行など、病院経営を取り巻く環境が変化する中でも、迅速かつ柔軟な経営判断のもと、市立病院の機能確保・向上に努めつつ、外部の有識者の助言等も取り入れるなど、あらゆる経営改善に取り
------	--

	組むこと。
中期計画	政策医療をはじめとした市立病院の役割を将来にわたって継続的に担うことができるよう、病院経営管理士等の資格を持った職員の確保を図るとともに、法人採用職員の管理職を育成する。PDCA サイクルの目標管理の確実な実行など、経営改善に向けた取組を実施することで、収益の確保と費用の節減を図る。また、少子高齢化をはじめとして、医療提供体制の変化や、感染症の流行など、病院経営を取り巻く環境が変化する中で求められる医療を安定的かつ継続的に提供するとともに、収益の確保及び費用の節減並びに経営コンサルタントや公認会計士の助言等も取り入れるなどあらゆる経営改善の取組を実施することで経営基盤の確立を図る。救急医療などの政策医療や不採算医療については、市からの運営費負担金の下、確実に実施し、市立病院としての役割を果たす。
年度計画	病院経営管理士等の資格を持った職員を確保するとともに、法人採用職員の管理職育成のためにジョブローテーションや病院経営に係る研修会等を実施する。また、確実にPDCAサイクルの目標管理を実行することに加え、経営コンサルタントや公認会計士の助言等を積極的に取り入れるなど、更なる経営改善を行い収益の確保と費用の節減を図り、経営基盤を確立する。救急医療などの政策医療や不採算医療については、市からの運営費負担金の下、確実に実施し、市立病院としての役割を果たす。

【目標指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収支比率	年度計画目標	98.6%	99.8%	99.4%
【中期計画目標】 101.3%	実績	110.4%	112.1%	95.5%

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医業収支比率	年度計画目標	92.0%	93.7%	94.1%
【中期計画目標】 96.9%	実績	87.7%	91.0%	87.6%

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

診療情報管理士等の資格取得支援を行うとともに、職員体制計画の下、派遣職員をプロパー職員に置き換え、ジョブローテーションを実施した。

経営感覚に富む人材育成のため、新規採用職員に対し会計制度等についての研修及び全職員に対しては会計監査人による経営状況についての研修を開催し、経営に関する知識の向上を図った。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後は診療体制の整備、感染対策の見直し等を行い、一般診療との両立を図る中で、患者数の確保に努めたが医業収益は目標に届かず、費用についても高額薬剤の増加に伴い材料費が増加するなど、経常損益は約7億円の赤字となった。医業収支比率は87.6%、経常収支比率は95.5%となった。

市からの運営費負担金を受け、救急医療や障がい歯科診療等の市立病院として必要とされる医療サービスを適切に実施した。

【評価結果】

	参考	第3期中期目標期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人自己評価	3	3	2		
最終評価	3	3	2		
評価の判断理由					
令和5年度は、新病院移転後の減価償却費や光熱費高騰により、当初より多額の赤字を見込んでいたが、新型コロナウイルス感染症の5類移行後において、病床稼働率が回復しなかった影響により医業収益が減収し、当初の計画を上回る赤字額となっている。 そのため、目標指標とする経常収支比率及び医業収支比率は目標を下回る結果となっており、法人の評価と同様に評価「2」（年度計画を十分に実施できていない。）が妥当であると判断した。					

第4 財務内容の改善に関する事項

2 収益の確保と費用の節減

（1）収益の確保

中期目標	ア 診療報酬改定及び関係法令改正等に対して迅速に対応するとともに、経営分析に基づき数値目標を適切に設定するなど収益の確保に努めること。 イ 未収金の発生予防・早期回収に向けて取組を推進すること。
中期計画	ア 収益の確保 救急及び紹介患者を積極的に受け入れることで新入院患者の確保を図り、病床利用率及び診療単価の向上に努める。また、施設基準の取得など診療報酬の改定や関係法令の改正等迅速かつ的確に対応し、収益の確保を図る。 イ 未収金の発生予防・早期回収 未収金発生予防対策として限度額適用認定証などを活用した窓口負担軽減に取り組むとともにスマート決済導入などを検討する。また、未収金発生時には未収金回収マニュアルに基づき適切な対応を行い、早期回収に努める。
年度計画	ア 収益の確保 二次救急医療機関として可能な限り救急患者を断ることなく受け入れることや、地域のかかりつけ医等からのスムーズな紹介患者の受入れを行うことなどにより、新入院患者を確保し、病床利用率の向上に努める。また、新たな施設基準取得や手術件数の確保などにより、診療単価の上昇に努め、収益の確保を図る。 イ 未収金の発生予防・早期回収 未収金発生予防対策として限度額適用認定証などを活用した窓口負担軽減に取り組む。また、未収金発生時には未収金回収マニュアルに基づき適切な対応を行い、早期回収に努める。

【目標指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
病床利用率	年度計画目標	90.0%	90.0%	90.0%
	【中期計画目標】 90.0%	実績	72.1%	68.7%
			72.7%	

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
入院患者数(1日当たり) 【中期計画目標】 387.7人	年度計画目標	387.7人	387.7人	387.7人
	実績	310.9人	296.1人	313.3人

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
外来患者数(1日当たり) 【中期計画目標】 900.0人	年度計画目標	1,000人	900人	900人
	実績	883.9人	896.1人	833.1人

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
入院診療単価 【中期計画目標】 65,800円	年度計画目標	61,000円	64,600円	65,600円
	実績	69,855円	75,591円	72,119円

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
外来診療単価 【中期計画目標】 18,600円	年度計画目標	16,061円	18,000円	18,200円
	実績	19,809円	20,772円	21,680円

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
新入院患者数 【中期計画目標】 10,970人	年度計画目標	9,435人	10,800人	10,860人
	実績	9,140人	9,060人	9,615人

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手術件数 【中期計画目標】 4,000件	年度計画目標	—	3,600件	3,730件
	実績	3,602件	3,617件	3,843件

【関連指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
平均在院日数	実績	11.4日	10.9日	10.9日

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 収益の確保

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、段階的に一般診療体制の整備を図るよう努め、可能な限り救急患者、紹介患者の受入に努めた結果、目標値には至らなかったが、前年度実績は上回った。

平均在院日数の短縮や手術件数の増加の取り組みにより、入院診療単価は対前年度で3,472

円（4.6％）減少したものの、年度目標を達成することができた。病床利用率や新入院患者数については、5類感染症移行後、段階的に一般診療との両立を図るよう努めたが、病棟の人員体制の課題や、コロナ患者の受入に伴う制限もあり、目標達成には至らなかった。

外来患者数については、発熱外来の患者数が減少したことなどにより対前年度で減少し、目標値に至らなかったものの、外来診療単価は、対前年度で908円（4.4％）増加し、目標を達成することができた。

イ 未収金の発生予防・早期回収

患者負担額が大きい入院患者に対し、限度額適用認定証の利用を奨めることにより、未収金の発生予防及び金額の抑制に努めた。

救急等で現金がない場合にも対応できるように、すべての自動精算機でクレジットカードを使用できるようにしている。

『医業未収金回収管理マニュアル』に基づき督促等を実施するなど早期回収に努めた。

【評価結果】

ア 収益の確保

	参考	第3期中期目標期間				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
法人自己評価	4	4	3			
最終評価	4	4	2			
評価の判断理由						
入院・外来診療単価や手術件数については目標値を上回ったものの、入院・外来患者数、新入院患者数及び病床利用率は目標値を下回る結果となった。入院・外来診療単価の増加によって患者数減による減収を抑えている点については考慮できるものの、収益の確保の根幹となる医業収益が昨年度より減少しており、年度計画を順調に実施しているとは判断できないことから、法人評価「3」（年度計画を順調に実施している。）のところを、評価「2」（年度計画を十分に実施できていない。）とした。						

イ 未収金の発生予防・早期回収

	参考	第3期中期目標期間				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
法人自己評価	3	3	3			
最終評価	3	3	3			
評価の判断理由						
法人自己評価のとおり						

第4 財務内容の改善に関する事項

2 収益の確保と費用の節減

（2）費用の節減

中期目標	ア 限られた医療資源を最大限活用するため、主要な費用について、収益に見合った具体的な数値目標を設定するとともに、その達成を図るための取組を推進
------	---

	すること。 イ 人員の適正配置や労働生産性の向上などにより、人件費・経費などの適正化を図ること。 ウ 医薬品の在庫管理の適正化や後発医薬品の積極的な採用促進などにより材料費の適正化を図ること。
中期計画	ア 主要な費用の数値目標の設定 医療の質及び患者サービスの向上並びに医療安全の確保に配慮のうえ、収益に応じた給与費・経費・材料費の適正化を図る。 イ 人件費・経費の適正化 (ア) 医療の質及び患者サービスの向上並びに医療安全の確保に配慮のうえ、各部門の業務内容の見直しなどを行うことで、人員の適正配置や労働生産性の向上に努めるとともに職員の時間外勤務縮減などを図り、人件費の適正化を図る。 (イ) 職員のコスト意識の普及啓発を行うことにより、消耗品等の経費節減や、節電・節水の徹底による光熱水費の削減を図る。 ウ 材料費の適正化 後発医薬品の積極的採用を引き続き行うとともに、医薬品の在庫管理の適正化や医療材料の効率的使用の徹底、SPD（院内物流管理システム）による在庫管理の適正化などにより、コストの縮減を図る。また、他病院の購入価格を収集し、価格交渉に生かすことで、医薬品や医療材料の調達費用抑制を図る。
年度計画	ア 主要な費用の数値目標の設定 医療の質及び患者サービスの向上並びに医療安全の確保に配慮のうえ、収益に応じた給与費・経費・材料費の適正化を図る。 イ 人件費・経費の適正化 (ア) 医療の質及び患者サービスの向上並びに医療安全の確保に配慮のうえ、院内委員会等の活用により業務内容に応じた人員配置を図るとともに労働生産性の向上に努める。また、職員数に見合った収益の確保や時間外勤務縮減に努めることで人件費の適正化を図る。 (イ) 消耗品の経費削減として、適正使用の意識づけを引き続き徹底し、安価な商品の提案や商品切り替え及び業者への価格交渉を行い、費用の節減を図る。また、光熱費の高騰を受けて、空調、照明など可能な限り電気・ガスの使用量を節減する方策を進める。職員に対する節電・節水の徹底については、常に意識できるように照明スイッチ及び蛇口付近に節電・節水を掲示する。 ウ 材料費の適正化 後発医薬品の積極的採用を引き続き行うとともに、SPD（院内物流管理システム）による在庫管理の適正化や職員への意識啓発などによる医療材料の効率的使用の徹底を図り、コストの縮減に努める。また、ベンチマークシステムを活用し、他施設価格と比較を行い、業者との価格交渉をすることで医薬品や医療材料の費用削減を図る。

【目標指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
給与費比率 【中期計画目標】 53.9%	年度計画目標	55.7%	54.4%	54.0%
	実績	57.6%	53.7%	57.1%

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
経費比率 【中期計画目標】 13.7%	年度計画目標	14.4%	14.0%	14.5%
	実績	15.6%	15.2%	14.8%

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
材料費比率 【中期計画目標】 27.7%	年度計画目標	27.5%	27.7%	27.7%
	実績	29.3%	29.8%	31.9%

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
平均時間外労働時間数 (全職員) 【中期計画目標】 13時間/月	年度計画目標	14時間/月	13時間/月	13時間/月
	実績	13時間/月	12時間/月	11時間/月

【関連指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
後発医薬品数量シェア	実績	90.3%	89.9%	91.0%

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 主要な費用の数値目標の設定

医療の質及び患者サービスの向上並びに医療安全の確保に配慮のうえ、収益に応じた給与費・経費・材料費の適正化を図ったものの、新型コロナウイルス感染症の影響で医業収益が目標を下回ったことにより、給与費比率、経費比率、材料費比率は目標達成に至らなかった。

イ 人件費・経費の適正化

(ア) 医療の質及び患者サービスの向上並びに医療安全の確保に配慮のうえ、院内委員会等の活用により業務内容に応じた人員配置を図るとともに労働生産性の向上に努めた。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け医業収益は目標を下回ったが、毎月10日、20日時点で時間外労働が30時間を超えている職員の所属長に通知を行い、所属長から対象職員へヒアリング等を行うことで意識付けを図り、平均時間外労働時間数（全職員）の目標を達成した。
(イ) 消耗品について、部署に使用用途の聞き取りを行い、必要性や必要数量の判断を徹底した。また、価格検討を行い安価な商品を提案し、費用の削減に努めた。節電・節水の徹底については、職員が常に意識できるように照明スイッチ及び蛇口付近に節電・節水を掲示した。また空調運転時間の短縮、エアコンの温度設定の見直し、照明器具の間引き等を継続的に行

った。

ウ 材料費の適正化

医薬品について、10 品目の後発医薬品を新たに採用した。

医療材料について、採用品の価格交渉及び安価な商品への切替を実施し、費用の削減に努めた。

医薬品・医療材料について、ベンチマークシステムを活用しながら価格交渉を行い、購入単価を削減したものの、高額薬剤の使用数増加に伴い購入総額が増加したこと等により、材料費比率の目標値を達成することはできなかった。

項目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
医薬品値引率	実績	13.60%	13.54%	12.72%
全国平均	実績	14.70%	14.05%	13.18%

【評価結果】

ア 主要な費用の数値目標の設定

	参考	第 3 期中期目標期間				
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
法人自己評価	－	3	3			
最終評価	－	3	3			
評価の判断理由						
法人自己評価のとおり						

イ 人件費・経費の適正化

	参考	第 3 期中期目標期間				
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
法人自己評価	3	3	3			
最終評価	3	3	3			
評価の判断理由						
法人自己評価のとおり						

ウ 材料費の適正化

	参考	第 3 期中期目標期間				
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
法人自己評価	3	3	3			
最終評価	3	3	3			
評価の判断理由						
法人自己評価のとおり						

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 情報の提供

中期目標	病院だよりやホームページ等により、受診内容や医療情報等の情報発信を積極的に行うこと。また、法人の経営状況について市民の理解を深められるよう、情報提供を適切に行うこと。
中期計画	ア 特色ある診療内容の周知 病院だよりや広報誌「ともに」などを通じ、当院の特色ある診療内容の周知を積極的に行う。 イ 市民や患者に対する啓発・情報発信 ホームページにおいて、市民や患者に対して適切な利用の啓発に努めるとともに、受診案内や医療情報等の情報発信を行う。 ウ 市民公開講座等の積極的な開催 市民公開講座など、直接市民への情報提供を行うことができる場を積極的に開催する。 エ 法人の経営状況の公表 法人の経営状況について市民の理解を得られるよう、財務諸表や事業報告書などをホームページで公表する。
年度計画	ア 特色ある診療内容の周知 病院だより、広報紙「ともに」による情報発信に加え、各診療科のパンフレットなどを作成し、医療連携を行う診療所等に設置するとともにホームページ等に掲載することで当院の特色ある診療内容を広く周知する。 イ 市民や患者に対する啓発・情報発信 ホームページにおいて、各診療科の特色や、検査や治療の流れを確認できるような動画や資料を掲載するなどの情報発信を行い、市民や患者に対して適切な利用の啓発に努める。また、ホームページの解析結果を当院職員へフィードバックし、広報に対する職員意識を高め、ホームページ内のコンテンツをより充実したものにしていく。 ウ 市民公開講座等の積極的な開催 Web 会議システムを利用した地域の医療関係者向けのセミナーを開催するとともに、市民公開講座等についても Web 開催と現地開催を併用し社会状況に合わせた開催を進めていく。 エ 法人の経営状況の公表 法人の経営状況について市民の理解を得られるよう、財務諸表や事業報告書などをホームページで公表する。

【関連指標】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
病院だより発行回数	実績	3回	4回	4回

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
広報誌「ともに」発行回数	実績	1回	2回	2回

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民公開講座開催回数(再掲)	実績	1回	2回	2回

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ホームページへのアクセス数	実績	1,563,660件	1,414,006件	1,273,019件

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）	
【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】	
ア 特色ある診療内容の周知 当院の特色ある診療内容を広く周知するために、病院だより、広報誌「ともに」での情報発信に加え、同広報誌を引き続きホームページ上に掲載した。 また、医療連携を行う診療所等に対しては毎月発行している医療通信の地域医療だよりに各診療科の紹介を掲載し特色ある診療内容を広く周知した。	
イ 市民や患者に対する啓発・情報発信 ホームページの小児外科における手術内容、治療、実績、特色等に関する内容を更新し、具体的な診療がわかるように情報発信を行った。また、内視鏡センターにおける大腸カメラの流れに関する動画の更新を行い、適切な利用の啓発に努めた。 当院のホームページ内のコンテンツのアクセス件数について、結果をまとめ、院内ポータルサイトで職員へフィードバックし、広報に対する職員の意識を高めることに努め、コンテンツの充実を図った。	
ウ 市民公開講座等の積極的な開催 対面とweb会議システムを併用し、地域の医療従事者向けに計14回のセミナー、市民向けに計3回の公開講座を開催した。	
エ 法人の経営状況の公表 法人の経営状況について市民の理解を得られるよう、財務諸表に加え、その用語説明や経営状況概要についてまとめた資料、過去の経営指標の推移などをホームページで公表している。	

【評価結果】

ア 特色ある診療内容の周知

	参考	第3期中期目標期間				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
法人自己評価	3	3	3			
最終評価	3	3	3			
評価の判断理由						
法人自己評価のとおり						

イ 市民や患者に対する啓発・情報発信

	参考	第3期中期目標期間				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
法人自己評価	3	3	3			
最終評価	3	3	3			

評価の判断理由
法人自己評価のとおり

ウ 市民公開講座等の積極的な開催

	参考	第3 期中期目標期間				
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	
法人自己評価	3	3	3			
最終評価	3	3	3			
評価の判断理由						
法人自己評価のとおり						

エ 法人の経営状況の公表

	参考	第3期中期目標期間				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
法人自己評価	3	3	3			
最終評価	3	3	3			
評価の判断理由						
法人自己評価のとおり						

第5 その他業務運営に関する重要事項

2 環境に配慮した病院運営

中期目標	省エネルギー・省資源の推進などに取り組み、環境負荷を抑え、環境に配慮した病院運営を行うこと。
中期計画	ア 環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制 地下水、太陽光、雨水の利用など、ハード面における環境に配慮した設備を活用するとともに、再生可能エネルギー比率の高い電力を調達することで、環境負荷を抑えた病院運営を行う。 イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発 節電・節水等、普段から環境配慮に対する職員意識の普及啓発を行う。
年度計画	ア 環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制 引き続きビルエネルギー管理システム(BEMS)によって蓄積されたデータを基にエネルギーの消費量の抑制に努めるとともに、季節変化に応じたクールヒートピットの熱効率を考慮してエアコンを使用する。また、吹田市の電力調達システムに参画し再生可能エネルギー比率の高い電力を調達することで、環境負荷を抑える。 イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発 節電・節水等、普段から環境配慮に対する職員意識の普及啓発を行う目的で、引き続き使用量の前年同月の比較表を院内ポータルサイトに掲載する。

【関連指標】

項目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
電気使用量	実績	5,690,335Kwh	5,885,081Kwh	5,731,295Kwh

項目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ガス使用量	実績	779,022 m ³	733,631 m ³	658,954 m ³

項目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
水道使用量	実績	107,233 m ³	112,134 m ³	107,018 m ³

法人自己評価の判断理由（業務実績の状況等）

【具体的な取組や成果内容及び目標達成状況等について】

ア 環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制

ビルエネルギー管理システム（BEMS）によって蓄積されたデータを基に、エネルギーレポートを毎月作成し、省エネルギーについて考察した。エネルギー消費量の抑制のため、季節変化に応じたクールヒートピットの熱効率の利用、照明の減数、空調の時間抑制等を継続し、令和 4 年度と比較して使用量は電気 97.3%、ガス 89.8%、上下水道 95.4%となった。また環境負荷を抑える目的で、再生可能エネルギー比率の高い電力を調達するため、吹田市の電力調達システムに参画したが社会情勢により不調に終わった。

イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発

節電・節水等、普段から環境配慮に対する職員意識の普及啓発を行う目的で、使用量の前年同月の比較表を院内ポータルサイトに掲載した。また、警備防災の夜間院内巡回時に電灯・エアコン等の消し忘れが確認された場合には、当該部署に対して注意喚起を行った。

【評価結果】

ア 環境負荷の軽減・エネルギー消費量の抑制

	参考	第 3 期中期目標期間			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

イ 環境配慮に対する職員意識の普及啓発

	参考	第 3 期中期目標期間			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
法人自己評価	3	3	3		
最終評価	3	3	3		
評価の判断理由					
法人自己評価のとおり					

報告第 2 3 号

債権の放棄について

吹田市債権管理条例第 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 5 年度において市の債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告します。

令和 6 年 9 月 4 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二
吹田市水道事業管理者 前 田 聡

債権放棄調書（総括表）

No. 1

債権の名称(所管)	債権の額	債権の件数
公立保育所等3歳以上児給食費 (児童部 保育幼稚園室)	1,651,400 円	192 件
出産費資金貸付金 (健康医療部 国民健康保険課)	290,000 円	2 件
柔道整復療養費に係る返還金 (健康医療部 国民健康保険課)	155,146 円	1 件
市営住宅使用料等 (都市計画部 住宅政策室)	788,300 円	1 件
水道料金・メーター料 (水道部 総務室)	2,599,422 円	443 件
合 計	5,484,268 円	639 件

債権放棄調査書

債権の名称 公立保育所等3歳以上児給食費
所管 児童部 保育幼稚園室

No. 2

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
1	30,400 円	令和6年3月26日	平成22年1月1日 ～平成25年3月1日	時効期間満了	令和2年3月5日 ～令和5年5月3日	債務者 吹田市民
2	3,200 円	令和6年3月26日	平成17年1月1日 ～平成17年5月1日	時効期間満了	平成27年3月4日 ～平成27年7月2日	債務者 吹田市民
3	1,600 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成14年11月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成25年1月3日	債務者 吹田市民
4	16,400 円	令和6年3月26日	平成14年9月1日 ～平成16年7月1日	時効期間満了	平成24年11月1日 ～平成26年9月3日	債務者 吹田市民
5	3,200 円	令和6年3月26日	平成14年12月1日 ～平成15年3月1日	時効期間満了	平成25年2月7日 ～平成25年5月2日	債務者 吹田市民
6	6,400 円	令和6年3月26日	平成14年11月1日 ～平成16年3月1日	時効期間満了	平成25年1月3日 ～平成26年5月2日	債務者 吹田市民
7	13,600 円	令和6年3月26日	平成18年11月1日 ～平成20年3月1日	時効期間満了	平成29年1月1日 ～平成30年5月2日	債務者 吹田市民
8	4,800 円	令和6年3月26日	平成24年10月1日 ～平成25年3月1日	時効期間満了	令和4年12月2日 ～令和5年5月3日	債務者 吹田市民
9	4,000 円	令和6年3月26日	平成16年3月1日 ～平成16年11月1日	時効期間満了	平成26年5月2日 ～平成27年1月1日	債務者 吹田市民
10	4,800 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成15年3月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成25年5月2日	債務者 吹田市民
11	10,400 円	令和6年3月26日	平成17年11月1日 ～平成19年3月1日	時効期間満了	平成28年1月1日 ～平成29年5月4日	債務者 吹田市民
12	800 円	令和6年3月26日	平成15年11月1日	時効期間満了	平成26年1月2日	債務者 吹田市民
13	4,000 円	令和6年3月26日	平成17年5月1日 ～平成17年10月1日	時効期間満了	平成27年7月2日 ～平成27年12月2日	債務者 吹田市民
14	28,800 円	令和6年3月26日	平成22年4月1日 ～平成25年3月1日	時効期間満了	令和2年6月1日 ～令和5年5月3日	債務者 吹田市民

(3)

債権放棄調査書

債権の名称 公立保育所等3歳以上児給食費
所管 児童部 保育幼稚園室

No. 3

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
15	400 円	令和6年3月26日	平成17年9月1日	時効期間満了	平成27年11月1日	債務者 吹田市民
16	9,600 円	令和6年3月26日	平成18年11月1日 ～平成19年10月1日	時効期間満了	平成29年1月1日 ～平成29年12月2日	債務者 吹田市民
17	4,800 円	令和6年3月26日	平成16年5月1日 ～平成17年3月1日	時効期間満了	平成26年7月2日 ～平成27年5月2日	債務者 吹田市民
18	3,200 円	令和6年3月26日	平成22年11月1日 ～平成23年3月1日	時効期間満了	令和3年1月1日 ～令和3年5月2日	債務者 吹田市民
19	28,540 円	令和6年3月26日	平成21年4月1日 ～平成24年3月1日	時効期間満了	令和元年6月1日 ～令和4年5月4日	債務者 吹田市民
20	17,600 円	令和6年3月26日	平成15年4月1日 ～平成17年1月1日	時効期間満了	平成25年6月1日 ～平成27年3月4日	債務者 吹田市民
21	1,600 円	令和6年3月26日	平成17年5月1日	時効期間満了	平成27年7月2日	債務者 吹田市民
22	18,400 円	令和6年3月26日	平成18年10月1日 ～平成21年2月1日	時効期間満了	平成28年12月2日 ～平成31年4月3日	債務者 吹田市民
23	3,200 円	令和6年3月26日	平成15年12月1日 ～平成16年3月1日	時効期間満了	平成26年2月6日 ～平成26年5月2日	債務者 吹田市民
24	4,800 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成15年3月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成25年5月2日	債務者 吹田市民
25	1,600 円	令和6年3月26日	平成16年2月1日 ～平成16年3月1日	時効期間満了	平成26年4月2日 ～平成26年5月2日	債務者 吹田市民
26	7,200 円	令和6年3月26日	平成16年2月1日 ～平成17年3月1日	時効期間満了	平成26年4月2日 ～平成27年5月2日	債務者 吹田市民
27	13,600 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成16年3月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成26年5月2日	債務者 吹田市民
28	18,940 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成23年10月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～令和3年12月2日	債務者 吹田市民

(4)

債権放棄調査書

債権の名称 公立保育所等3歳以上児給食費
所管 児童部 保育幼稚園室

No. 4

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
29	50,680 円	令和6年3月26日	平成20年8月1日 ～平成23年3月1日	時効期間満了	平成30年10月3日 ～令和5年5月2日	債務者 吹田市民
30	2,400 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成14年12月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成25年2月7日	債務者 吹田市民
31	3,200 円	令和6年3月26日	平成16年10月1日 ～平成17年2月1日	時効期間満了	平成26年12月3日 ～平成27年4月1日	債務者 吹田市民
32	28,800 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成17年3月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成27年5月2日	債務者 吹田市民
33	3,200 円	令和6年3月26日	平成15年8月1日 ～平成15年11月1日	時効期間満了	平成25年10月3日 ～平成26年1月2日	債務者 吹田市民
34	4,800 円	令和6年3月26日	平成24年5月1日 ～平成25年2月1日	時効期間満了	令和4年7月2日 ～令和5年4月1日	債務者 吹田市民
35	4,000 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成15年3月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成25年5月2日	債務者 吹田市民
36	800 円	令和6年3月26日	平成17年1月1日	時効期間満了	平成27年3月4日	債務者 吹田市民
37	1,600 円	令和6年3月26日	平成15年6月1日 ～平成15年7月1日	時効期間満了	平成25年8月1日 ～平成25年9月1日	債務者 吹田市民
38	4,800 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成15年3月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成25年5月2日	債務者 吹田市民
39	16,000 円	令和6年3月26日	平成23年8月1日 ～平成25年3月1日	時効期間満了	令和3年10月2日 ～令和5年5月3日	債務者 吹田市民
40	14,400 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成16年3月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成26年5月2日	債務者 吹田市民
41	4,800 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成15年3月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成25年5月2日	債務者 吹田市民
42	20,800 円	令和6年3月26日	平成15年7月1日 ～平成17年3月1日	時効期間満了	平成25年9月1日 ～平成27年5月2日	債務者 吹田市民

(5)

債権放棄調査書

債権の名称 公立保育所等3歳以上児給食費

所管 児童部 保育幼稚園室

No. 5

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
43	14,400 円	令和6年3月26日	平成18年5月1日 ～平成20年3月1日	時効期間満了	平成28年7月2日 ～平成30年5月2日	債務者 吹田市民
44	1,600 円	令和6年3月26日	平成17年4月1日 ～平成18年3月1日	時効期間満了	平成27年6月3日 ～平成28年5月2日	債務者 吹田市民
45	4,000 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成15年9月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成25年11月1日	債務者 吹田市民
46	20,540 円	令和6年3月26日	平成20年2月1日 ～平成22年3月1日	時効期間満了	平成30年4月1日 ～令和2年5月2日	債務者 吹田市民
47	3,200 円	令和6年3月26日	平成15年2月1日 ～平成15年3月1日	時効期間満了	平成25年4月1日 ～平成25年5月2日	債務者 吹田市民
48	7,200 円	令和6年3月26日	平成14年11月1日 ～平成16年5月1日	時効期間満了	平成25年1月3日 ～平成26年7月2日	債務者 吹田市民
49	3,200 円	令和6年3月26日	平成17年12月1日 ～平成18年3月1日	時効期間満了	平成28年1月29日 ～平成28年5月2日	債務者 吹田市民
50	26,140 円	令和6年3月26日	平成19年4月1日 ～平成22年3月1日	時効期間満了	平成29年6月2日 ～令和2年5月2日	債務者 吹田市民
51	1,600 円	令和6年3月26日	平成17年9月1日 ～平成17年11月1日	時効期間満了	平成27年11月1日 ～平成28年1月1日	債務者 吹田市民
52	11,600 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成16年1月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成26年3月5日	債務者 吹田市民
53	1,600 円	令和6年3月26日	平成22年6月1日 ～平成22年9月1日	時効期間満了	令和2年8月1日 ～令和2年11月1日	債務者 吹田市民
54	5,600 円	令和6年3月26日	平成16年9月1日 ～平成17年3月1日	時効期間満了	平成26年11月1日 ～平成27年5月2日	債務者 吹田市民
55	4,800 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成15年3月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成25年5月2日	債務者 吹田市民
56	18,400 円	令和6年3月26日	平成17年4月1日 ～平成19年3月1日	時効期間満了	平成27年6月3日 ～平成29年5月4日	債務者 吹田市民

債権放棄調査書

債権の名称 公立保育所等3歳以上児給食費
所管 児童部 保育幼稚園室

No. 6

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
57	3,200 円	令和6年3月26日	平成16年11月1日 ～平成17年12月1日	時効期間満了	平成27年1月1日 ～平成28年1月29日	債務者 吹田市民
58	6,400 円	令和6年3月26日	平成17年8月1日 ～平成18年3月1日	時効期間満了	平成27年10月2日 ～平成28年5月2日	債務者 吹田市民
59	800 円	令和6年3月26日	平成15年6月1日	時効期間満了	平成25年8月1日	債務者 吹田市民
60	17,600 円	令和6年3月26日	平成16年2月1日 ～平成18年3月1日	時効期間満了	平成26年4月2日 ～平成28年5月2日	債務者 吹田市民
61	1,600 円	令和6年3月26日	平成19年12月1日 ～平成20年2月1日	時効期間満了	平成30年1月29日 ～平成30年4月1日	債務者 吹田市民
62	800 円	令和6年3月26日	平成23年3月1日	時効期間満了	令和3年5月2日	債務者 吹田市民
63	4,800 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成15年3月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成25年5月2日	債務者 吹田市民
64	49,600 円	令和6年3月26日	平成17年1月1日 ～平成21年3月1日	時効期間満了	平成27年3月4日 ～令和元年5月2日	債務者 吹田市民
65	27,740 円	令和6年3月26日	平成21年4月1日 ～平成24年3月1日	時効期間満了	令和元年6月1日 ～令和4年5月4日	債務者 吹田市民
66	4,800 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成15年3月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成25年5月2日	債務者 吹田市民
67	51,200 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成20年3月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成30年5月2日	債務者 吹田市民
68	9,600 円	令和6年3月26日	平成24年4月1日 ～平成25年3月1日	時効期間満了	令和4年6月2日 ～令和5年5月3日	債務者 吹田市民
69	2,400 円	令和6年3月26日	平成22年4月1日 ～平成22年6月1日	時効期間満了	令和2年6月1日 ～令和2年8月1日	債務者 吹田市民
70	1,600 円	令和6年3月26日	平成15年2月1日 ～平成15年3月1日	時効期間満了	平成25年4月1日 ～平成25年5月2日	債務者 吹田市民

(7)

債権放棄調査書

債権の名称 公立保育所等3歳以上児給食費
所管 児童部 保育幼稚園室

No. 7

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
71	3,600 円	令和6年3月26日	平成16年11月1日 ～平成17年3月1日	時効期間満了	平成27年1月1日 ～平成27年5月2日	債務者 吹田市民
72	1,600 円	令和6年3月26日	平成18年2月1日 ～平成18年3月1日	時効期間満了	平成28年4月1日 ～平成28年5月2日	債務者 吹田市民
73	800 円	令和6年3月26日	平成18年7月1日	時効期間満了	平成28年9月1日	債務者 吹田市民
74	6,400 円	令和6年3月26日	平成20年6月1日 ～平成22年3月1日	時効期間満了	平成30年8月1日 ～令和2年5月2日	債務者 吹田市民
75	5,340 円	令和6年3月26日	平成21年9月1日 ～平成22年3月1日	時効期間満了	令和元年11月1日 ～令和2年5月2日	債務者 吹田市民
76	39,740 円	令和6年3月26日	平成16年12月1日 ～平成22年3月1日	時効期間満了	平成27年2月5日 ～令和2年5月2日	債務者 吹田市民
77	800 円	令和6年3月26日	平成15年5月1日	時効期間満了	平成25年7月4日	債務者 吹田市民
78	8,000 円	令和6年3月26日	平成15年8月1日 ～平成17年12月1日	時効期間満了	平成25年10月3日 ～平成28年1月29日	債務者 吹田市民
79	1,600 円	令和6年3月26日	平成17年8月1日 ～平成17年9月1日	時効期間満了	平成27年10月2日 ～平成27年11月1日	債務者 吹田市民
80	7,200 円	令和6年3月26日	平成19年7月1日 ～平成20年3月1日	時効期間満了	平成29年9月1日 ～平成30年5月2日	債務者 吹田市民
81	800 円	令和6年3月26日	平成16年5月1日	時効期間満了	平成26年7月2日	債務者 吹田市民
82	3,200 円	令和6年3月26日	平成20年11月1日 ～平成22年3月1日	時効期間満了	平成31年1月2日 ～令和2年5月2日	債務者 吹田市民
83	28,800 円	令和6年3月26日	平成17年4月1日 ～平成19年3月1日	時効期間満了	平成27年6月3日 ～平成29年5月4日	債務者 吹田市民
84	20,000 円	令和6年3月26日	平成18年2月1日 ～平成20年3月1日	時効期間満了	平成28年4月1日 ～平成30年5月2日	債務者 吹田市民

(8)

債権放棄調査書

債権の名称 公立保育所等3歳以上児給食費
所管 児童部 保育幼稚園室

No. 8

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等		
			債権発生日	事由	事由の生じた日
85	19,000 円	令和6年3月26日	平成18年10月1日 ～平成21年3月1日	時効期間満了	平成28年12月2日 ～令和元年5月2日
86	2,400 円	令和6年3月26日	平成20年9月1日 ～平成22年3月1日	時効期間満了	平成30年11月1日 ～令和5年5月2日
87	6,400 円	令和6年3月26日	平成16年8月1日 ～平成17年3月1日	時効期間満了	平成26年10月2日 ～平成27年5月2日
88	50,140 円	令和6年3月26日	平成18年7月1日 ～平成22年3月1日	時効期間満了	平成28年9月1日 ～令和5年5月2日
89	17,600 円	令和6年3月26日	平成16年4月1日 ～平成18年1月1日	時効期間満了	平成26年6月1日 ～平成28年3月4日
90	1,600 円	令和6年3月26日	平成23年2月1日 ～平成23年3月1日	時効期間満了	令和3年4月1日 ～令和3年5月2日
91	12,000 円	令和6年3月26日	平成22年11月1日 ～平成24年3月1日	時効期間満了	令和3年1月1日 ～令和4年5月4日
92	10,140 円	令和6年3月26日	平成20年11月1日 ～平成22年3月1日	時効期間満了	平成31年1月2日 ～令和2年5月2日
93	16,540 円	令和6年3月26日	平成20年8月1日 ～平成22年4月1日	時効期間満了	平成30年10月3日 ～令和2年6月1日
94	4,000 円	令和6年3月26日	平成16年5月1日 ～平成24年12月1日	時効期間満了	平成26年7月2日 ～令和5年1月29日
95	12,800 円	令和6年3月26日	平成22年4月1日 ～平成23年7月1日	時効期間満了	令和2年6月1日 ～令和3年9月2日
96	4,800 円	令和6年3月26日	平成22年7月1日 ～平成23年3月1日	時効期間満了	令和2年9月3日 ～令和3年5月2日
97	1,600 円	令和6年3月26日	平成24年9月1日 ～平成24年10月1日	時効期間満了	令和4年11月2日 ～令和4年12月2日
98	4,280 円	令和6年3月26日	平成21年4月1日 ～平成21年6月1日	時効期間満了	令和元年6月1日 ～令和元年8月1日

(9)

債権放棄調査書

債権の名称 公立保育所等3歳以上児給食費
所管 児童部 保育幼稚園室

No. 9

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
99	400 円	令和6年3月26日	平成15年8月1日	時効期間満了	平成25年10月3日	債務者 吹田市民
100	6,140 円	令和6年3月26日	平成21年7月1日 ～平成22年3月1日	時効期間満了	令和元年9月1日 ～令和2年5月2日	債務者 吹田市民
101	2,400 円	令和6年3月26日	平成23年9月1日 ～平成25年3月1日	時効期間満了	令和3年11月1日 ～令和5年5月3日	債務者 吹田市民
102	7,200 円	令和6年3月26日	平成23年7月1日 ～平成23年11月1日	時効期間満了	令和3年9月2日 ～令和4年1月1日	債務者 吹田市民
103	28,540 円	令和6年3月26日	平成20年4月1日 ～平成23年3月1日	時効期間満了	平成30年6月1日 ～令和3年5月2日	債務者 吹田市民
104	2,400 円	令和6年3月26日	平成17年1月1日 ～平成17年3月1日	時効期間満了	平成27年3月4日 ～平成27年5月2日	債務者 吹田市民
105	3,200 円	令和6年3月26日	平成21年12月1日 ～平成22年3月1日	時効期間満了	令和2年1月29日 ～令和2年5月2日	債務者 吹田市民
106	28,800 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成17年3月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成27年5月2日	債務者 吹田市民
107	800 円	令和6年3月26日	平成15年5月1日	時効期間満了	平成25年7月4日	債務者 吹田市民
108	4,800 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成15年3月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成25年5月2日	債務者 吹田市民
109	3,200 円	令和6年3月26日	平成14年12月1日 ～平成15年3月1日	時効期間満了	平成25年2月7日 ～平成25年5月2日	債務者 吹田市民
110	4,000 円	令和6年3月26日	平成15年11月1日 ～平成16年3月1日	時効期間満了	平成26年1月2日 ～平成26年5月2日	債務者 吹田市民
111	4,800 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成15年3月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成25年5月2日	債務者 吹田市民
112	3,200 円	令和6年3月26日	平成14年12月1日 ～平成15年3月1日	時効期間満了	平成25年2月7日 ～平成25年5月2日	債務者 吹田市民

(10)

債権放棄調査書

債権の名称 公立保育所等3歳以上児給食費
所管 児童部 保育幼稚園室

No. 10

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
113	4,800 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成15年3月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成25年5月2日	債務者 吹田市民
114	2,400 円	令和6年3月26日	平成15年8月1日 ～平成16年3月1日	時効期間満了	平成25年10月3日 ～平成26年5月2日	債務者 吹田市民
115	800 円	令和6年3月26日	平成15年8月1日	時効期間満了	平成25年10月3日	債務者 吹田市民
116	5,600 円	令和6年3月26日	平成15年9月1日 ～平成16年3月1日	時効期間満了	平成25年11月1日 ～平成26年5月2日	債務者 吹田市民
117	4,800 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成15年3月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成25年5月2日	債務者 吹田市民
118	4,800 円	令和6年3月26日	平成17年8月1日 ～平成18年1月1日	時効期間満了	平成27年10月2日 ～平成28年3月4日	債務者 吹田市民
119	4,000 円	令和6年3月26日	平成20年1月1日 ～平成21年3月1日	時効期間満了	平成30年3月3日 ～令和元年5月2日	債務者 吹田市民
120	4,000 円	令和6年3月26日	平成14年11月1日 ～平成15年3月1日	時効期間満了	平成25年1月3日 ～平成25年5月2日	債務者 吹田市民
121	800 円	令和6年3月26日	平成16年1月1日	時効期間満了	平成26年3月5日	債務者 吹田市民
122	24,800 円	令和6年3月26日	平成16年6月1日 ～平成18年3月1日	時効期間満了	平成26年8月1日 ～平成28年5月2日	債務者 吹田市民
123	6,400 円	令和6年3月26日	平成15年8月1日 ～平成16年3月1日	時効期間満了	平成25年10月3日 ～平成26年5月2日	債務者 吹田市民
124	800 円	令和6年3月26日	平成15年6月1日	時効期間満了	平成25年8月1日	債務者 吹田市民
125	4,800 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成17年3月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成27年5月2日	債務者 吹田市民
126	14,400 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成16年3月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成26年5月2日	債務者 吹田市民

債権放棄調査書

債権の名称 公立保育所等3歳以上児給食費
所管 児童部 保育幼稚園室

No. 11

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
127	800 円	令和6年3月26日	平成16年12月1日	時効期間満了	平成27年2月5日	債務者 吹田市民
128	2,400 円	令和6年3月26日	平成16年1月1日 ～平成16年3月1日	時効期間満了	平成26年3月5日 ～平成26年5月2日	債務者 吹田市民
129	800 円	令和6年3月26日	平成15年5月1日	時効期間満了	平成25年7月4日	債務者 吹田市民
130	2,400 円	令和6年3月26日	平成15年3月1日 ～平成15年5月1日	時効期間満了	平成25年5月2日 ～平成25年7月4日	債務者 吹田市民
131	800 円	令和6年3月26日	平成17年9月1日	時効期間満了	平成27年11月1日	債務者 吹田市民
132	800 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日	時効期間満了	平成24年12月2日	債務者 吹田市民
133	52,000 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成18年3月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成28年5月2日	債務者 吹田市民
134	1,600 円	令和6年3月26日	平成17年2月1日 ～平成17年3月1日	時効期間満了	平成27年4月1日 ～平成27年5月2日	債務者 吹田市民
135	16,800 円	令和6年3月26日	平成15年1月1日 ～平成17年8月1日	時効期間満了	平成25年3月4日 ～平成27年10月2日	債務者 吹田市民
136	4,800 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成15年3月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成25年5月2日	債務者 吹田市民
137	2,400 円	令和6年3月26日	平成22年7月1日 ～平成23年12月1日	時効期間満了	令和2年9月3日 ～令和4年1月29日	債務者 吹田市民
138	800 円	令和6年3月26日	平成17年11月1日	時効期間満了	平成28年1月1日	債務者 吹田市民
139	9,600 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成16年1月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成26年3月5日	債務者 吹田市民
140	16,000 円	令和6年3月26日	平成15年8月1日 ～平成17年3月1日	時効期間満了	平成25年10月3日 ～平成27年5月2日	債務者 吹田市民

(12)

債権放棄調査書

債権の名称 公立保育所等3歳以上児給食費
所管 児童部 保育幼稚園室

No. 12

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
141	4,800 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成15年3月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成25年5月2日	債務者 吹田市民
142	3,200 円	令和6年3月26日	平成14年12月1日 ～平成15年3月1日	時効期間満了	平成25年2月7日 ～平成25年5月2日	債務者 吹田市民
143	10,400 円	令和6年3月26日	平成18年3月1日 ～平成19年3月1日	時効期間満了	平成28年5月2日 ～平成29年5月4日	債務者 吹田市民
144	800 円	令和6年3月26日	平成17年10月1日	時効期間満了	平成27年12月2日	債務者 吹田市民
145	3,200 円	令和6年3月26日	平成17年11月1日 ～平成18年1月1日	時効期間満了	平成28年1月1日 ～平成28年3月4日	債務者 吹田市民
146	1,600 円	令和6年3月26日	平成16年5月1日 ～平成17年5月1日	時効期間満了	平成26年7月2日 ～平成27年7月2日	債務者 吹田市民
147	6,400 円	令和6年3月26日	平成14年12月1日 ～平成16年11月1日	時効期間満了	平成25年2月7日 ～平成27年1月1日	債務者 吹田市民
148	8,000 円	令和6年3月26日	平成16年6月1日 ～平成17年3月1日	時効期間満了	平成26年8月1日 ～平成27年5月2日	債務者 吹田市民
149	12,800 円	令和6年3月26日	平成16年4月1日 ～平成18年6月1日	時効期間満了	平成26年6月1日 ～平成28年8月1日	債務者 吹田市民
150	800 円	令和6年3月26日	平成15年8月1日	時効期間満了	平成25年10月3日	債務者 吹田市民
151	14,400 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成16年5月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成26年7月2日	債務者 吹田市民
152	2,400 円	令和6年3月26日	平成17年7月1日 ～平成17年9月1日	時効期間満了	平成27年9月2日 ～平成27年11月1日	債務者 吹田市民
153	800 円	令和6年3月26日	平成16年4月1日	時効期間満了	平成26年6月1日	債務者 吹田市民
154	800 円	令和6年3月26日	平成17年9月1日	時効期間満了	平成27年11月1日	債務者 吹田市民

(13)

債権放棄調査書

債権の名称 公立保育所等3歳以上児給食費
所管 児童部 保育幼稚園室

No. 13

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
155	3,200 円	令和6年3月26日	平成17年6月1日 ～平成17年7月1日	時効期間満了	平成27年8月1日 ～平成27年9月2日	債務者 吹田市民
156	4,800 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成15年3月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～平成25年5月2日	債務者 吹田市民
157	800 円	令和6年3月26日	平成21年3月1日	時効期間満了	令和元年5月2日	債務者 吹田市民
158	20,800 円	令和6年3月26日	平成17年11月1日 ～平成20年3月1日	時効期間満了	平成28年1月1日 ～平成30年5月2日	債務者 吹田市民
159	5,600 円	令和6年3月26日	平成17年9月1日 ～平成18年3月1日	時効期間満了	平成27年11月1日 ～平成28年5月2日	債務者 吹田市民
160	61,740 円	令和6年3月26日	平成14年10月1日 ～平成22年3月1日	時効期間満了	平成24年12月2日 ～令和2年5月2日	債務者 吹田市民
161	800 円	令和6年3月26日	平成16年11月1日	時効期間満了	平成27年1月1日	債務者 吹田市民
162	800 円	令和6年3月26日	平成18年1月1日	時効期間満了	平成28年3月4日	債務者 吹田市民
163	800 円	令和6年3月26日	平成15年10月1日	時効期間満了	平成25年12月2日	債務者 吹田市民
164	6,400 円	令和6年3月26日	平成15年8月1日 ～平成16年3月1日	時効期間満了	平成25年10月3日 ～平成26年5月2日	債務者 吹田市民
165	3,200 円	令和6年3月26日	平成15年12月1日 ～平成16年3月1日	時効期間満了	平成26年2月6日 ～平成26年5月2日	債務者 吹田市民
166	7,200 円	令和6年3月26日	平成19年4月1日 ～平成19年12月1日	時効期間満了	平成29年6月2日 ～平成30年1月29日	債務者 吹田市民
167	800 円	令和6年3月26日	平成16年4月1日	時効期間満了	平成26年6月1日	債務者 吹田市民
168	3,200 円	令和6年3月26日	平成19年10月1日 ～平成20年5月1日	時効期間満了	平成29年12月2日 ～平成30年7月4日	債務者 吹田市民

(14)

債権放棄調査書

債権の名称 公立保育所等3歳以上児給食費
所管 児童部 保育幼稚園室

No. 14

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
169	4,800 円	令和6年3月26日	平成17年12月1日 ～平成19年3月1日	時効期間満了	平成28年1月29日 ～平成29年5月4日	債務者 吹田市民
170	1,600 円	令和6年3月26日	平成17年8月1日 ～平成17年10月1日	時効期間満了	平成27年10月2日 ～平成27年12月2日	債務者 吹田市民
171	5,600 円	令和6年3月26日	平成16年9月1日 ～平成17年3月1日	時効期間満了	平成26年11月1日 ～平成27年5月2日	債務者 吹田市民
172	2,400 円	令和6年3月26日	平成20年10月1日 ～平成21年1月1日	時効期間満了	平成30年12月2日 ～平成31年3月6日	債務者 吹田市民
173	3,200 円	令和6年3月26日	平成17年10月1日 ～平成18年3月1日	時効期間満了	平成27年12月2日 ～平成28年5月2日	債務者 吹田市民
174	800 円	令和6年3月26日	平成24年3月1日	時効期間満了	令和4年5月4日	債務者 吹田市民
175	6,400 円	令和6年3月26日	平成19年5月1日 ～平成20年3月1日	時効期間満了	平成29年7月2日 ～平成30年5月2日	債務者 吹田市民
176	800 円	令和6年3月26日	平成17年12月1日	時効期間満了	平成28年1月29日	債務者 吹田市民
177	4,000 円	令和6年3月26日	平成17年9月1日 ～平成18年1月1日	時効期間満了	平成27年11月1日 ～平成28年3月4日	債務者 吹田市民
178	1,600 円	令和6年3月26日	平成24年2月1日 ～平成24年3月1日	時効期間満了	令和4年4月1日 ～令和4年5月4日	債務者 吹田市民
179	53,080 円	令和6年3月26日	平成19年9月1日 ～平成23年3月1日	時効期間満了	平成29年11月2日 ～令和3年5月2日	債務者 吹田市民
180	5,600 円	令和6年3月26日	平成18年4月1日 ～平成18年10月1日	時効期間満了	平成28年6月2日 ～平成28年12月2日	債務者 吹田市民
181	1,600 円	令和6年3月26日	平成23年12月1日 ～平成24年3月1日	時効期間満了	令和4年1月29日 ～令和4年5月4日	債務者 吹田市民
182	5,600 円	令和6年3月26日	平成18年7月1日 ～平成19年3月1日	時効期間満了	平成28年9月1日 ～平成29年5月4日	債務者 吹田市民

(15)

債権放棄調査書

債権の名称 公立保育所等3歳以上児給食費
所管 児童部 保育幼稚園室

No. 15

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
183	3,200 円	令和6年3月26日	平成23年12月1日 ～平成24年3月1日	時効期間満了	令和4年1月29日 ～令和4年5月4日	債務者 吹田市民
184	800 円	令和6年3月26日	平成25年1月1日	時効期間満了	令和5年3月4日	債務者 吹田市民
185	800 円	令和6年3月26日	平成20年2月1日	時効期間満了	平成30年4月1日	債務者 吹田市民
186	800 円	令和6年3月26日	平成24年10月1日	時効期間満了	令和4年12月2日	債務者 吹田市民
187	6,400 円	令和6年3月26日	平成20年10月1日 ～平成21年1月1日	時効期間満了	平成30年12月2日 ～平成31年3月6日	債務者 吹田市民
188	5,200 円	令和6年3月26日	平成20年8月1日 ～平成21年2月1日	時効期間満了	平成30年10月3日 ～平成31年4月3日	債務者 吹田市民
189	14,140 円	令和6年3月26日	平成21年7月1日 ～平成23年3月1日	時効期間満了	令和元年9月1日 ～令和3年5月2日	債務者 吹田市民
190	4,800 円	令和6年3月26日	平成22年5月1日 ～平成23年2月1日	時効期間満了	令和2年7月2日 ～令和3年4月1日	債務者 吹田市民
191	800 円	令和6年3月26日	平成24年4月1日	時効期間満了	令和4年6月2日	債務者 吹田市民
192	8,400 円	令和6年3月26日	平成24年2月1日 ～平成24年12月1日	時効期間満了	令和4年4月1日 ～令和5年1月29日	債務者 吹田市民
計	1,651,400 円					

債権放棄調書

債権の名称 出産費資金貸付金
 所管 健康医療部 国民健康保険課
 No. 16

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
1	150,000 円	令和6年3月26日	平成20年1月23日	時効期間満了	平成30年3月13日	債務者 吹田市民
2	140,000 円	令和6年3月26日	平成20年11月4日	時効期間満了	平成31年1月14日	債務者 吹田市民
計	290,000 円					

債権放棄調書

債権の名称 柔道整復療養費に係る返還金
所管 健康医療部 国民健康保険課

No. 17

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
1	155,146 円	令和6年3月26日	平成30年10月11日	破産等免責決定	平成30年11月27日	債務者 大阪市の事業者
計	155,146 円					

債権放棄調書

債権の名称 市営住宅使用料等
 所管 都市計画部 住宅政策室

No. 18

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
1	788,300 円	令和6年3月1日	平成18年10月5日 ～平成25年5月7日	時効期間満了	令和5年11月7日	債務者 吹田市民
計	788,300 円					

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 19

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
1	8,464 円	令和6年3月7日	平成30年9月5日 ～令和元年5月4日	破産等免責決定	令和5年8月23日	債務者 吹田市内水道使用者
2	37,395 円	令和6年3月7日	令和4年1月11日 ～令和4年8月25日	破産等免責決定	令和4年12月7日	債務者 吹田市内水道使用者
3	7,261 円	令和6年3月7日	平成30年2月1日 ～平成30年9月27日	時効期間満了	令和2年3月22日 ～令和2年12月14日	債務者 吹田市内水道使用者
4	5,672 円	令和6年3月7日	平成30年1月17日 ～平成30年7月31日	時効期間満了	令和2年2月23日 ～令和2年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
5	8,793 円	令和6年3月7日	平成30年6月12日 ～平成31年3月29日	時効期間満了	令和2年7月22日 ～令和3年5月20日	債務者 吹田市内水道使用者
6	6,980 円	令和6年3月7日	平成30年6月12日 ～平成31年1月22日	時効期間満了	令和2年7月22日 ～令和3年3月21日	債務者 吹田市内水道使用者
7	7,186 円	令和6年3月7日	平成30年8月7日 ～平成31年3月29日	時効期間満了	令和2年9月22日 ～令和3年5月20日	債務者 吹田市内水道使用者
8	6,132 円	令和6年3月7日	平成30年5月8日 ～平成30年11月8日	時効期間満了	令和2年6月22日 ～令和2年12月11日	債務者 吹田市内水道使用者
9	1,684 円	令和6年3月7日	平成30年1月15日	時効期間満了	令和2年2月23日	債務者 吹田市内水道使用者
10	6,695 円	令和6年3月7日	平成30年3月3日 ～平成30年7月4日	時効期間満了	令和2年4月22日 ～令和2年9月6日	債務者 吹田市内水道使用者
11	6,522 円	令和6年3月7日	平成30年6月2日 ～平成30年10月2日	時効期間満了	令和2年7月22日 ～令和2年12月6日	債務者 吹田市内水道使用者
12	6,764 円	令和6年3月7日	平成29年10月10日 ～平成30年4月10日	時効期間満了	令和元年11月2日 ～令和2年6月7日	債務者 吹田市内水道使用者
13	5,052 円	令和6年3月7日	平成30年8月13日 ～平成30年12月13日	時効期間満了	令和2年9月22日 ～令和3年2月4日	債務者 吹田市内水道使用者
14	3,072 円	令和6年3月7日	平成28年3月16日 ～平成28年5月17日	時効期間満了	平成30年4月22日 ～平成30年6月23日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 20

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
15	5,052 円	令和6年3月7日	平成30年7月3日 ～平成30年11月2日	時効期間満了	令和2年8月23日 ～令和3年1月7日	債務者 吹田市内水道使用者
16	3,498 円	令和6年3月7日	平成30年2月14日 ～平成30年4月14日	時効期間満了	令和2年3月22日 ～令和2年5月21日	債務者 吹田市内水道使用者
17	6,256 円	令和6年3月7日	平成29年12月15日 ～平成30年6月15日	時効期間満了	令和2年1月22日 ～令和2年7月26日	債務者 吹田市内水道使用者
18	6,736 円	令和6年3月7日	平成30年2月14日 ～平成30年8月13日	時効期間満了	令和2年3月22日 ～令和2年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
19	6,736 円	令和6年3月7日	平成30年9月10日 ～平成31年3月9日	時効期間満了	令和2年11月4日 ～令和3年4月11日	債務者 吹田市内水道使用者
20	6,024 円	令和6年3月7日	平成27年11月10日 ～平成28年5月10日	時効期間満了	平成30年1月27日 ～平成30年6月11日	債務者 吹田市内水道使用者
21	5,323 円	令和6年3月7日	平成30年6月19日 ～平成30年10月9日	時効期間満了	令和2年7月22日 ～令和2年12月7日	債務者 吹田市内水道使用者
22	6,736 円	令和6年3月7日	平成30年4月2日 ～平成30年10月1日	時効期間満了	令和2年5月21日 ～令和2年11月13日	債務者 吹田市内水道使用者
23	12,224 円	令和6年3月7日	平成29年12月6日 ～平成30年6月6日	時効期間満了	令和2年2月4日 ～令和2年7月11日	債務者 吹田市内水道使用者
24	3,066 円	令和6年3月7日	平成30年9月15日 ～平成30年11月15日	時効期間満了	令和2年10月21日 ～令和2年12月22日	債務者 吹田市内水道使用者
25	6,673 円	令和6年3月7日	平成30年5月12日 ～平成30年11月12日	時効期間満了	令和2年6月22日 ～令和2年11月13日	債務者 吹田市内水道使用者
26	1,684 円	令和6年3月7日	平成30年12月11日	時効期間満了	令和3年1月24日	債務者 吹田市内水道使用者
27	3,758 円	令和6年3月7日	平成30年5月1日 ～平成30年7月2日	時効期間満了	令和2年6月22日 ～令和2年8月23日	債務者 吹田市内水道使用者
28	6,736 円	令和6年3月7日	平成30年3月14日 ～平成30年9月14日	時効期間満了	令和2年4月22日 ～令和2年9月15日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 21

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
29	4,492 円	令和6年3月7日	平成30年7月9日 ～平成30年9月8日	時効期間満了	令和2年7月10日 ～令和2年9月9日	債務者 吹田市内水道使用者
30	1,684 円	令和6年3月7日	平成29年10月4日	時効期間満了	令和元年11月23日	債務者 吹田市内水道使用者
31	6,910 円	令和6年3月7日	平成29年12月16日 ～平成30年6月15日	時効期間満了	令和2年1月22日 ～令和2年8月2日	債務者 吹田市内水道使用者
32	3,368 円	令和6年3月7日	平成30年6月14日 ～平成30年8月14日	時効期間満了	令和2年7月22日 ～令和2年9月22日	債務者 吹田市内水道使用者
33	3,901 円	令和6年3月7日	平成30年8月30日 ～平成30年11月2日	時効期間満了	令和2年9月30日 ～令和3年1月7日	債務者 吹田市内水道使用者
34	6,911 円	令和6年3月7日	平成30年8月10日 ～平成30年12月11日	時効期間満了	令和2年9月22日 ～令和3年2月4日	債務者 吹田市内水道使用者
35	19,827 円	令和6年3月7日	平成30年6月14日 ～平成30年12月14日	時効期間満了	令和2年8月4日 ～令和3年2月4日	債務者 吹田市内水道使用者
36	7,299 円	令和6年3月7日	平成29年12月1日 ～平成30年6月1日	時効期間満了	令和2年1月22日 ～令和2年8月2日	債務者 吹田市内水道使用者
37	6,736 円	令和6年3月7日	平成30年1月13日 ～平成30年7月13日	時効期間満了	令和2年2月23日 ～令和2年9月10日	債務者 吹田市内水道使用者
38	5,052 円	令和6年3月7日	平成30年2月8日 ～平成30年6月8日	時効期間満了	令和2年3月22日 ～令和2年8月4日	債務者 吹田市内水道使用者
39	8,250 円	令和6年3月7日	平成30年6月8日 ～平成30年10月8日	時効期間満了	令和2年7月22日 ～令和2年12月6日	債務者 吹田市内水道使用者
40	5,052 円	令和6年3月7日	平成30年8月9日 ～平成30年12月10日	時効期間満了	令和2年9月22日 ～令和3年2月4日	債務者 吹田市内水道使用者
41	4,341 円	令和6年3月7日	平成28年11月5日 ～平成29年3月6日	時効期間満了	平成30年12月22日 ～令和元年5月4日	債務者 吹田市内水道使用者
42	3,613 円	令和6年3月7日	平成29年5月8日 ～平成29年7月8日	時効期間満了	令和元年6月23日 ～令和元年8月11日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 22

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
43	1,222 円	令和6年3月7日	平成30年10月16日	時効期間満了	令和2年10月17日	債務者 吹田市内水道使用者
44	28,924 円	令和6年3月7日	平成28年12月12日 ～平成29年4月12日	時効期間満了	平成31年2月23日 ～平成31年4月13日	債務者 吹田市内水道使用者
45	3,368 円	令和6年3月7日	平成30年10月12日 ～平成30年12月13日	時効期間満了	令和2年11月22日 ～令和3年6月18日	債務者 吹田市内水道使用者
46	3,368 円	令和6年3月7日	平成30年3月3日 ～平成30年5月3日	時効期間満了	令和2年4月22日 ～令和2年6月22日	債務者 吹田市内水道使用者
47	1,684 円	令和6年3月7日	平成30年5月8日	時効期間満了	令和2年6月22日	債務者 吹田市内水道使用者
48	3,368 円	令和6年3月7日	平成30年2月15日 ～平成30年4月16日	時効期間満了	令和2年3月22日 ～令和2年5月21日	債務者 吹田市内水道使用者
49	4,571 円	令和6年3月7日	平成30年11月9日 ～平成31年3月11日	時効期間満了	令和2年12月22日 ～令和3年5月20日	債務者 吹田市内水道使用者
50	2,019 円	令和6年3月7日	平成30年5月17日 ～平成30年7月12日	時効期間満了	令和2年6月22日 ～令和2年8月23日	債務者 吹田市内水道使用者
51	3,758 円	令和6年3月7日	平成30年3月12日 ～平成30年7月12日	時効期間満了	令和2年4月22日 ～令和2年8月11日	債務者 吹田市内水道使用者
52	1,447 円	令和6年3月7日	平成28年11月14日	時効期間満了	平成30年12月22日	債務者 吹田市内水道使用者
53	3,368 円	令和6年3月7日	平成30年9月13日 ～平成30年11月13日	時効期間満了	令和2年10月22日 ～令和2年12月11日	債務者 吹田市内水道使用者
54	4,492 円	令和6年3月7日	平成30年8月13日 ～平成30年12月13日	時効期間満了	令和2年9月22日 ～令和2年12月14日	債務者 吹田市内水道使用者
55	3,346 円	令和6年3月7日	平成29年5月16日 ～平成29年7月17日	時効期間満了	令和元年6月30日 ～令和元年7月18日	債務者 吹田市内水道使用者
56	488 円	令和6年3月7日	平成30年12月17日	時効期間満了	令和2年12月18日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 23

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
57	1,684 円	令和6年3月7日	平成29年7月5日	時効期間満了	令和元年7月6日	債務者 吹田市内水道使用者
58	1,684 円	令和6年3月7日	平成30年3月1日	時効期間満了	令和2年4月22日	債務者 吹田市内水道使用者
59	4,232 円	令和6年3月7日	平成30年12月12日 ～平成31年2月12日	時効期間満了	令和3年1月24日 ～令和3年3月12日	債務者 吹田市内水道使用者
60	3,368 円	令和6年3月7日	平成30年2月16日 ～平成30年4月17日	時効期間満了	令和2年3月22日 ～令和2年5月21日	債務者 吹田市内水道使用者
61	2,666 円	令和6年3月7日	平成31年1月15日 ～平成31年3月14日	時効期間満了	令和3年4月18日 ～令和3年5月8日	債務者 吹田市内水道使用者
62	3,368 円	令和6年3月7日	平成30年2月12日 ～平成30年4月12日	時効期間満了	令和2年3月22日 ～令和2年5月21日	債務者 吹田市内水道使用者
63	3,671 円	令和6年3月7日	平成30年9月8日 ～平成30年11月8日	時効期間満了	令和2年10月11日 ～令和2年11月9日	債務者 吹田市内水道使用者
64	3,368 円	令和6年3月7日	平成30年6月6日 ～平成30年8月6日	時効期間満了	令和2年7月11日 ～令和2年8月7日	債務者 吹田市内水道使用者
65	3,368 円	令和6年3月7日	平成30年6月11日 ～平成30年8月10日	時効期間満了	令和2年7月22日 ～令和2年9月11日	債務者 吹田市内水道使用者
66	6,832 円	令和6年3月7日	平成28年8月11日 ～平成29年3月3日	時効期間満了	平成30年9月19日 ～平成31年3月11日	債務者 吹田市内水道使用者
67	3,286 円	令和6年3月7日	平成30年2月9日 ～平成30年5月24日	時効期間満了	令和2年3月22日 ～令和2年5月25日	債務者 吹田市内水道使用者
68	1,499 円	令和6年3月7日	令和元年5月13日	時効期間満了	令和3年7月20日	債務者 吹田市内水道使用者
69	8,581 円	令和6年3月7日	平成31年2月16日 ～平成31年4月8日	時効期間満了	令和3年2月17日 ～令和3年4月9日	債務者 吹田市内水道使用者
70	570 円	令和6年3月7日	平成30年12月3日	時効期間満了	令和2年12月4日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 24

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
71	1,881 円	令和6年3月7日	平成31年2月16日 ～令和元年5月14日	時効期間満了	令和3年3月22日 ～令和3年5月15日	債務者 吹田市内水道使用者
72	2,118 円	令和6年3月7日	平成31年3月6日 ～令和元年5月17日	時効期間満了	令和3年4月11日 ～令和3年5月18日	債務者 吹田市内水道使用者
73	4,437 円	令和6年3月7日	平成30年6月7日 ～平成30年8月15日	時効期間満了	令和2年7月22日 ～令和2年8月16日	債務者 吹田市内水道使用者
74	3,282 円	令和6年3月7日	平成31年1月5日 ～平成31年3月4日	時効期間満了	令和3年2月13日 ～令和3年4月11日	債務者 吹田市内水道使用者
75	5,561 円	令和6年3月7日	平成30年2月14日 ～平成30年7月17日	時効期間満了	令和2年3月3日 ～令和2年7月18日	債務者 吹田市内水道使用者
76	1,684 円	令和6年3月7日	平成31年1月14日	時効期間満了	令和3年4月20日	債務者 吹田市内水道使用者
77	9,244 円	令和6年3月7日	平成30年2月3日 ～平成30年4月4日	時効期間満了	令和2年3月22日 ～令和2年6月21日	債務者 吹田市内水道使用者
78	7,488 円	令和6年3月7日	平成30年4月5日 ～平成30年8月31日	時効期間満了	令和2年5月21日 ～令和2年11月19日	債務者 吹田市内水道使用者
79	6,632 円	令和6年3月7日	平成28年5月16日 ～平成28年9月15日	時効期間満了	平成30年6月23日 ～平成30年11月4日	債務者 吹田市内水道使用者
80	3,031 円	令和6年3月7日	平成30年5月11日 ～平成30年6月30日	時効期間満了	令和2年6月22日 ～令和2年9月21日	債務者 吹田市内水道使用者
81	1,684 円	令和6年3月7日	平成30年5月3日	時効期間満了	令和2年6月22日	債務者 吹田市内水道使用者
82	434 円	令和6年3月7日	平成30年12月20日	時効期間満了	令和3年1月21日	債務者 吹田市内水道使用者
83	1,294 円	令和6年3月7日	平成31年2月16日 ～平成31年3月13日	時効期間満了	令和3年3月31日 ～令和3年5月20日	債務者 吹田市内水道使用者
84	1,104 円	令和6年3月7日	平成30年8月16日 ～平成30年9月10日	時効期間満了	令和2年9月21日 ～令和2年11月19日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 25

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
85	2,550 円	令和6年3月7日	平成30年5月2日 ～平成30年5月30日	時効期間満了	令和2年6月22日 ～令和2年7月21日	債務者 吹田市内水道使用者
86	4,659 円	令和6年3月7日	平成30年6月12日 ～平成30年9月28日	時効期間満了	令和2年7月22日 ～令和2年12月21日	債務者 吹田市内水道使用者
87	10,677 円	令和6年3月7日	平成30年4月17日 ～平成30年8月31日	時効期間満了	令和2年7月26日 ～令和2年11月19日	債務者 吹田市内水道使用者
88	2,023 円	令和6年3月7日	平成31年1月10日 ～平成31年1月17日	時効期間満了	令和3年1月11日 ～令和3年1月18日	債務者 吹田市内水道使用者
89	1,483 円	令和6年3月7日	平成29年2月28日	時効期間満了	平成31年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
90	1,684 円	令和6年3月7日	平成30年5月16日	時効期間満了	令和2年6月22日	債務者 吹田市内水道使用者
91	914 円	令和6年3月7日	平成31年1月8日	時効期間満了	令和3年3月21日	債務者 吹田市内水道使用者
92	1,533 円	令和6年3月7日	平成31年1月4日	時効期間満了	令和3年3月21日	債務者 吹田市内水道使用者
93	2,326 円	令和6年3月7日	平成30年11月14日	時効期間満了	令和2年12月7日	債務者 吹田市内水道使用者
94	4,019 円	令和6年3月7日	平成30年2月8日 ～平成30年5月28日	時効期間満了	令和2年3月22日 ～令和2年8月21日	債務者 吹田市内水道使用者
95	4,364 円	令和6年3月7日	平成31年3月31日	時効期間満了	令和3年5月23日	債務者 吹田市内水道使用者
96	2,064 円	令和6年3月7日	平成30年8月13日 ～平成30年8月27日	時効期間満了	令和2年8月28日 ～令和2年9月11日	債務者 吹田市内水道使用者
97	2,105 円	令和6年3月7日	平成30年6月15日 ～平成30年6月30日	時効期間満了	令和2年7月20日 ～令和2年9月21日	債務者 吹田市内水道使用者
98	1,684 円	令和6年3月7日	平成30年8月9日	時効期間満了	令和2年9月22日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 26

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
99	1,521 円	令和6年3月7日	平成31年3月31日	時効期間満了	令和3年5月23日	債務者 吹田市内水道使用者
100	1,521 円	令和6年3月7日	平成31年3月31日	時効期間満了	令和3年5月23日	債務者 吹田市内水道使用者
101	1,521 円	令和6年3月7日	平成31年3月31日	時効期間満了	令和3年5月23日	債務者 吹田市内水道使用者
102	1,548 円	令和6年3月7日	平成31年3月31日	時効期間満了	令和3年5月23日	債務者 吹田市内水道使用者
103	1,548 円	令和6年3月7日	平成31年3月31日	時効期間満了	令和3年5月23日	債務者 吹田市内水道使用者
104	7,462 円	令和6年3月7日	平成31年3月31日	時効期間満了	令和3年5月23日	債務者 吹田市内水道使用者
105	1,548 円	令和6年3月7日	平成31年3月31日	時効期間満了	令和3年5月23日	債務者 吹田市内水道使用者
106	15,712 円	令和6年3月7日	平成30年2月5日 ～平成30年9月28日	時効期間満了	令和2年4月5日 ～令和2年9月29日	債務者 吹田市内水道使用者
107	1,769 円	令和6年3月7日	平成30年11月19日	時効期間満了	令和3年1月21日	債務者 吹田市内水道使用者
108	1,684 円	令和6年3月7日	平成30年11月6日	時効期間満了	令和2年12月22日	債務者 吹田市内水道使用者
109	48,001 円	令和6年3月7日	平成27年5月13日 ～平成27年10月7日	時効期間満了	平成29年6月21日 ～平成29年12月19日	債務者 吹田市内水道使用者
110	3,585 円	令和6年3月7日	平成30年9月10日 ～平成30年11月21日	時効期間満了	令和2年10月21日 ～令和3年1月21日	債務者 吹田市内水道使用者
111	4,859 円	令和6年3月7日	平成30年4月13日 ～平成30年7月27日	時効期間満了	令和2年5月21日 ～令和2年10月20日	債務者 吹田市内水道使用者
112	19,770 円	令和6年3月7日	平成30年4月14日 ～平成30年8月31日	時効期間満了	令和2年5月21日 ～令和2年11月19日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 27

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
113	3,042 円	令和6年3月7日	平成30年2月14日 ～平成30年4月14日	時効期間満了	令和2年3月22日 ～令和2年5月21日	債務者 吹田市内水道使用者
114	11,251 円	令和6年3月7日	平成29年11月2日 ～平成30年5月2日	時効期間満了	令和元年12月22日 ～令和2年8月20日	債務者 吹田市内水道使用者
115	9,307 円	令和6年3月7日	平成30年10月11日 ～平成30年12月14日	時効期間満了	令和2年11月22日 ～令和3年2月4日	債務者 吹田市内水道使用者
116	2,943 円	令和6年3月7日	平成29年10月16日 ～平成29年11月18日	時効期間満了	令和元年12月8日 ～令和2年1月21日	債務者 吹田市内水道使用者
117	4,906 円	令和6年3月7日	平成30年8月13日 ～平成30年9月14日	時効期間満了	令和2年10月1日 ～令和2年11月19日	債務者 吹田市内水道使用者
118	949 円	令和6年3月7日	平成30年9月30日	時効期間満了	令和2年12月21日	債務者 吹田市内水道使用者
119	11,233 円	令和6年3月7日	平成30年3月8日 ～平成30年8月29日	時効期間満了	令和2年4月22日 ～令和2年10月20日	債務者 吹田市内水道使用者
120	2,792 円	令和6年3月7日	平成30年12月3日 ～平成30年12月10日	時効期間満了	令和2年12月4日 ～令和2年12月11日	債務者 吹田市内水道使用者
121	8,163 円	令和6年3月7日	平成29年11月7日 ～平成30年3月7日	時効期間満了	令和元年12月22日 ～令和2年3月31日	債務者 吹田市内水道使用者
122	1,249 円	令和6年3月7日	平成30年10月31日	時効期間満了	令和2年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
123	5,327 円	令和6年3月7日	平成30年6月13日 ～平成30年6月29日	時効期間満了	令和2年7月20日 ～令和2年9月21日	債務者 吹田市内水道使用者
124	1,385 円	令和6年3月7日	平成30年5月31日	時効期間満了	令和2年8月20日	債務者 吹田市内水道使用者
125	1,684 円	令和6年3月7日	平成30年3月8日	時効期間満了	令和2年4月19日	債務者 吹田市内水道使用者
126	98 円	令和6年3月7日	平成30年6月1日	時効期間満了	令和2年8月20日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 28

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
127	3,965 円	令和6年3月7日	平成30年1月8日 ～平成30年3月29日	時効期間満了	令和2年2月23日 ～令和2年5月20日	債務者 吹田市内水道使用者
128	6,084 円	令和6年3月7日	平成29年8月8日 ～平成30年1月19日	時効期間満了	令和元年9月23日 ～令和2年3月19日	債務者 吹田市内水道使用者
129	4,545 円	令和6年3月7日	平成30年7月11日 ～平成30年7月31日	時効期間満了	令和2年8月30日 ～令和2年10月20日	債務者 吹田市内水道使用者
130	2,217 円	令和6年3月7日	平成30年4月11日 ～平成30年4月30日	時効期間満了	令和2年5月18日 ～令和2年7月21日	債務者 吹田市内水道使用者
131	1,385 円	令和6年3月7日	平成30年3月29日	時効期間満了	令和2年5月20日	債務者 吹田市内水道使用者
132	1,404 円	令和6年3月7日	平成30年9月29日	時効期間満了	令和2年12月21日	債務者 吹田市内水道使用者
133	2,678 円	令和6年3月7日	平成30年9月15日 ～平成30年10月19日	時効期間満了	令和2年10月21日 ～令和2年12月21日	債務者 吹田市内水道使用者
134	9,903 円	令和6年3月7日	平成29年12月9日 ～平成30年8月7日	時効期間満了	令和2年1月22日 ～令和2年10月20日	債務者 吹田市内水道使用者
135	3,078 円	令和6年3月7日	平成30年10月11日 ～平成30年11月13日	時効期間満了	令和2年11月30日 ～令和3年1月21日	債務者 吹田市内水道使用者
136	6,959 円	令和6年3月7日	平成18年3月8日 ～平成18年9月8日	時効期間満了	平成20年5月1日 ～平成20年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
137	8,654 円	令和6年3月7日	平成18年2月1日 ～平成18年8月28日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
138	8,539 円	令和6年3月7日	平成18年2月1日 ～平成18年8月28日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
139	6,256 円	令和6年3月7日	平成18年8月2日 ～平成19年2月2日	時効期間満了	平成20年10月1日 ～平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
140	3,422 円	令和6年3月7日	平成18年6月1日 ～平成18年8月1日	時効期間満了	平成20年8月1日 ～平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 29

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
141	4,704 円	令和6年3月7日	平成18年2月11日 ～平成18年5月24日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
142	4,230 円	令和6年3月7日	平成18年10月12日 ～平成18年11月30日	時効期間満了	平成20年12月1日 ～平成21年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
143	855 円	令和6年3月7日	平成18年5月6日	時効期間満了	平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
144	5,559 円	令和6年3月7日	平成18年1月12日 ～平成18年5月31日	時効期間満了	平成20年3月1日 ～平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
145	5,533 円	令和6年3月7日	平成18年10月11日	時効期間満了	平成20年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
146	49,401 円	令和6年3月7日	平成18年6月12日 ～平成18年10月12日	時効期間満了	平成20年8月1日 ～平成20年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
147	5,133 円	令和6年3月7日	平成18年4月13日 ～平成18年8月13日	時効期間満了	平成20年6月1日 ～平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
148	5,133 円	令和6年3月7日	平成18年1月7日 ～平成18年5月7日	時効期間満了	平成20年3月1日 ～平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
149	2,566 円	令和6年3月7日	平成19年3月7日 ～平成19年3月31日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
150	3,999 円	令和6年3月7日	平成18年11月7日 ～平成19年1月7日	時効期間満了	平成21年1月1日 ～平成21年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
151	3,422 円	令和6年3月7日	平成18年7月3日 ～平成18年9月3日	時効期間満了	平成20年9月1日 ～平成20年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
152	3,849 円	令和6年3月7日	平成17年12月27日 ～平成18年7月2日	時効期間満了	平成20年2月1日 ～平成20年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
153	7,061 円	令和6年3月7日	平成18年7月8日 ～平成18年11月19日	時効期間満了	平成20年9月1日 ～平成21年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
154	47,252 円	令和6年3月7日	平成18年8月12日 ～平成18年12月29日	時効期間満了	平成20年10月1日 ～平成21年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 30

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
155	11,117 円	令和6年3月7日	平成17年10月10日 ～平成18年4月10日	時効期間満了	平成19年12月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
156	9,914 円	令和6年3月7日	平成18年1月10日 ～平成18年9月10日	時効期間満了	平成20年3月1日 ～平成20年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
157	1,202 円	令和6年3月7日	平成18年10月31日	時効期間満了	平成20年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
158	39,807 円	令和6年3月7日	平成18年10月8日 ～平成19年3月6日	時効期間満了	平成20年12月1日 ～平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
159	1,711 円	令和6年3月7日	平成18年5月8日	時効期間満了	平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
160	29,802 円	令和6年3月7日	平成18年8月3日 ～平成18年12月29日	時効期間満了	平成20年10月1日 ～平成21年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
161	8,460 円	令和6年3月7日	平成18年6月5日 ～平成18年12月5日	時効期間満了	平成20年8月1日 ～平成21年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
162	6,646 円	令和6年3月7日	平成18年1月8日 ～平成18年7月24日	時効期間満了	平成20年3月1日 ～平成20年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
163	6,256 円	令和6年3月7日	平成17年11月8日 ～平成18年5月8日	時効期間満了	平成20年1月1日 ～平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
164	19,159 円	令和6年3月7日	平成17年9月8日 ～平成18年5月8日	時効期間満了	平成19年11月1日 ～平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
165	5,474 円	令和6年3月7日	平成17年11月4日 ～平成18年5月4日	時効期間満了	平成20年1月1日 ～平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
166	3,128 円	令和6年3月7日	平成18年1月8日 ～平成18年5月7日	時効期間満了	平成20年3月1日 ～平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
167	3,633 円	令和6年3月7日	平成19年1月10日 ～平成19年3月14日	時効期間満了	平成21年3月1日 ～平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
168	4,314 円	令和6年3月7日	平成19年3月11日 ～平成19年3月30日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 31

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
169	5,133 円	令和6年3月7日	平成18年9月11日 ～平成18年12月30日	時効期間満了	平成20年11月1日 ～平成21年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
170	10,907 円	令和6年3月7日	平成18年6月5日 ～平成18年10月2日	時効期間満了	平成20年8月1日 ～平成20年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
171	6,844 円	令和6年3月7日	平成17年12月2日 ～平成18年5月31日	時効期間満了	平成20年2月1日 ～平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
172	9,008 円	令和6年3月7日	平成18年4月3日 ～平成18年8月18日	時効期間満了	平成20年6月1日 ～平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
173	1,954 円	令和6年3月7日	平成18年12月4日 ～平成19年2月3日	時効期間満了	平成21年2月1日 ～平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
174	855 円	令和6年3月7日	平成19年1月5日	時効期間満了	平成21年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
175	855 円	令和6年3月7日	平成18年4月26日	時効期間満了	平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
176	9,532 円	令和6年3月7日	平成17年10月6日 ～平成18年4月19日	時効期間満了	平成19年12月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
177	1,954 円	令和6年3月7日	平成18年12月8日 ～平成19年1月13日	時効期間満了	平成21年2月1日 ～平成21年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
178	2,346 円	令和6年3月7日	平成18年2月8日 ～平成18年4月8日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
179	6,256 円	令和6年3月7日	平成18年2月6日 ～平成18年8月6日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
180	2,518 円	令和6年3月7日	平成19年3月31日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
181	38,187 円	令和6年3月7日	平成18年10月7日 ～平成19年2月7日	時効期間満了	平成20年12月1日 ～平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
182	3,389 円	令和6年3月7日	平成19年2月9日 ～平成19年3月28日	時効期間満了	平成21年4月1日 ～平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 32

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
183	6,415 円	令和6年3月7日	平成18年8月8日 ～平成19年2月8日	時効期間満了	平成20年10月1日 ～平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
184	4,277 円	令和6年3月7日	平成18年6月12日 ～平成18年9月3日	時効期間満了	平成20年8月1日 ～平成20年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
185	4,704 円	令和6年3月7日	平成18年2月8日 ～平成18年5月23日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
186	3,836 円	令和6年3月7日	平成18年12月12日 ～平成19年1月8日	時効期間満了	平成21年2月1日 ～平成21年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
187	8,756 円	令和6年3月7日	平成18年2月13日 ～平成18年4月13日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
188	1,711 円	令和6年3月7日	平成18年8月11日	時効期間満了	平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
189	2,981 円	令和6年3月7日	平成19年3月25日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
190	66,416 円	令和6年3月7日	平成16年9月4日 ～平成16年12月31日	時効期間満了	平成18年11月1日 ～平成19年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
191	7,437 円	令和6年3月7日	平成18年1月5日 ～平成18年5月26日	時効期間満了	平成20年3月1日 ～平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
192	5,864 円	令和6年3月7日	平成18年1月12日 ～平成18年6月19日	時効期間満了	平成20年3月1日 ～平成20年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
193	2,346 円	令和6年3月7日	平成18年11月7日 ～平成18年12月4日	時効期間満了	平成21年1月1日 ～平成21年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
194	6,844 円	令和6年3月7日	平成18年9月7日 ～平成19年3月7日	時効期間満了	平成20年11月1日 ～平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
195	1,564 円	令和6年3月7日	平成19年2月28日	時効期間満了	平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
196	13,126 円	令和6年3月7日	平成19年1月11日 ～平成19年2月21日	時効期間満了	平成21年3月1日 ～平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 33

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
197	9,727 円	令和6年3月7日	平成18年11月6日 ～平成19年2月13日	時効期間満了	平成21年1月1日 ～平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
198	16,745 円	令和6年3月7日	平成17年11月8日 ～平成18年5月8日	時効期間満了	平成20年1月1日 ～平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
199	5,988 円	令和6年3月7日	平成18年7月9日 ～平成18年12月10日	時効期間満了	平成20年9月1日 ～平成21年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
200	2,566 円	令和6年3月7日	平成18年11月10日 ～平成18年12月10日	時効期間満了	平成21年1月1日 ～平成21年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
201	2,075 円	令和6年3月7日	平成19年3月12日 ～平成19年3月22日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
202	2,566 円	令和6年3月7日	平成18年5月1日 ～平成18年5月31日	時効期間満了	平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
203	2,993 円	令和6年3月7日	平成19年1月12日 ～平成19年2月28日	時効期間満了	平成21年3月1日 ～平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
204	5,988 円	令和6年3月7日	平成18年3月6日 ～平成18年7月31日	時効期間満了	平成20年5月1日 ～平成20年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
205	3,212 円	令和6年3月7日	平成18年10月28日	時効期間満了	平成20年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
206	3,422 円	令和6年3月7日	平成18年11月1日 ～平成18年12月24日	時効期間満了	平成21年1月1日 ～平成21年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
207	2,946 円	令和6年3月7日	平成18年7月7日 ～平成18年7月12日	時効期間満了	平成20年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
208	5,133 円	令和6年3月7日	平成18年1月4日 ～平成18年5月4日	時効期間満了	平成20年3月1日 ～平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
209	7,271 円	令和6年3月7日	平成18年3月10日 ～平成18年9月19日	時効期間満了	平成20年5月1日 ～平成20年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
210	364 円	令和6年3月7日	平成19年3月22日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 34

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
211	5,616 円	令和6年3月7日	平成18年3月10日 ～平成18年5月10日	時効期間満了	平成20年5月1日 ～平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
212	2,566 円	令和6年3月7日	平成18年12月10日 ～平成19年1月5日	時効期間満了	平成21年2月1日 ～平成21年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
213	6,256 円	令和6年3月7日	平成17年12月11日 ～平成18年6月11日	時効期間満了	平成20年2月1日 ～平成20年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
214	4,762 円	令和6年3月7日	平成18年6月12日 ～平成18年8月26日	時効期間満了	平成20年8月1日 ～平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
215	1,711 円	令和6年3月7日	平成19年2月13日	時効期間満了	平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
216	1,711 円	令和6年3月7日	平成18年12月9日	時効期間満了	平成21年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
217	6,844 円	令和6年3月7日	平成18年4月11日 ～平成18年10月11日	時効期間満了	平成20年6月1日 ～平成20年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
218	6,850 円	令和6年3月7日	平成19年2月9日 ～平成19年2月26日	時効期間満了	平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
219	6,842 円	令和6年3月7日	平成15年10月13日 ～平成16年4月20日	時効期間満了	平成17年12月1日 ～平成18年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
220	9,636 円	令和6年3月7日	平成17年12月13日 ～平成18年4月7日	時効期間満了	平成20年2月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
221	855 円	令和6年3月7日	平成18年6月30日	時効期間満了	平成20年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
222	2,993 円	令和6年3月7日	平成18年6月10日 ～平成18年7月15日	時効期間満了	平成20年8月1日 ～平成20年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
223	9,153 円	令和6年3月7日	平成18年2月9日 ～平成18年8月9日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
224	6,844 円	令和6年3月7日	平成17年10月10日 ～平成18年4月9日	時効期間満了	平成19年12月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 35

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
225	3,422 円	令和6年3月7日	平成18年4月11日 ～平成18年6月11日	時効期間満了	平成20年6月1日 ～平成20年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
226	8,421 円	令和6年3月7日	平成18年7月1日	時効期間満了	平成20年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
227	2,283 円	令和6年3月7日	平成19年3月2日 ～平成19年3月21日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
228	621 円	令和6年3月7日	平成18年5月17日	時効期間満了	平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
229	5,133 円	令和6年3月7日	平成18年7月1日 ～平成18年11月1日	時効期間満了	平成20年9月1日 ～平成21年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
230	2,534 円	令和6年3月7日	平成19年3月1日 ～平成19年3月28日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
231	23,646 円	令和6年3月7日	平成18年11月30日	時効期間満了	平成21年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
232	4,214 円	令和6年3月7日	平成18年11月1日 ～平成19年3月25日	時効期間満了	平成21年1月1日 ～平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
233	3,422 円	令和6年3月7日	平成19年1月4日 ～平成19年2月24日	時効期間満了	平成21年3月1日 ～平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
234	6,946 円	令和6年3月7日	平成18年5月1日 ～平成18年7月15日	時効期間満了	平成20年7月1日 ～平成20年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
235	855 円	令和6年3月7日	平成19年3月30日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
236	792 円	令和6年3月7日	平成19年3月31日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
237	2,057 円	令和6年3月7日	平成18年11月4日	時効期間満了	平成21年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
238	1,711 円	令和6年3月7日	平成19年2月28日	時効期間満了	平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 36

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
239	1,711 円	令和6年3月7日	平成18年5月5日	時効期間満了	平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
240	3,786 円	令和6年3月7日	平成19年1月4日 ～平成19年3月16日	時効期間満了	平成21年3月1日 ～平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
241	3,489 円	令和6年3月7日	平成19年3月3日 ～平成19年3月27日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
242	2,138 円	令和6年3月7日	平成18年7月3日 ～平成18年7月8日	時効期間満了	平成20年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
243	1,711 円	令和6年3月7日	平成18年8月31日	時効期間満了	平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
244	4,277 円	令和6年3月7日	平成18年9月4日 ～平成18年11月30日	時効期間満了	平成20年11月1日 ～平成21年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
245	48,001 円	令和6年3月7日	平成17年12月7日 ～平成18年4月12日	時効期間満了	平成20年2月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
246	4,692 円	令和6年3月7日	平成18年1月11日 ～平成18年5月11日	時効期間満了	平成20年3月1日 ～平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
247	3,422 円	令和6年3月7日	平成18年4月8日 ～平成18年10月8日	時効期間満了	平成20年6月1日 ～平成20年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
248	6,256 円	令和6年3月7日	平成17年10月11日 ～平成18年4月11日	時効期間満了	平成19年12月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
249	6,256 円	令和6年3月7日	平成18年4月9日 ～平成18年10月9日	時効期間満了	平成20年6月1日 ～平成20年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
250	6,844 円	令和6年3月7日	平成18年4月9日 ～平成18年10月10日	時効期間満了	平成20年6月1日 ～平成20年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
251	6,844 円	令和6年3月7日	平成18年2月9日 ～平成18年8月9日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
252	49,194 円	令和6年3月7日	平成18年2月8日 ～平成18年8月31日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 37

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
253	5,133 円	令和6年3月7日	平成17年12月10日 ～平成18年4月9日	時効期間満了	平成20年2月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
254	3,849 円	令和6年3月7日	平成18年2月11日 ～平成18年6月11日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
255	10,678 円	令和6年3月7日	平成18年6月11日	時効期間満了	平成20年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
256	4,021 円	令和6年3月7日	平成19年2月28日	時効期間満了	平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
257	4,101 円	令和6年3月7日	平成18年6月9日 ～平成18年6月19日	時効期間満了	平成20年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
258	2,138 円	令和6年3月7日	平成18年4月9日 ～平成18年4月23日	時効期間満了	平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
259	5,133 円	令和6年3月7日	平成18年6月12日 ～平成18年10月12日	時効期間満了	平成20年8月1日 ～平成20年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
260	3,422 円	令和6年3月7日	平成18年6月10日 ～平成18年8月10日	時効期間満了	平成20年8月1日 ～平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
261	855 円	令和6年3月7日	平成18年4月30日	時効期間満了	平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
262	427 円	令和6年3月7日	平成18年12月24日	時効期間満了	平成21年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
263	10,619 円	令和6年3月7日	平成19年2月3日 ～平成19年3月2日	時効期間満了	平成21年4月1日 ～平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
264	855 円	令和6年3月7日	平成18年6月21日	時効期間満了	平成20年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
265	3,653 円	令和6年3月7日	平成18年4月3日 ～平成18年6月3日	時効期間満了	平成20年6月1日 ～平成20年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
266	6,844 円	令和6年3月7日	平成18年8月4日 ～平成19年2月3日	時効期間満了	平成20年10月1日 ～平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 38

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
267	9,984 円	令和6年3月7日	平成18年10月4日 ～平成19年2月4日	時効期間満了	平成20年12月1日 ～平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
268	5,560 円	令和6年3月7日	平成18年2月4日 ～平成18年8月4日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
269	1,647 円	令和6年3月7日	平成19年3月31日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
270	5,133 円	令和6年3月7日	平成18年4月6日 ～平成18年10月6日	時効期間満了	平成20年6月1日 ～平成20年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
271	2,993 円	令和6年3月7日	平成18年6月6日 ～平成18年7月24日	時効期間満了	平成20年8月1日 ～平成20年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
272	3,848 円	令和6年3月7日	平成18年2月7日 ～平成18年4月27日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
273	1,711 円	令和6年3月7日	平成18年10月3日	時効期間満了	平成20年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
274	5,133 円	令和6年3月7日	平成18年4月7日 ～平成18年8月7日	時効期間満了	平成20年6月1日 ～平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
275	1,711 円	令和6年3月7日	平成18年8月31日	時効期間満了	平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
276	5,133 円	令和6年3月7日	平成18年3月9日 ～平成18年7月3日	時効期間満了	平成20年5月1日 ～平成20年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
277	855 円	令和6年3月7日	平成18年5月31日	時効期間満了	平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
278	823 円	令和6年3月7日	平成19年3月31日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
279	6,205 円	令和6年3月7日	平成18年1月9日 ～平成18年4月19日	時効期間満了	平成20年3月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
280	7,930 円	令和6年3月7日	平成17年11月10日 ～平成18年6月5日	時効期間満了	平成20年1月1日 ～平成20年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 39

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
281	427 円	令和6年3月7日	平成19年3月20日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
282	2,993 円	令和6年3月7日	平成18年11月13日 ～平成19年2月21日	時効期間満了	平成21年1月1日 ～平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
283	364 円	令和6年3月7日	平成19年3月30日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
284	5,248 円	令和6年3月7日	平成18年11月5日 ～平成19年3月6日	時効期間満了	平成21年1月1日 ～平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
285	4,214 円	令和6年3月7日	平成19年1月11日 ～平成19年3月31日	時効期間満了	平成21年3月1日 ～平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
286	7,327 円	令和6年3月7日	平成18年11月12日 ～平成19年3月12日	時効期間満了	平成21年1月1日 ～平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
287	5,560 円	令和6年3月7日	平成18年4月12日 ～平成18年8月20日	時効期間満了	平成20年6月1日 ～平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
288	1,711 円	令和6年3月7日	平成19年2月25日	時効期間満了	平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
289	5,133 円	令和6年3月7日	平成17年12月12日 ～平成18年4月8日	時効期間満了	平成20年2月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
290	1,826 円	令和6年3月7日	平成18年10月10日	時効期間満了	平成20年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
291	4,356 円	令和6年3月7日	平成19年3月30日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
292	6,844 円	令和6年3月7日	平成18年6月7日 ～平成18年12月8日	時効期間満了	平成20年8月1日 ～平成21年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
293	4,277 円	令和6年3月7日	平成18年3月6日 ～平成18年7月6日	時効期間満了	平成20年5月1日 ～平成20年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
294	5,925 円	令和6年3月7日	平成18年11月6日 ～平成19年3月31日	時効期間満了	平成21年1月1日 ～平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 40

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
295	9,599 円	令和6年3月7日	平成18年9月2日 ～平成19年3月20日	時効期間満了	平成20年11月1日 ～平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
296	4,277 円	令和6年3月7日	平成18年5月4日 ～平成18年7月28日	時効期間満了	平成20年7月1日 ～平成20年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
297	855 円	令和6年3月7日	平成18年7月31日	時効期間満了	平成20年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
298	1,282 円	令和6年3月7日	平成19年2月18日	時効期間満了	平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
299	5,133 円	令和6年3月7日	平成18年8月8日 ～平成18年12月8日	時効期間満了	平成20年10月1日 ～平成21年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
300	7,271 円	令和6年3月7日	平成18年9月2日 ～平成19年3月12日	時効期間満了	平成20年11月1日 ～平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
301	4,214 円	令和6年3月7日	平成18年12月27日 ～平成19年3月25日	時効期間満了	平成21年2月1日 ～平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
302	7,271 円	令和6年3月7日	平成18年7月2日 ～平成19年1月19日	時効期間満了	平成20年9月1日 ～平成21年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
303	792 円	令和6年3月7日	平成19年3月31日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
304	6,844 円	令和6年3月7日	平成17年12月27日 ～平成18年6月30日	時効期間満了	平成20年2月1日 ～平成20年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
305	7,999 円	令和6年3月7日	平成18年8月7日 ～平成19年2月7日	時効期間満了	平成20年10月1日 ～平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
306	2,566 円	令和6年3月7日	平成18年11月6日 ～平成18年11月25日	時効期間満了	平成21年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
307	3,183 円	令和6年3月7日	平成18年6月27日	時効期間満了	平成20年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
308	2,138 円	令和6年3月7日	平成19年2月10日 ～平成19年2月17日	時効期間満了	平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 41

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
309	1,711 円	令和6年3月7日	平成18年9月5日	時効期間満了	平成20年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
310	6,844 円	令和6年3月7日	平成18年11月7日 ～平成18年7月7日	時効期間満了	平成20年3月1日 ～平成20年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
311	3,422 円	令和6年3月7日	平成18年12月26日 ～平成19年3月1日	時効期間満了	平成21年2月1日 ～平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
312	5,675 円	令和6年3月7日	平成18年11月7日 ～平成19年3月25日	時効期間満了	平成21年1月1日 ～平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
313	1,711 円	令和6年3月7日	平成19年2月25日	時効期間満了	平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
314	2,566 円	令和6年3月7日	平成18年10月9日 ～平成18年11月9日	時効期間満了	平成20年12月1日 ～平成21年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
315	6,415 円	令和6年3月7日	平成18年4月9日 ～平成18年9月21日	時効期間満了	平成20年6月1日 ～平成20年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
316	1,940 円	令和6年3月7日	平成18年10月3日 ～平成18年11月17日	時効期間満了	平成20年12月1日 ～平成21年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
317	855 円	令和6年3月7日	平成19年1月26日	時効期間満了	平成21年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
318	3,422 円	令和6年3月7日	平成18年4月3日 ～平成18年5月31日	時効期間満了	平成20年6月1日 ～平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
319	855 円	令和6年3月7日	平成18年11月19日	時効期間満了	平成21年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
320	5,560 円	令和6年3月7日	平成18年11月4日 ～平成19年3月7日	時効期間満了	平成21年1月1日 ～平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
321	1,711 円	令和6年3月7日	平成18年4月30日	時効期間満了	平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
322	2,138 円	令和6年3月7日	平成18年5月2日 ～平成18年5月19日	時効期間満了	平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 42

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
323	1,711 円	令和6年3月7日	平成18年6月28日	時効期間満了	平成20年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
324	2,138 円	令和6年3月7日	平成19年3月1日 ～平成19年3月15日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
325	7,271 円	令和6年3月7日	平成18年2月9日 ～平成18年8月23日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
326	5,988 円	令和6年3月7日	平成18年6月8日 ～平成18年10月31日	時効期間満了	平成20年8月1日 ～平成20年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
327	3,422 円	令和6年3月7日	平成18年10月6日 ～平成18年12月5日	時効期間満了	平成20年12月1日 ～平成21年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
328	3,422 円	令和6年3月7日	平成18年7月6日 ～平成18年9月6日	時効期間満了	平成20年9月1日 ～平成20年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
329	5,988 円	令和6年3月7日	平成18年2月10日 ～平成18年6月30日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
330	5,133 円	令和6年3月7日	平成18年11月11日 ～平成19年3月11日	時効期間満了	平成21年1月1日 ～平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
331	855 円	令和6年3月7日	平成18年9月30日	時効期間満了	平成20年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
332	6,844 円	令和6年3月7日	平成18年4月8日 ～平成18年10月3日	時効期間満了	平成20年6月1日 ～平成20年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
333	5,133 円	令和6年3月7日	平成18年2月9日 ～平成18年5月31日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
334	855 円	令和6年3月7日	平成18年11月29日	時効期間満了	平成21年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
335	10,330 円	令和6年3月7日	平成18年2月12日 ～平成18年5月31日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
336	2,484 円	令和6年3月7日	平成19年1月4日 ～平成19年1月20日	時効期間満了	平成21年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 43

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
337	1,711 円	令和6年3月7日	平成18年9月11日	時効期間満了	平成20年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
338	2,138 円	令和6年3月7日	平成18年9月11日 ～平成18年9月17日	時効期間満了	平成20年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
339	1,282 円	令和6年3月7日	平成18年7月25日	時効期間満了	平成20年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
340	4,277 円	令和6年3月7日	平成18年4月9日 ～平成18年8月11日	時効期間満了	平成20年6月1日 ～平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
341	5,975 円	令和6年3月7日	平成18年12月6日 ～平成19年1月11日	時効期間満了	平成21年2月1日 ～平成21年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
342	3,422 円	令和6年3月7日	平成18年12月11日 ～平成19年2月4日	時効期間満了	平成21年2月1日 ～平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
343	2,930 円	令和6年3月7日	平成19年2月11日 ～平成19年3月28日	時効期間満了	平成21年4月1日 ～平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
344	6,844 円	令和6年3月7日	平成18年4月9日 ～平成18年10月10日	時効期間満了	平成20年6月1日 ～平成20年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
345	3,801 円	令和6年3月7日	平成18年10月11日 ～平成18年11月16日	時効期間満了	平成20年12月1日 ～平成21年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
346	2,566 円	令和6年3月7日	平成19年2月11日 ～平成19年2月28日	時効期間満了	平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
347	855 円	令和6年3月7日	平成19年3月10日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
348	855 円	令和6年3月7日	平成19年3月14日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
349	4,704 円	令和6年3月7日	平成18年8月11日 ～平成18年11月19日	時効期間満了	平成20年10月1日 ～平成21年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
350	1,250 円	令和6年3月7日	平成19年3月29日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 44

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
351	6,844 円	令和6年3月7日	平成18年6月1日 ～平成18年11月25日	時効期間満了	平成20年8月1日 ～平成21年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
352	2,566 円	令和6年3月7日	平成18年10月2日 ～平成18年11月1日	時効期間満了	平成20年12月1日 ～平成21年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
353	2,568 円	令和6年3月7日	平成19年1月7日 ～平成19年3月21日	時効期間満了	平成21年3月1日 ～平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
354	855 円	令和6年3月7日	平成18年7月31日	時効期間満了	平成20年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
355	1,711 円	令和6年3月7日	平成18年12月11日	時効期間満了	平成21年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
356	3,690 円	令和6年3月7日	平成18年4月9日	時効期間満了	平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
357	1,711 円	令和6年3月7日	平成18年6月26日	時効期間満了	平成20年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
358	3,422 円	令和6年3月7日	平成18年8月13日 ～平成18年10月6日	時効期間満了	平成20年10月1日 ～平成20年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
359	9,602 円	令和6年3月7日	平成18年6月12日 ～平成18年12月23日	時効期間満了	平成20年8月1日 ～平成21年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
360	1,219 円	令和6年3月7日	平成19年3月31日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
361	6,843 円	令和6年3月7日	平成18年2月2日 ～平成18年8月22日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
362	5,988 円	令和6年3月7日	平成18年5月2日 ～平成18年11月3日	時効期間満了	平成20年7月1日 ～平成21年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
363	4,704 円	令和6年3月7日	平成18年2月11日 ～平成18年7月29日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
364	427 円	令和6年3月7日	平成18年10月28日	時効期間満了	平成20年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 45

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
365	5,133 円	令和6年3月7日	平成17年12月12日 ～平成18年4月12日	時効期間満了	平成20年2月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
366	3,917 円	令和6年3月7日	平成18年11月13日 ～平成18年12月27日	時効期間満了	平成21年1月1日 ～平成21年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
367	1,711 円	令和6年3月7日	平成18年10月6日	時効期間満了	平成20年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
368	6,844 円	令和6年3月7日	平成17年10月1日 ～平成18年4月1日	時効期間満了	平成19年12月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
369	3,422 円	令和6年3月7日	平成18年6月2日 ～平成18年8月2日	時効期間満了	平成20年8月1日 ～平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
370	3,849 円	令和6年3月7日	平成18年2月11日 ～平成18年4月15日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
371	7,130 円	令和6年3月7日	平成18年12月12日 ～平成19年1月18日	時効期間満了	平成21年2月1日 ～平成21年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
372	2,288 円	令和6年3月7日	平成19年1月31日	時効期間満了	平成21年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
373	1,282 円	令和6年3月7日	平成18年6月12日 ～平成18年8月30日	時効期間満了	平成20年8月1日 ～平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
374	2,993 円	令和6年3月7日	平成18年8月13日 ～平成18年10月5日	時効期間満了	平成20年10月1日 ～平成20年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
375	1,711 円	令和6年3月7日	平成18年6月6日	時効期間満了	平成20年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
376	1,711 円	令和6年3月7日	平成19年1月31日	時効期間満了	平成21年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
377	1,711 円	令和6年3月7日	平成18年4月13日	時効期間満了	平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
378	2,566 円	令和6年3月7日	平成18年4月4日 ～平成18年6月4日	時効期間満了	平成20年6月1日 ～平成20年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 46

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
379	31,542 円	令和6年3月7日	平成18年6月8日 ～平成18年9月11日	時効期間満了	平成20年8月1日 ～平成20年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
380	1,709 円	令和6年3月7日	平成18年11月8日 ～平成18年11月20日	時効期間満了	平成21年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
381	3,849 円	令和6年3月7日	平成18年10月3日 ～平成19年2月3日	時効期間満了	平成20年12月1日 ～平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
382	6,415 円	令和6年3月7日	平成17年8月1日 ～平成18年4月1日	時効期間満了	平成19年10月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
383	1,711 円	令和6年3月7日	平成18年8月31日	時効期間満了	平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
384	855 円	令和6年3月7日	平成18年8月10日	時効期間満了	平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
385	3,128 円	令和6年3月7日	平成18年7月8日 ～平成18年9月5日	時効期間満了	平成20年9月1日 ～平成20年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
386	6,540 円	令和6年3月7日	平成18年2月4日 ～平成18年5月28日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
387	4,524 円	令和6年3月7日	平成19年3月29日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
388	8,126 円	令和6年3月7日	平成17年10月7日 ～平成18年5月8日	時効期間満了	平成19年12月1日 ～平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
389	2,441 円	令和6年3月7日	平成18年11月27日	時効期間満了	平成21年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
390	1,711 円	令和6年3月7日	平成18年4月12日	時効期間満了	平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
391	1,678 円	令和6年3月7日	平成19年3月31日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
392	17,108 円	令和6年3月7日	平成18年1月4日 ～平成18年4月3日	時効期間満了	平成20年3月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 47

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
393	3,422 円	令和6年3月7日	平成18年7月5日 ～平成18年9月5日	時効期間満了	平成20年9月1日 ～平成20年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
394	1,564 円	令和6年3月7日	平成18年7月3日	時効期間満了	平成20年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
395	30,580 円	令和6年3月7日	平成18年5月5日 ～平成18年5月28日	時効期間満了	平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
396	8,378 円	令和6年3月7日	平成18年7月12日 ～平成18年9月12日	時効期間満了	平成20年9月1日 ～平成20年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
397	6,844 円	令和6年3月7日	平成18年7月8日 ～平成19年1月8日	時効期間満了	平成20年9月1日 ～平成21年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
398	6,558 円	令和6年3月7日	平成19年1月6日 ～平成19年3月18日	時効期間満了	平成21年3月1日 ～平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
399	855 円	令和6年3月7日	平成17年11月29日	時効期間満了	平成20年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
400	16,521 円	令和6年3月7日	平成18年3月7日 ～平成18年9月19日	時効期間満了	平成20年5月1日 ～平成20年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
401	7,464 円	令和6年3月7日	平成18年12月9日 ～平成19年2月9日	時効期間満了	平成21年2月1日 ～平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
402	14,999 円	令和6年3月7日	平成19年1月25日	時効期間満了	平成21年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
403	5,560 円	令和6年3月7日	平成18年6月10日 ～平成18年10月25日	時効期間満了	平成20年8月1日 ～平成20年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
404	35,070 円	令和6年3月7日	平成18年6月12日 ～平成18年9月21日	時効期間満了	平成20年8月1日 ～平成20年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
405	6,844 円	令和6年3月7日	平成17年11月1日 ～平成18年4月24日	時効期間満了	平成20年1月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
406	2,369 円	令和6年3月7日	平成19年3月6日 ～平成19年3月24日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 48

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
407	6,201 円	令和6年3月7日	平成18年12月28日 ～平成19年1月9日	時効期間満了	平成21年2月1日 ～平成21年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
408	5,560 円	令和6年3月7日	平成18年7月2日 ～平成18年12月27日	時効期間満了	平成20年9月1日 ～平成21年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
409	2,566 円	令和6年3月7日	平成18年5月6日 ～平成18年5月31日	時効期間満了	平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
410	3,422 円	令和6年3月7日	平成18年7月2日 ～平成18年9月2日	時効期間満了	平成20年9月1日 ～平成20年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
411	5,133 円	令和6年3月7日	平成18年3月7日 ～平成18年7月7日	時効期間満了	平成20年5月1日 ～平成20年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
412	4,214 円	令和6年3月7日	平成18年12月27日 ～平成19年3月30日	時効期間満了	平成21年2月1日 ～平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
413	1,564 円	令和6年3月7日	平成18年4月3日	時効期間満了	平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
414	1,564 円	令和6年3月7日	平成19年2月12日	時効期間満了	平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
415	3,910 円	令和6年3月7日	平成18年2月9日 ～平成18年5月1日	時効期間満了	平成20年4月1日 ～平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
416	7,391 円	令和6年3月7日	平成17年12月9日 ～平成18年4月24日	時効期間満了	平成20年2月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
417	1,709 円	令和6年3月7日	平成18年8月9日 ～平成18年8月15日	時効期間満了	平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
418	855 円	令和6年3月7日	平成18年12月4日	時効期間満了	平成21年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
419	22,317 円	令和6年3月7日	平成18年9月8日 ～平成18年10月4日	時効期間満了	平成20年11月1日 ～平成20年12月1日	債務者 吹田市内水道使用者
420	6,078 円	令和6年3月7日	平成18年3月9日 ～平成18年7月9日	時効期間満了	平成20年5月1日 ～平成20年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調査書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 49

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由	事由の生じた日	
421	11,155 円	令和6年3月7日	平成18年1月13日 ～平成18年4月5日	時効期間満了	平成20年3月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
422	14,919 円	令和6年3月7日	平成18年5月4日 ～平成18年9月4日	時効期間満了	平成20年7月1日 ～平成20年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
423	2,566 円	令和6年3月7日	平成18年9月1日 ～平成18年9月20日	時効期間満了	平成20年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
424	6,205 円	令和6年3月7日	平成18年3月6日 ～平成18年6月15日	時効期間満了	平成20年5月1日 ～平成20年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
425	3,422 円	令和6年3月7日	平成18年7月6日 ～平成18年8月27日	時効期間満了	平成20年9月1日 ～平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
426	3,422 円	令和6年3月7日	平成18年6月8日 ～平成18年8月2日	時効期間満了	平成20年8月1日 ～平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
427	13,538 円	令和6年3月7日	平成18年3月2日 ～平成18年7月2日	時効期間満了	平成20年5月1日 ～平成20年9月1日	債務者 吹田市内水道使用者
428	7,720 円	令和6年3月7日	平成18年1月6日 ～平成18年5月31日	時効期間満了	平成20年3月1日 ～平成20年7月1日	債務者 吹田市内水道使用者
429	9,390 円	令和6年3月7日	平成18年7月6日 ～平成18年11月30日	時効期間満了	平成20年9月1日 ～平成21年1月1日	債務者 吹田市内水道使用者
430	9,128 円	令和6年3月7日	平成18年11月3日 ～平成19年1月31日	時効期間満了	平成21年1月1日 ～平成21年3月1日	債務者 吹田市内水道使用者
431	855 円	令和6年3月7日	平成18年12月6日	時効期間満了	平成21年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
432	3,422 円	令和6年3月7日	平成18年3月10日 ～平成18年4月30日	時効期間満了	平成20年5月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
433	3,849 円	令和6年3月7日	平成18年10月12日 ～平成18年12月20日	時効期間満了	平成20年12月1日 ～平成21年2月1日	債務者 吹田市内水道使用者
434	5,988 円	令和6年3月7日	平成18年10月10日 ～平成19年3月11日	時効期間満了	平成20年12月1日 ～平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者

債権放棄調書

債権の名称 水道料金・メーター料

所管 水道部 総務室

No. 50

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			
			債権発生日	事由	事由の生じた日	備考
435	855 円	令和6年3月7日	平成18年6月30日	時効期間満了	平成20年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
436	855 円	令和6年3月7日	平成19年3月12日	時効期間満了	平成21年5月1日	債務者 吹田市内水道使用者
437	4,277 円	令和6年3月7日	平成18年6月11日 ～平成18年8月31日	時効期間満了	平成20年8月1日 ～平成20年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
438	45,174 円	令和6年3月7日	平成17年4月2日 ～平成17年8月18日	時効期間満了	平成19年6月1日 ～平成19年10月1日	債務者 吹田市内水道使用者
439	2,993 円	令和6年3月7日	平成18年3月9日 ～平成18年4月17日	時効期間満了	平成20年5月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
440	4,704 円	令和6年3月7日	平成17年12月26日 ～平成18年4月10日	時効期間満了	平成20年2月1日 ～平成20年6月1日	債務者 吹田市内水道使用者
441	6,844 円	令和6年3月7日	平成18年3月3日 ～平成18年9月3日	時効期間満了	平成20年5月1日 ～平成20年11月1日	債務者 吹田市内水道使用者
442	3,570 円	令和6年3月7日	平成18年4月13日 ～平成18年6月26日	時効期間満了	平成20年6月1日 ～平成20年8月1日	債務者 吹田市内水道使用者
443	5,988 円	令和6年3月7日	平成18年9月1日 ～平成19年2月1日	時効期間満了	平成20年11月1日 ～平成21年4月1日	債務者 吹田市内水道使用者
計	2,599,422 円					

議案第 86 号

退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例
等の一部を改正する条例の制定について

退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例等の一部を
改正する条例を次のとおり制定します。

令和 6 年 9 月 4 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例
等の一部を改正する条例（案）

（退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例の一部改
正）

第 1 条 退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例（昭
和 4 2 年吹田市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条中「平成 1 2 年 4 月分」を「令和 6 年 4 月分」に改め、同条の表退隠
料の項中「1,132,700 円」を「1,163,300 円」に改め、同表遺族扶助料の項中
「792,000 円」を「813,400 円」に改める。

附則第 4 条の見出し中「平成 1 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 6 年 3 月 3 1 日」に改
め、同条中「平成 1 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 6 年 3 月 3 1 日」に、「同年同月同
日」を「同日」に改める。

（吹田市吏員恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 吹田市吏員恩給条例等の一部を改正する条例（昭和 5 1 年吹田市条例第 3 7
号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項第 1 号中「267,500 円」を「273,900 円」に改め、同項第 2 号中
「152,800 円」を「156,400 円」に改め、同項第 3 号中「152,800 円」を「156,000
円」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例（以下「新昭和42年改正条例」という。）附則第3条及び第4条の規定並びに第2条の規定による改正後の吹田市吏員恩給条例等の一部を改正する条例（以下「新昭和51年改正条例」という。）附則第5条第1項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(年額の改定)

第2条 退隠料又は遺族扶助料の年額については、令和6年4月分以降、その計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定給料年額を退職又は死亡の当時の給料年額とみなして算出して得た額に改定する。

(遺族扶助料に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正前の吹田市吏員恩給条例等の一部を改正する条例（以下「旧昭和51年改正条例」という。）附則第5条第1項の規定により加算をされた遺族扶助料については、令和6年4月分以降、その加算する額を新昭和51年改正条例附則第5条第1項に規定する額に改定する。

(職権改定)

第4条 この条例の規定による退隠料及び遺族扶助料の年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

(端数計算)

第5条 この条例の規定により退隠料及び遺族扶助料の年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

(内払)

第6条 新昭和42年改正条例及び新昭和51年改正条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例及び旧昭和51年改正条例の規定に基づいて支給された退隠料又は遺族扶助料は、新昭和42年改正条例及び新昭和51年改正条例の規定による退隠料又は遺族扶助料の内払とみなす。

附則別表

退隠料及び遺族扶助料の年額の計算の 基礎となっている給料年額	仮定給料年額
円	円
1,147,000	1,178,000
1,197,800	1,230,100

1,250,000	1,283,800
1,301,700	1,336,800
1,354,600	1,391,200
1,387,400	1,424,900
1,420,300	1,458,600
1,457,600	1,497,000
1,510,800	1,551,600
1,556,600	1,598,600
1,599,400	1,642,600
1,651,000	1,695,600
1,703,100	1,749,100
1,759,800	1,807,300
1,817,200	1,866,300
1,888,700	1,939,700
1,933,900	1,986,100
1,992,000	2,045,800
2,048,700	2,104,000
2,161,000	2,219,300
2,191,200	2,250,400
2,277,800	2,339,300
2,392,800	2,457,400
2,520,000	2,588,000
2,584,900	2,654,700
2,646,800	2,718,300
2,735,200	2,809,100
2,787,300	2,862,600
2,938,000	3,017,300
3,012,900	3,094,200
3,090,900	3,174,400
3,241,400	3,328,900
3,393,000	3,484,600
3,432,600	3,525,300
3,557,900	3,654,000
3,735,700	3,836,600
3,911,900	4,017,500
4,020,600	4,129,200
4,126,700	4,238,100
4,342,000	4,459,200

4,552,800	4,675,700
4,594,200	4,718,200
4,758,000	4,886,500
4,964,600	5,098,600
5,170,100	5,309,700
5,374,200	5,519,300
5,503,100	5,651,700
5,640,400	5,792,700
5,904,900	6,064,300

（提案理由）

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の改正内容に準じ、退隠料及び遺族扶助料の最低保障額等を増額するため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 87 号

吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 6 年 9 月 4 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市市税条例の一部を改正する条例（案）

吹田市市税条例（昭和 25 年吹田市条例第 121 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 4 の 2 中「第 10 項」を「第 12 項」に、「第 11 項」を「第 13 項」に、「同条第 12 項」を「同条第 14 項」に、「法人を」を「者を」に改める。

第 16 条の 7 の 2 第 1 項中「若しくは金銭」及び「又は金銭」を削り、第 4 号を削り、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に掲げる公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金であつて、その信託終了の場合において、その信託財産が本市に帰属するもの

第 16 条の 7 の 2 第 3 項中「又は金銭」を削る。

第 23 条第 4 項第 2 号中「4 分の 3」を「7 分の 6」に改め、同項第 3 号中「2 分の 1」を「4 分の 3」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 法附則第 15 条第 25 項第 4 号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備
2 分の 1

第 23 条第 6 項を削り、同条第 7 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条に次の 1 項を加える。

7 法附則第 15 条第 38 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該滞在快適性等向上施設等に係る工事が完了した日の属する年の翌年の 1 月 1 日（当該工事が完了した日が 1 月 1 日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から 5 年度分の固定資産税に限り、

法第349条又は第349条の2の規定による課税標準の額に2分の1を乗じて得た額とする。

第75条の2第1項中「特定事業所内保育施設」を「市民緑地」に、「固定資産」を「土地」に改め、「又は第349条の2」を削り、同条第2項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第38項」に、「市民緑地」を「滞在快適性等向上施設等」に、「土地」を「固定資産」に改め、「第349条」の次に「又は第349条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の4の2及び第16条の7の2の改正規定並びに次項の規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前項ただし書に規定する改正規定による改正後の吹田市市税条例第16条の7の2第1項第3号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、滞在快適性等向上施設等に対する固定資産税等の軽減措置等を定めるため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 88 号

吹田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 6 年 9 月 4 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）

吹田市個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年吹田市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 2 項中「法」の次に「及び法に基づく命令」を加える。

第 4 条第 1 項中「生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報」を「生活保護関係情報」に、「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項に関する情報」を「地方税関係情報、住民票関係情報」に、「中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同条第 2 項中「生活保護法」の次に「（昭和 25 年法律第 144 号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の制定等に伴う規定整備を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 89 号

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 6 年 9 月 4 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

吹田市国民健康保険条例（昭和 35 年吹田市条例第 363 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法の一部改正に伴う規定整備を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 90 号

吹田市奨学基金条例を廃止する条例の制定について

吹田市奨学基金条例を廃止する条例を次のとおり制定します。

令和 6 年 9 月 4 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市奨学基金条例を廃止する条例（案）

吹田市奨学基金条例（昭和 57 年吹田市条例第 32 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

奨学基金を廃止するため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第91号

資源循環エネルギーセンター1号ボイラー3次過熱器整備請負契約の締結
について

本市は、資源循環エネルギーセンター1号ボイラー3次過熱器整備の請負契約を次の
とおり締結します。

令和6年9月4日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 整備名 資源循環エネルギーセンター1号ボイラー3次過熱器整備
- 2 整備概要 1号ボイラー3次過熱器の更新
過熱器仕様
常用圧力 4.00MPa
伝熱面積 1,120㎡
出口温度 400℃
- 3 整備場所 吹田市千里万博公園4番1号
- 4 工期 着工 令和6年9月市議会議決後
完成 令和7年9月30日
- 5 請負金額 330,000,000円
- 6 請負者 兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号
株式会社タクマ
代表取締役社長 南 条 博 昭

議案第92号

旧市営岸部北住宅解体撤去工事請負契約の締結について

本市は、旧市営岸部北住宅解体撤去工事の請負契約を次のとおり締結します。

令和6年9月4日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 工 事 名 旧市営岸部北住宅解体撤去工事
- 2 工事概要 住棟
構造・階数 鉄筋コンクリート造 地上5階
延床面積 1,641㎡
工事内容 解体撤去工事
その他工事範囲
工作物、埋設管、その他設備機器、植栽、外構等の解体撤去及び
整地
- 3 工事場所 吹田市岸部北1丁目17番
- 4 工 期 着工 令和6年9月市議会議決後
完成 令和8年3月13日
- 5 請負金額 201,954,500円
- 6 請 負 者 吹田市末広町6番7号
株式会社M'sクリエイト
代表取締役 北 田 正 仁

議案第 93 号

上の川上面整備工事請負契約の締結について

本市は、上の川上面整備工事の請負契約を次のとおり締結します。

令和6年9月4日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 工 事 名 | 上の川上面整備工事 |
| 2 | 工事概要 | 道路改良（府道吹田箕面線） 一式
遊歩道整備 一式
道路改良（円山垂水4号線） 一式
仮設道路 一式
仮設工 一式 |
| 3 | 工事場所 | 吹田市垂水町1丁目地内ほか |
| 4 | 工 期 | 着工 令和6年9月市議会議決後
完成 令和8年3月13日 |
| 5 | 請負金額 | 303,685,800円 |
| 6 | 請 負 者 | 吹田市金田町5番10号
株式会社関根工務店
代表取締役 橋 本 一 郎 |

議案第94号

吹田市北部消防庁舎等複合施設建設工事請負契約の一部変更について

本市は、吹田市北部消防庁舎等複合施設建設工事請負契約（令和3年6月28日議決第70号、令和4年9月29日議決第101号、令和5年12月22日議決第109号）の一部を次のとおり変更します。

令和6年9月4日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

変更部分

項 目	変 更 前	変 更 後
5 請負金額	9, 0 4 9, 5 2 4, 0 0 0円	9, 0 5 2, 8 2 4, 0 0 0円

変更理由

国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の適用により、請負金額を変更するもの。

議案第95号

資源循環エネルギーセンター1・2号炉用ろ布部品購入契約の締結について

本市は、資源循環エネルギーセンター１・２号炉用ろ布部品の購入契約を次のとおり締結します。

令和6年9月4日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- | | | | |
|---|------|--|--------------|
| 1 | 購入概要 | ろ過式集じん器用ろ布 | 1, 100本 |
| 2 | 納期 | 着手 | 令和6年9月市議会議決後 |
| | | 完了 | 令和7年3月25日 |
| 3 | 契約金額 | 66, 550, 000円 | |
| 4 | 納入者 | 兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号
株式会社タクマ
代表取締役社長 南 條 博 昭 | |

議案第 9 6 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり規約を定め、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係市町村と協議します。

令和 6 年 9 月 4 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年 1 月 1 7 日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第 2 の備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（提案理由）

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う規約の一部変更に関し関係市町村と協議を行うため、本案を提出するものです。

議案第 97 号

大阪広域水道企業団が共同処理する事務の変更に関する協議について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、次のとおり規約を定め、大阪広域水道企業団が共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加することについて、関係市町村と協議します。

令和 6 年 9 月 4 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（案）

大阪広域水道企業団規約（平成 22 年 11 月 2 日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第 2 中「藤井寺市」を「岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市」に改める。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大阪広域水道企業団が共同処理する事務を変更することに関し関係市町村と協議を行うため、本案を提出するものです。

令和 6 年度吹田市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度吹田市の一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 540,360 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 172,295,325 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年 9 月 4 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		35,472,656	439,749	35,912,405
	1 国庫負担金	27,074,929	2,850	27,077,779
	2 国庫補助金	8,311,949	436,899	8,748,848
15 府支出金		12,036,699	10,664	12,047,363
	2 府補助金	2,192,175	10,664	2,202,839
18 繰入金		12,320,204	89,927	12,410,131
	1 基金繰入金	11,247,849	89,927	11,337,776
19 諸収入		7,068,255	20	7,068,275
	5 雑入	5,922,510	20	5,922,530
歳入合計		171,754,965	540,360	172,295,325

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		710,199	498	710,697
	1 議 会 費	710,199	498	710,697
2 総 務 費		18,694,508	25	18,694,533
	1 総 務 管 理 費	14,652,053	25	14,652,078
3 民 生 費		83,623,309	503,961	84,127,270
	1 社 会 福 祉 費	31,939,068	241,135	32,180,203
	2 児 童 福 祉 費	37,656,722	248,916	37,905,638
	3 生 活 保 護 費	11,072,354	6,440	11,078,794
	6 国民健康保険費	2,897,222	7,470	2,904,692
8 土 木 費		17,945,822	26,264	17,972,086
	2 道 路 橋 梁 費	2,224,615	2,059	2,226,674
	5 都 市 計 画 費	12,748,580	24,205	12,772,785
10 教 育 費		18,317,139	9,612	18,326,751
	1 教 育 総 務 費	3,349,630	5,423	3,355,053
	2 小 学 校 費	4,816,851	4,189	4,821,040
歳 出 合 計		171,754,965	540,360	172,295,325

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間
生活困窮世帯の子どもの学習支援教室運営業務	令和 6 年 度 ～ 令和 8 年 度
留守家庭児童育成室医療的ケア看護師派遣業務	令和 6 年 度 ～ 令和 7 年 度
小・中学校医療的ケア看護師派遣業務	令和 6 年 度 ～ 令和 7 年 度

限 度 額	備 考
千円 2 5, 3 2 4	
1 9, 6 0 1	
6 5, 5 6 0	

(5)

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 民 生 費 国 庫 負 担 金	26,992,142	2,850	26,994,992
計	27,074,929	2,850	27,077,779

(項) 2 国庫補助金

1 総 務 費 国 庫 補 助 金	4,398,947	232,100	4,631,047
2 民 生 費 国 庫 補 助 金	1,251,081	204,799	1,455,880
計	8,311,949	436,899	8,748,848

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

2 民 生 費 府 補 助 金	1,966,360	10,664	1,977,024
計	2,192,175	10,664	2,202,839

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	8,324,925	89,927	8,414,852
計	11,247,849	89,927	11,337,776

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

3 雑 入	5,922,502	20	5,922,522
計	5,922,510	20	5,922,530

(単位 : 千円)

節		説明
区 分	金 額	
2 生活保護費負担金	2,850	基本額 $3,800 \times 3/4$

7 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	232,100	基本額 $232,100 \times 10/10$
3 子ども・子育て支援交付金	10,664	基本額 $31,992 \times 1/3$
4 保育対策総合支援事業費補助金	192,815	基本額 $289,223 \times 2/3$
9 生活困窮者自立支援事業費補助金	1,320	基本額 $2,640 \times 1/2$

10 子ども・子育て支援交付金	10,664	基本額 $31,992 \times 1/3$

1 財政調整基金繰入金	89,927	

7 雑入	20	

(款) 14 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金
 ~ (款) 19 諸収入 (項) 5 雑入

(7)

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
歳 入 合 計	171,754,965	540,360	172,295,325

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	

歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 議 会 費	710,199	498	710,697			
計	710,199	498	710,697			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
8 退隠料及び遺族扶助料	945	25	970			
計	14,652,053	25	14,652,078			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 社会福祉総務費	4,488,493	235,640	4,724,133	232,100		

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
498	12 委 託 料	390	クラウド型文書共有システム導入 委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	108	クラウド型文書共有システム利用 料ほか
498			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
25	6 恩 給 及 び 退 職 年 金	25	遺族扶助料
25			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
3,540	7 報 償 費	12	子どもの学習支援教室運営業務委 託に係る事業者選定学識経験者謝 礼金
	18 負担金、補助及び 交付金	232,100	低所得者支援給付金

(款) 1 議会費 (項) 1 議会費
 ~ (款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
10 介護保険特別 会計繰出金	5,427,079	2,558	5,429,637			
15 後期高齢者医 療特別会計繰 出金	1,367,701	2,937	1,370,638			
計	31,939,068	241,135	32,180,203	232,100		

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 児童福祉総務 費	2,014,631	248,916	2,263,547	214,143		
計	37,656,722	248,916	37,905,638	214,143		

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 生活保護総務 費	513,396	2,640	516,036	1,320		

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	22 償還金、利子及び割引料	3,528	過年度府支出金返還金
2,558	27 繰 出 金	2,558	繰出金
2,937	27 繰 出 金	2,937	繰出金
9,035			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
34,773	18 負担金、補助及び交付金	248,916	私立保育施設開設準備に係る建物改修等事業助成金 216,916 幼稚園型一時預かり事業助成金 32,000
34,773			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
1,320	12 委 託 料	2,640	生活保護システム改修業務委託料

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費
 ~ (款) 3 民生費 (項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
2 扶 助 費	10,558,958	3,800	10,562,758	2,850		
計	11,072,354	6,440	11,078,794	4,170		

(項) 6 国民健康保険費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 国民健康保険 特別会計繰出 金	2,897,222	7,470	2,904,692			
計	2,897,222	7,470	2,904,692			

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
4 交 通 対 策 費	327,793	2,059	329,852			
計	2,224,615	2,059	2,226,674			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
950	19 扶 助 費	3,800	就職準備給付金
2,270			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
7,470	27 繰 出 金	7,470	繰出金
7,470			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
2,059	10 需 用 費	59	消耗品費
	18 負担金、補助及び 交付金	2,000	自転車ヘルメット購入補助金
2,059			

(款) 3 民生費 (項) 3 生活保護費
～ (款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費

(項) 5 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 都市計画総務費	515,052	24,205	539,257			
計	12,748,580	24,205	12,772,785			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
2 教育センター費	783,082	5,423	788,505			20
計	3,349,630	5,423	3,355,053			20

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
24,205	18 負担金、補助及び 交付金	24,205	上の川周辺まちづくりに係る市道 千里山東山手線歩道拡幅工事調査 設計業務負担金
24,205			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
5,403	1 報 酬	4,355	会計年度任用職員報酬
	4 共 済 費	808	大市共負担金 286 雇用保険料負担金 71 厚生年金保険料負担金 440 労働者災害補償保険料負担金 11
	8 旅 費	210	費用弁償
	18 負担金、補助及び 交付金	50	特定退職金共済・勤労者福祉共済 負担金
5,403			

(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費
～ (款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 小学校管理運営費	2,499,390	4,189	2,503,579			
計	4,816,851	4,189	4,821,040			

歳 出 合 計	171,754,965	540,360	172,295,325	450,413		20
---------	-------------	---------	-------------	---------	--	----

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
4,189	10 需 用 費	2,122	消耗品費
	11 役 務 費	58	通信運搬費
	13 使用料及び賃借料	1,118	学校規模適正化に伴う記念行事に係るバス借上料ほか
	17 備 品 購 入 費	891	学校規模適正化に伴う校内備品購入費
4,189			
89,927			

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費

給 与 費

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	3,069 (1,865)	2,873,349	11,021,502	11,289,298
補 正 前	3,069 (1,860)	2,868,994	11,021,502	11,289,298
比 較	0(5)	4,355	0	0
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	277,550	1,406,847	241,591
	補 正 前	277,550	1,406,847	241,591
	比 較	0	0	0
	区 分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当
	補 正 後	118,855	408,098	3,220,032
	補 正 前	118,855	408,098	3,220,032
	比 較	0	0	0

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

明 細 書

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
計 (千円)				
25,184,149	4,939,582	30,123,731		
25,179,794	4,938,774	30,118,568		
4,355	808	5,163		
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	単身赴任手当	夜間勤務手当
267,156	40,092	608,068	648	9,976
267,156	40,092	608,068	648	9,976
0	0	0	0	0
勤勉手当	退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	初任給調整手当
2,667,193	1,833,432	182,274	1,445	6,041
2,667,193	1,833,432	182,274	1,445	6,041
0	0	0	0	0

会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	496(1,847)	2,873,349	1,046,651	1,639,975
補 正 前	496(1,842)	2,868,994	1,046,651	1,639,975
比 較	0(5)	4,355	0	0
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	地域手当	通勤手当	特殊勤務手当
	補 正 後	125,636	30,344	573
	補 正 前	125,636	30,344	573
	比 較	0	0	0
	区 分	児童手当		
	補 正 後	3,600		
	補 正 前	3,600		
	比 較	0		

備考 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
計 (千円)				
5,559,975	1,006,342	6,566,317		
5,555,620	1,005,534	6,561,154		
4,355	808	5,163		
時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	勤勉手当	退職手当
9,796	224	795,537	641,516	32,749
9,796	224	795,537	641,516	32,749
0	0	0	0	0

令和 6 年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度吹田市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,470 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,579,388 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 4 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		2,897,222	7,470	2,904,692
	1 一般会計繰入金	2,897,222	7,470	2,904,692
歳入合計		38,571,918	7,470	38,579,388

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		740,996	7,470	748,466
	1 総務管理費	535,092	4,359	539,451
	2 徴収費	205,539	3,111	208,650
歳出合計		38,571,918	7,470	38,579,388

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 一 般 会 計 繰 入 金	966,699	7,470	974,169
計	2,897,222	7,470	2,904,692

歳 入 合 計	38,571,918	7,470	38,579,388
---------	------------	-------	------------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一 般 会 計 繰 入 金	7,470	

--	--	--

(款) 6 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 一 般 管 理 費	529,124	4,359	533,483			4,359
計	535,092	4,359	539,451			4,359

(項) 2 徴収費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 賦 課 徴 収 費	205,539	3,111	208,650			3,111
計	205,539	3,111	208,650			3,111

歳 出 合 計	38,571,918	7,470	38,579,388			7,470
---------	------------	-------	------------	--	--	-------

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	11 役 務 費	4,359	通信運搬費

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	11 役 務 費	3,111	通信運搬費

--	--	--	--

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費
～ (款) 1 総務費 (項) 2 徴収費

令和 6 年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度吹田市の介護保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 5 5 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 3, 4 7 7, 2 6 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 4 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		6,398,754	2,558	6,401,312
	1 一般会計繰入金	5,427,079	2,558	5,429,637
歳入合計		33,474,707	2,558	33,477,265

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		878,504	2,558	881,062
	1 総務管理費	448,526	1,109	449,635
	2 徴収費	88,517	699	89,216
	3 介護認定審査会費	341,461	750	342,211
歳出合計		33,474,707	2,558	33,477,265

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 一 般 会 計 繰 入 金	877,568	2,558	880,126
計	5,427,079	2,558	5,429,637

歳 入 合 計	33,474,707	2,558	33,477,265
---------	------------	-------	------------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一 般 会 計 繰 入 金	2,558	

--	--	--

(款) 6 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

(5)

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 一 般 管 理 費	448,526	1,109	449,635			1,109
計	448,526	1,109	449,635			1,109

(項) 2 徴収費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 賦 課 徴 収 費	88,517	699	89,216			699
計	88,517	699	89,216			699

(項) 3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 介護認定審査 会費	170,414	566	170,980			566
2 認定調査等費	171,047	184	171,231			184
計	341,461	750	342,211			750

歳 出 合 計	33,474,707	2,558	33,477,265			2,558
---------	------------	-------	------------	--	--	-------

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	11 役 務 費	1,109	通信運搬費

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	11 役 務 費	699	通信運搬費

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	11 役 務 費	566	通信運搬費
	11 役 務 費	184	通信運搬費

--	--	--	--

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費
～ (款) 1 総務費 (項) 3 介護認定審査会費

令和 6 年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度吹田市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 9 3 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 1 5 6, 0 0 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 4 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		1,367,701	2,937	1,370,638
	1 一般会計繰入金	1,367,701	2,937	1,370,638
歳入合計		7,153,072	2,937	7,156,009

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		293,128	2,937	296,065
	1 総務管理費	216,190	2,937	219,127
歳出合計		7,153,072	2,937	7,156,009

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 一 般 会 計 繰 入 金	292,959	2,937	295,896
計	1,367,701	2,937	1,370,638

歳 入 合 計	7,153,072	2,937	7,156,009
---------	-----------	-------	-----------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一 般 会 計 繰 入 金	2,937	

--	--	--

(款) 3 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

(5)

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 一 般 管 理 費	216,190	2,937	219,127			2,937
計	216,190	2,937	219,127			2,937

歳 出 合 計	7,153,072	2,937	7,156,009			2,937
---------	-----------	-------	-----------	--	--	-------

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	11 役 務 費	2,937	通信運搬費

--	--	--	--

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費